

佐呂間町

第3期子ども・子育て支援事業計画

～「こどもと親、地域で創ろう

ふるさとサロマの未来」～

(令和7年度～令和11年度)

素案

令和7年3月

北海道 佐呂間町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の位置づけと法の根拠	2
5. 子ども・子育てをめぐる動き	4
第2章 計画の策定の推進体制	5
1. 佐呂間町子ども・子育て会議での審議の実施	5
2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施内容	5
3. パブリックコメントの実施	5
4. 関係機関との連携	5
5. 計画の達成状況の点検・評価・見直し	5
第3章 佐呂間町の現状	6
1. 佐呂間町の状況	6
2. 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
第2部 計画	16
第1章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本目標	17
第2章 基本目標への取組	18
基本目標1 「幼児期における教育・保育の推進」	18
基本目標2 「子ども・子育て支援の推進」	19
基本目標3 「母と子の健康・育成支援」	20
基本目標4 「安全・安心にこどもを守る取組」	23
基本目標5 「ワークライフバランスの実現に向けた推進」	24
基本目標6 「こども・若者のソーシャルインクルージョンの推進」	25
第3章 量の見込みと提供体制の確保	29
1. 教育・保育提供区域の設定	29
2. 教育・保育に関する量の見込みと提供体制確保の内容	30
3. 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと提供体制確保の内容	31
4. 子ども・子育て支援関連施設の整備	38
第3部 資料編	39
子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書	39

※「こども」の表記について

本計画における「こども」の表記については、こども基本法に倣い、原則として「こども」の表記を使用します。なお、法令に根拠がある場合、固有名詞に基づく場合は「子ども」の表記を使用します。

第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化・人口減少は、留まることなく進行しており、若年人口が急激に減少する2030年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、平成24年に子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、「こども未来戦略」を策定し、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく『佐呂間町次世代育成支援行動計画』を策定し、子ども・子育て支援の取組を進めてきました。行動計画終了に伴い、平成27年からは「子ども・子育て支援法」に基づく『第1期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の量的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とした取組を計画的に行いました。また、令和2年には『第2期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、新たに「こども貧困対策」についても計画に盛り込み、取り組んできました。

この度、本計画が令和6年度末をもって終了することから、町民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、再度、佐呂間町の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする『第3期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

2. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



3. 計画の対象

佐呂間町に在住する「こども」及び「若者」、「保護者」全てを対象とします。

子ども・子育て支援法において

「こども」とは、生まれてから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

「保護者」とは親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいいます。

こども大綱において

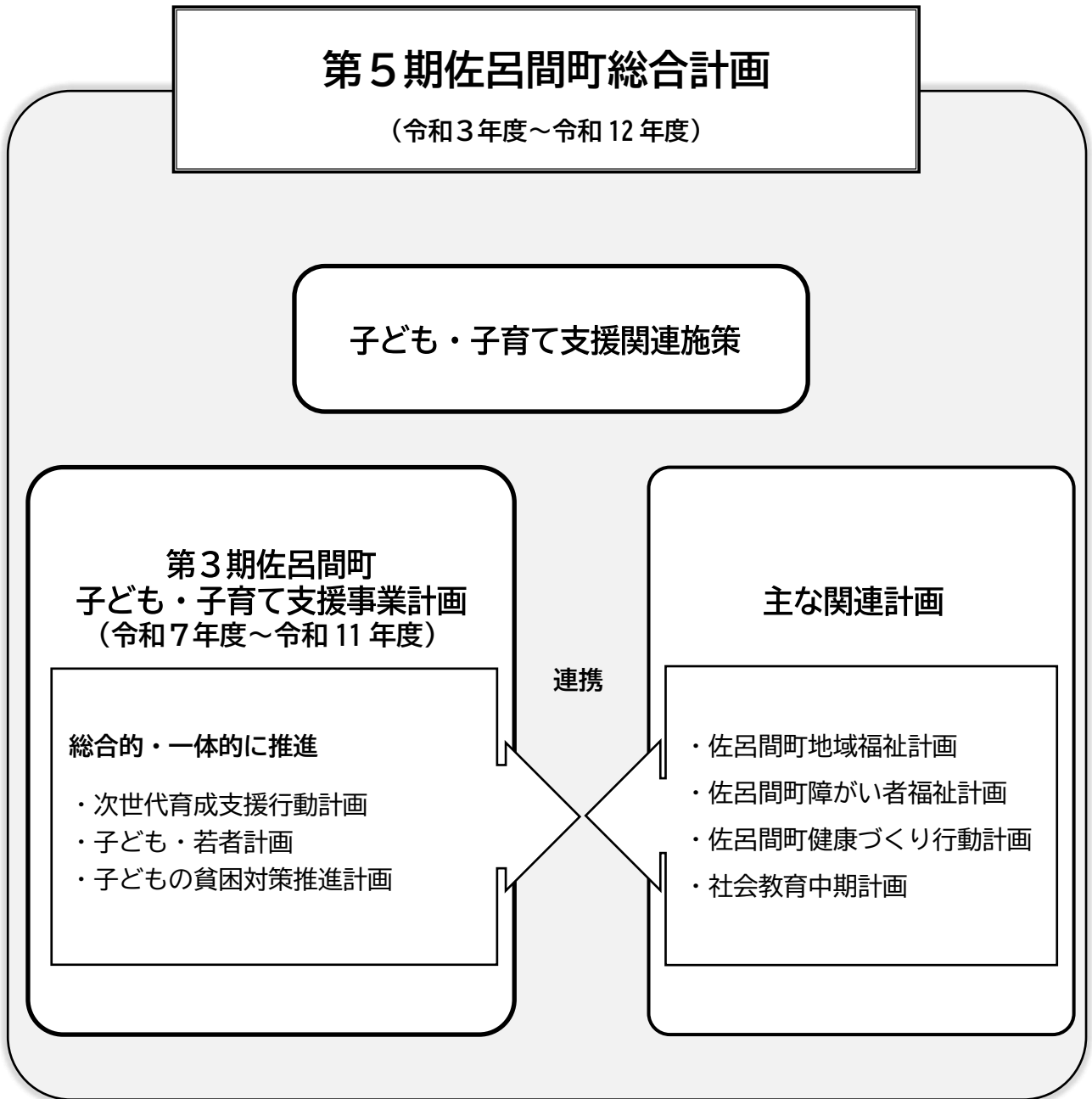
「若者」とは、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)とされています。

4. 計画の位置づけと法の根拠

本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。さらに本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」(第9条)に定める「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条)に定める「市町村子どもの貧困対策推進計画」としての位置づけも担う計画として策定します。

本計画の策定に当たっては、「第5期佐呂間町総合計画」(令和3～令和12年度)を上位計画とし、「佐呂間町地域福祉計画」「佐呂間町障がい者福祉計画」「佐呂間町健康づくり行動計画」「社会教育中期計画」などの福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえて策定しています。また、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

■計画の位置づけ



5. 子ども・子育てをめぐる動き

子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯を以下にまとめました。

	法律・制度等	内容
平成27年 (2015年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成30年 (2018年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定 こどもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019年)	子供の貧困に関する大綱（第2次） 改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む 教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた 女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年 (2020年)	少子化社会対策大綱（第4次） 改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージ に応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての 両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年 (2021年)	子供・若者育成支援推進大綱 （第3次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子 供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓 く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社 会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の 養成・支援
令和4年 (2022年)	こども基本法成立 (令和5年4月1日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し ていくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反 映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者 相互の有機的な連携の確保
令和5年 (2023年)	こども大綱の閣議決定 (令和5年12月22日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進 するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、 子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和6年 (2024年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な 取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和6年6月5日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第2章 計画の策定の推進体制

1. 佐呂間町子ども・子育て会議での審議の実施

■ 会議構成員及び会議開催について

子ども・子育て会議は、幅広い立場からご意見をいただくため、保護者をはじめ教育関係者・子育てを支援する団体関係者の10名で構成しており、会議を開催し、計画内容をご審議いただきました。

■ 庁内施策体制

関係部署による「子育て支援庁内調整会議」を開催し、意見交換・調整を図りました。

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施内容

- 本計画の策定にあたり、こども本人及び子育て当事者の意見やニーズを的確に反映させるため、「佐呂間町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

対象者	対象世帯	調査期間	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者 及び小学校3年生までの 児童保護者	佐呂間町全域 146世帯	令和6年7月30日 ～9月4日	69件	47.2%

3. パブリックコメントの実施

町民の皆様からのご意見をいただくため、令和7年2月6日から令和7年2月13日まで、佐呂間町のホームページ等にて計画書案を開示し、パブリックコメント(町民意見提出手続き)により、町民の意見の反映に努めました。

4. 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、近隣市町村との連携強化、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体との連携を図りながら、地域での子育て支援を進めます。また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、町民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の周知・啓発に努めます。

5. 計画の達成状況の点検・評価・見直し

計画期間中においては、毎年評価を行い必要に応じて見直しを行います。第3期計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行っていきます。

また、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等により、計画に定めた需要量の見込みや確保方策と実績が大きく乖離した場合には、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

第3章 佐呂間町の現状

1. 佐呂間町の状況

(1)人口の推移

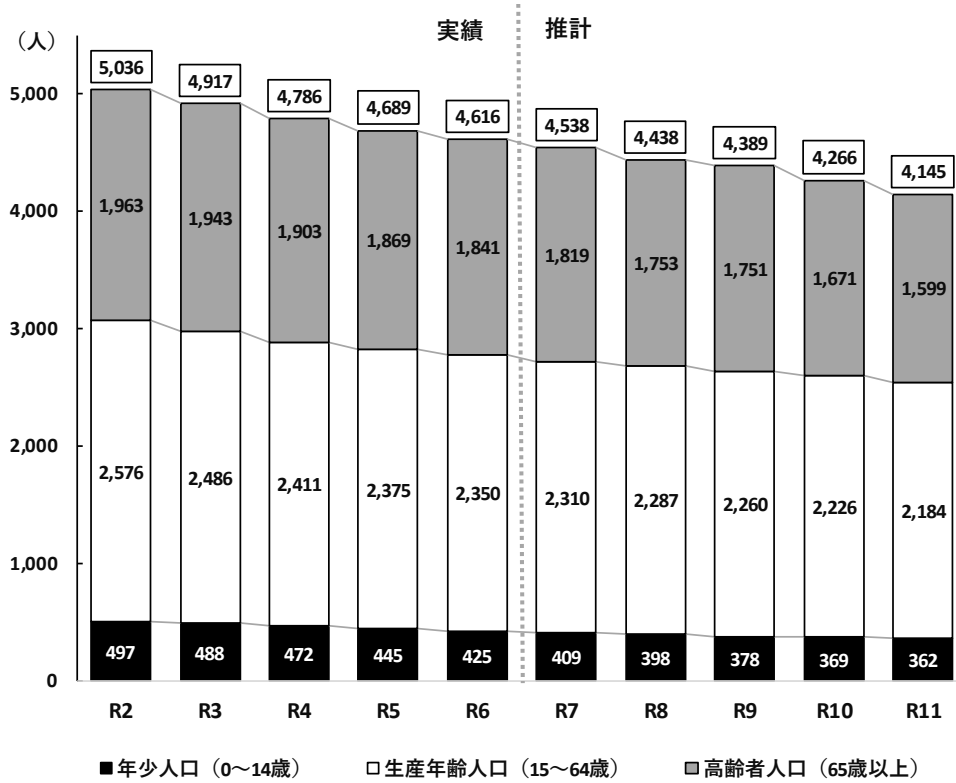
佐呂間町の人口は毎年減少が続き、令和6年度は4,616人で、令和2年度から、420人減少しています。年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率は減少し続けており、生産年齢人口比率は、ほぼ横ばいで推移しており、この傾向が今後も継続すると推計します。高齢者人口比率は、令和7年度をピークに令和11年度まで減少する見込みです。

■佐呂間町の人口変化予測(令和2年～令和11年)

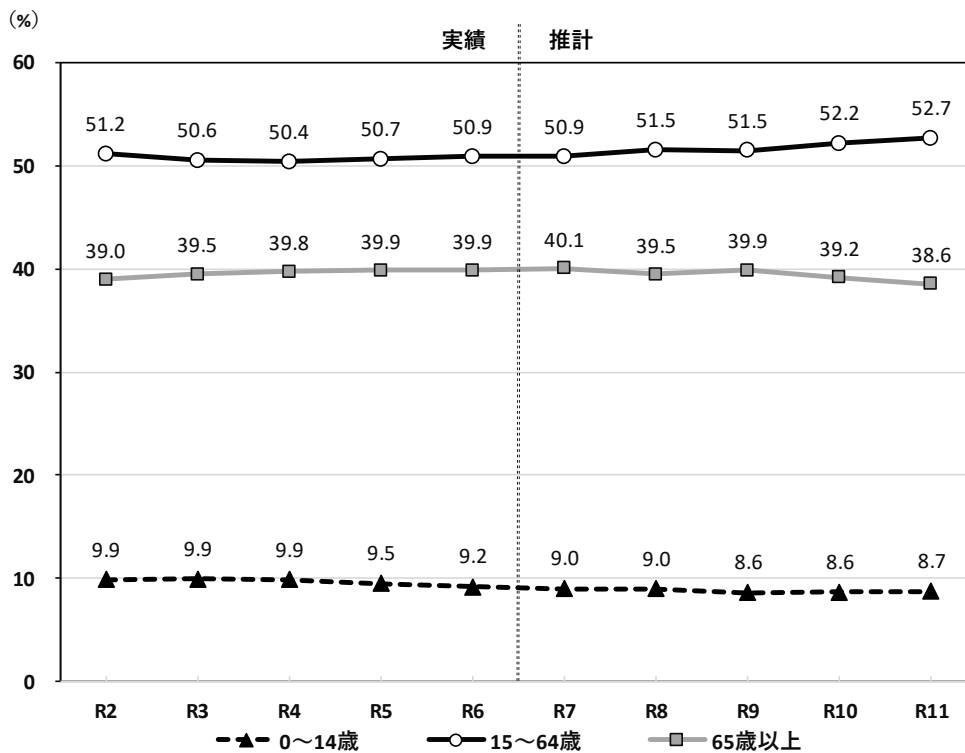
人口区分	実績					推計					(単位:人、%)
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
年少人口	497	488	472	445	425	409	398	378	369	362	
割合	9.9	9.9	9.9	9.5	9.2	9.0	9.0	8.6	8.6	8.7	
生産年齢人口	2,576	2,486	2,411	2,375	2,350	2,310	2,287	2,260	2,226	2,184	
割合	51.2	50.6	50.4	50.7	50.9	50.9	51.5	51.5	52.2	52.7	
高齢者人口	1,963	1,943	1,903	1,869	1,841	1,819	1,753	1,751	1,671	1,599	
割合	39.0	39.5	39.8	39.9	39.9	40.1	39.5	39.9	39.2	38.6	
合計	5,036	4,917	4,786	4,689	4,616	4,538	4,438	4,389	4,266	4,145	

※毎年、4月1日の佐呂間町の人口の変化を参考に将来の人口を推計しました。

■年齢階層別人口の変化予測



■年齢階層別人口比率の変化予測



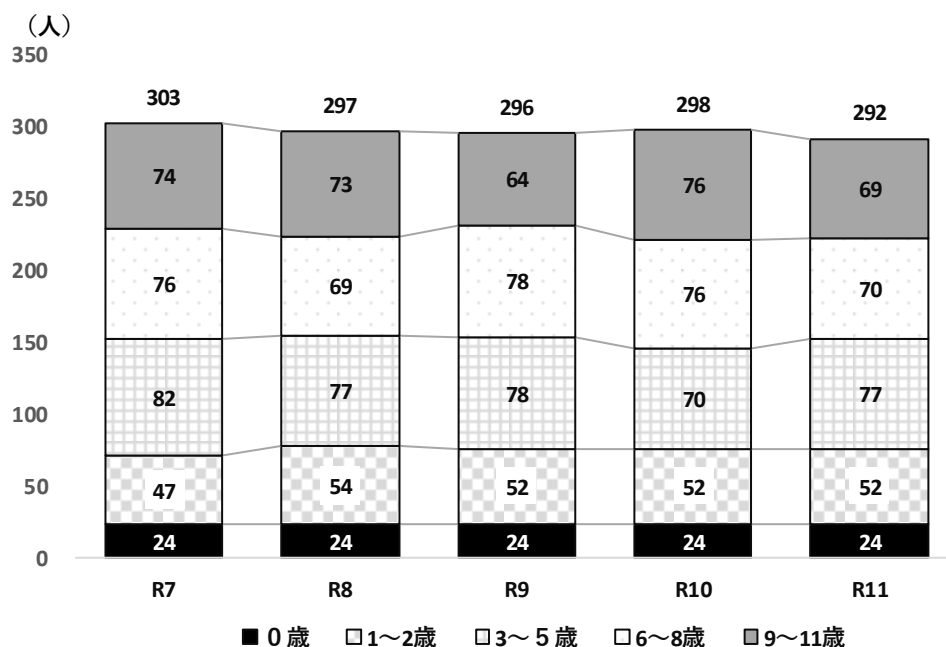
■推計児童人口(令和7年度～令和11年度)

(単位:人)

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	24	24	24	24	24
1歳	28	26	26	26	26
2歳	19	28	26	26	26
3歳	33	18	27	25	25
4歳	26	33	18	27	25
5歳	23	26	33	18	27
6歳	32	22	24	30	16
7歳	15	32	22	24	30
8歳	29	15	32	22	24
9歳	20	29	15	32	22
10歳	24	20	29	15	32
11歳	30	24	20	29	15
合 計	303	297	296	298	292

※推計方法:コーホート変化率法等

■児童人口の変化予測(0歳～11歳)



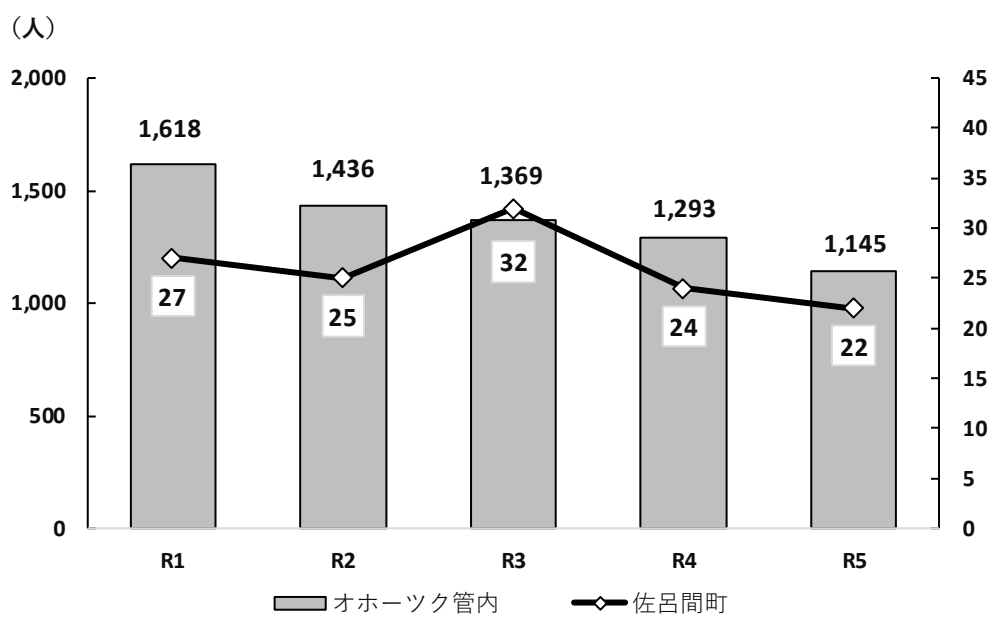
(2) 出生の動向

佐呂間町の出生数は、令和3年に増加しましたが、おおむね横ばいです。

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	佐呂間町	27人	25人	32人	24人	22人
	オホーツク管内	1,618人	1,436人	1,369人	1,293人	1,145人
	北海道	31,020人	29,523人	28,762人	26,407人	24,430人

※資料：人口動態統計(各年12月31日現在)

■ 出生数の推移



(3) 婚姻及び離婚の動向

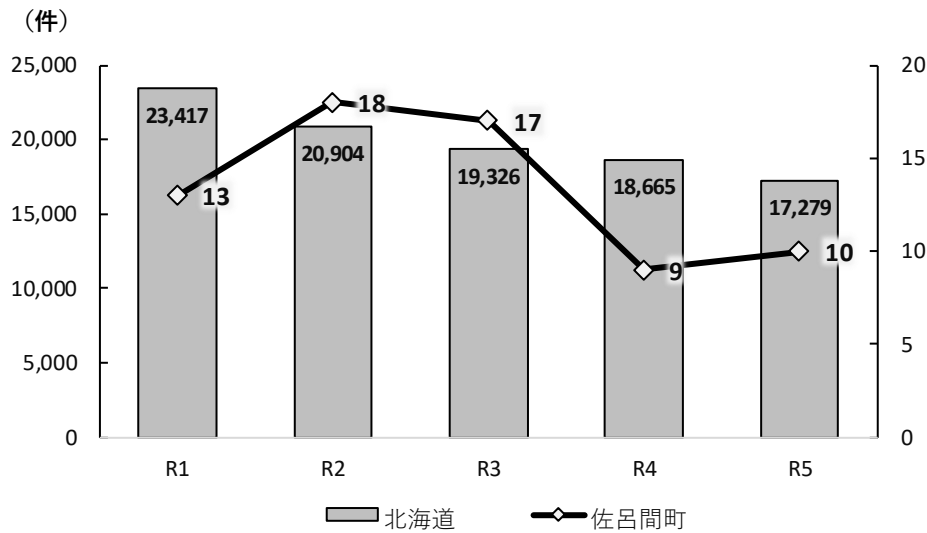
婚姻数は、各年に変動がみられ、令和4年には前年より大幅に減少しました。

離婚数は、各年に変動がみられますが、おおむね横ばいです。

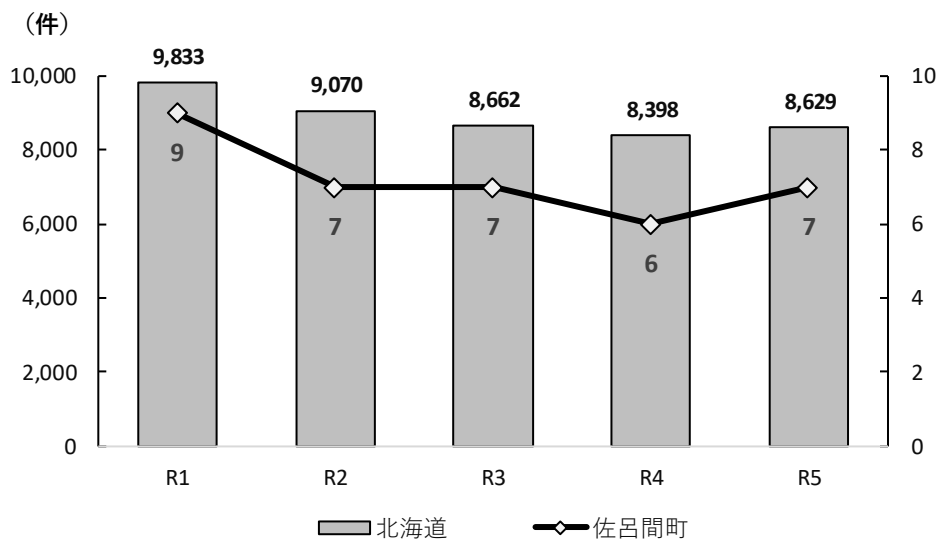
区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻数	佐呂間町	13件	18件	17件	9件	10件
	北海道	23,417件	20,904件	19,326件	18,665件	17,279件
離婚数	佐呂間町	9件	7件	7件	6件	7件
	北海道	9,833件	9,070件	8,662件	8,398件	8,629件

※資料：人口動態統計(各年12月31日現在)

■ 婚姻数の推移



■ 離婚数の推移



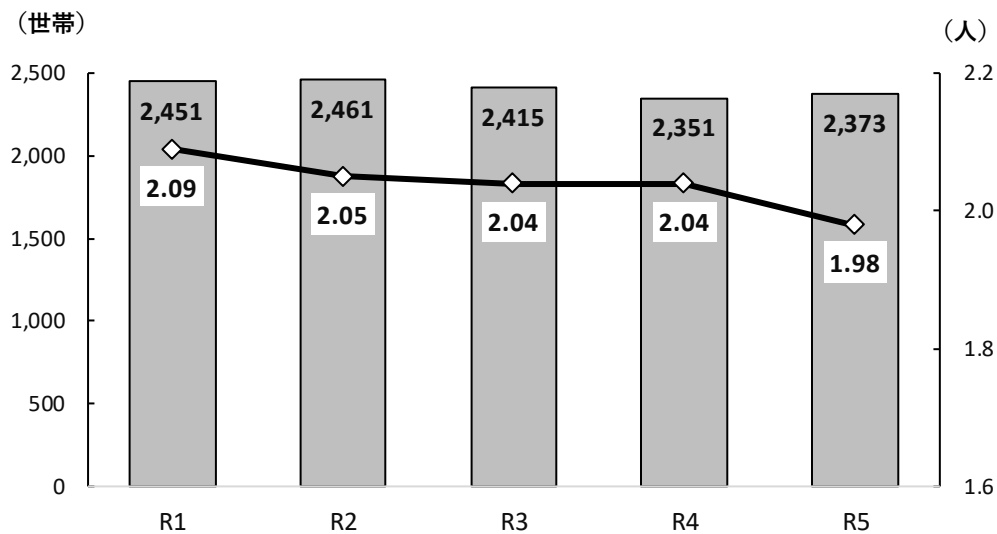
(4) 世帯の動向

世帯数、一世帯当たりの人員は、減少しています。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	2,451世帯	2,461世帯	2,415世帯	2,351世帯	2,373世帯
一世帯当たり人員	2.09人	2.05人	2.04人	2.04人	1.98人

※住民基本台帳(各年3月31日現在)

■ 世帯数の推移



(5) 世帯構成

核家族世帯、三世帯世帯の割合は、減少していますが、その他の世帯(主として単身世帯)の割合は増加しています。

区分	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯 (構成比)	1,329世帯 (55.2%)	1,292世帯 (56.1%)	1,193世帯 (52.8%)
三世帯世帯 (構成比)	210世帯 (8.7%)	135世帯 (5.8%)	98世帯 (4.3%)
その他の世帯 (構成比)	868世帯 (36.1%)	877世帯 (38.1%)	969世帯 (42.9%)
合計	2,407世帯	2,304世帯	2,260世帯

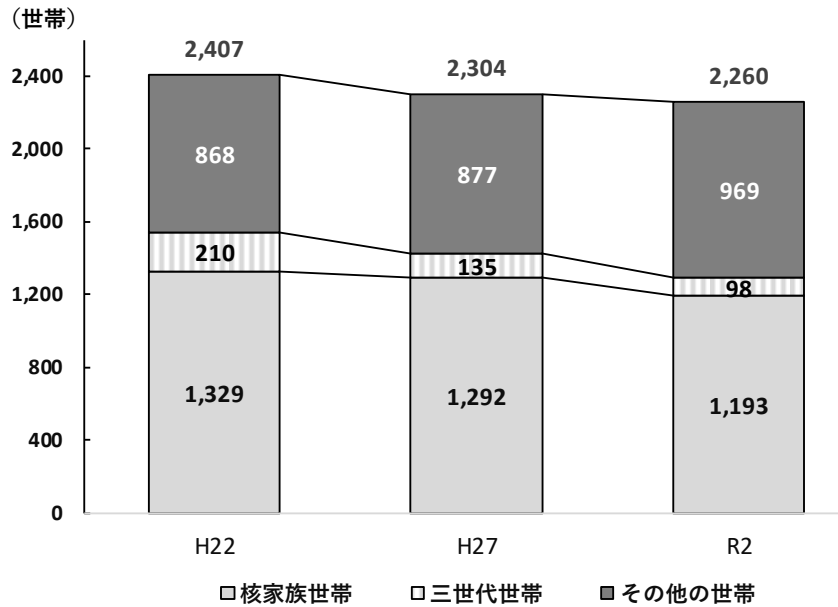
※国勢調査(人口等基本集計:各年10月1日現在)

※核家族世帯:夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの世帯

※三世帯世帯:親、子、孫で構成されている世帯

※その他の世帯:核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯(主として単身世帯)

■世帯構成数の推移



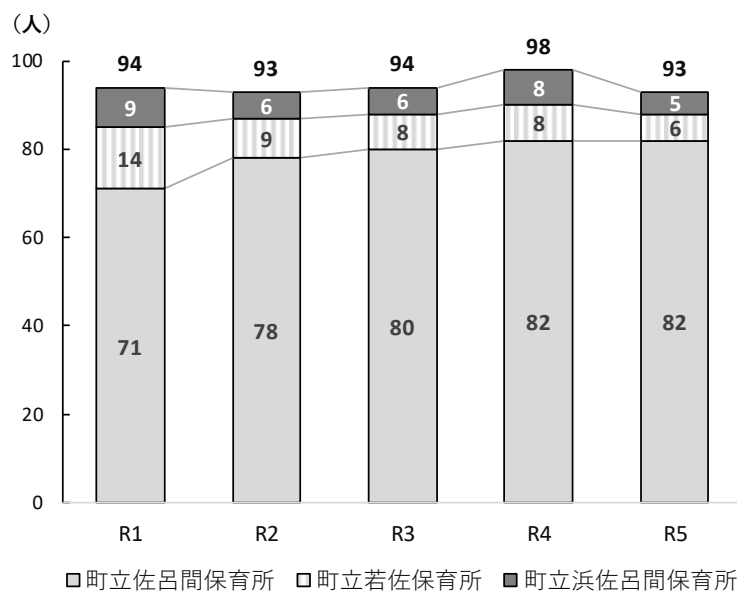
(6) 保育所の定員と入所児童の推移

入所児童合計数は、ほぼ横ばいですが、若佐保育所、浜佐呂間保育所は減少しています。

区分	定員	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
町立佐呂間保育所	150人	71人	78人	80人	82人	82人
町立若佐保育所	30人	14人	9人	8人	8人	6人
町立浜佐呂間保育所	40人	9人	6人	6人	8人	5人
合計	220人	94人	93人	94人	98人	93人

※入所人数は各年4月1日現在

■入所児童数の推移



2. 地域子ども・子育て支援事業の状況

令和元年から令和5年までの各事業の状況を以下にまとめました。

① 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)の利用状況

佐呂間保育所施設内に子育て支援センターを設置し、親子の遊び場の提供、子育て支援、親子遊びの講座等を開催しています。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間開設日数	205日	199日	198日	199日	206日
延べ利用人員	2,622人	2,085人	2,812人	2,103人	1,828人
一日平均	12.8人	10.5人	14.2人	10.6人	8.9人
利用状況	対象児の減少に伴い、利用人数が減少				

② 一時保育事業(一時預かり事業)の利用状況

生後6か月以上の子どもを対象に、パートタイム就労や病気、出産、介護、リフレッシュ等のため、保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業です。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間開設日数	288日	288日	290日	283日	291日
延べ利用人員	103人	155人	14人	18人	26人
一日平均	0.36人	0.54人	0.05人	0.06人	0.09人
利用状況	対象児の減少に伴い、利用人数が減少				

③ 病児・病後児保育事業の利用状況

病気にかかっている子どもや病気が回復期にある生後6か月から小学校3年生までの子どもを、病院や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。佐呂間町は未設置です。

④ 児童館・児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の利用状況

昼間、保護者が家庭にいない小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に、町立児童館を利用して行っている事業です。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間開設日数	285日	289日	295日	294日	296日
延べ利用人員	4,496人	3,189人	3,441人	2,012人	2,170人
一日平均	15.8人	11人	11.7人	6.8人	7.3人
利用状況	令和元年をピークにやや減少傾向だが、おおむね横ばい				

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問、妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等を行う事業です。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	25人	29人	30人	21人	24人
利用状況	新生児の増減に伴い変動				

⑥ 養育支援訪問事業の利用状況

乳幼児家庭全戸訪問事業等で把握した支援を必要とする家庭に対し、適切な養育が行われることを目的とした保健指導等を行う事業です。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問件数	9件	34件	27件	23件	21件
利用状況	対象となる家庭の増減により変動				

⑦ 妊婦健診の利用状況

妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を発行し、健診費受診にかかる費用を助成する事業です。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
健診回数	272回	305回	373回	259回	273回
人 数	36人	40人	43人	35人	34人
利用状況	健診対象者の増減に伴い変動				

⑧ 子育て世代包括支援センターの利用状況

妊娠期から子育て期において気軽に利用できる総合相談窓口として令和4年4月より、佐呂間町役場保健福祉課内に開設しました。事業内容を継続しつつ、令和8年度より『こども家庭センター』を新設する予定です。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間開設日数	—	—	—	243日	242日
延べ利用件数	—	—	—	278件	208件
一日平均	—	—	—	1.1件	0.9件
利用状況	対象となる妊婦、新生児の増減により変動				

※この他、下記に記載した取組についても実施しております。

事業・取組	事業内容	所管
武道館・温水プール「スター」	運動に関する様々な教室を実施しています。こどもの運動能力向上のためのパーソナル指導や親子で参加できる教室等も実施しています。	武道館・温水プール
わんぱく広場	小学生が集まり、ニュースポーツや宿泊体験などの様々な体験活動を実施しています。	社会教育課
ミニ劇場・少年文化劇場	演劇や音楽の芸術を鑑賞する機会を提供し、創造性を養い、豊かな心を育むために実施しています。	社会教育課
スポーツ教室	こどもたちが健康でたくましく育つよう、水泳教室やスキー教室など各種スポーツ教室を実施しています。	社会教育課・武道館・温水プール
ジョイントコンサート	中学校、高校の吹奏楽部を中心に、賛助出演者とともに演奏を披露し、音楽を身近に感じ楽しんでもらえる鑑賞会を実施しています。	社会教育課
サイエンスキャラバン	こども達が実験や工作づくりの体験をとおして、科学に興味関心を持ってもらうことを目指して実施しています。	社会教育課
図書館	移動図書館車「あおぞら号」が宅配サービス、町内各保育所、各学校などに図書の貸出を行っています。また、図書館まつり、ミニシアター、人形劇公演、絵本の読み聞かせなど、こどもたちが楽しめる行事を実施しています。さらに、「ブックスタート」、「セカンドブック」を実施し、乳幼児健診などの機会に「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする事業を展開しています。	図書館
子育て講座	町内の親子が集まり、佐呂間町の産業や自然を体験しながら交流を深めます。講座の企画は、町内の関係機関が構成する家庭教育推進会議が実施しています。	社会教育課など

第2部 計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもは「未来の夢・次代の希望」であり、その成長はこどもを持つ家庭のみならず、町にとっての喜びでもあります。近年、少子化・核家族化の進展、共働き家庭の増加等、「こども」を取り巻く環境が大きく変化し、地域の中で「人」とのつながりを大切にすることが求められています。

第2期計画では、「自然あふれるサロマの大地でみんなで育てよう子どもの未来」を基本理念として掲げ、取組を推進してきました。

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえて、次代を担うこどもたちが、人としての権利や自由が尊重され、家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境づくり、住民が積極的に協力しあう地域社会を築くことができる体制を整備し、親が誇りを持って子育てできるまちづくりを進めることを目的とし、「佐呂間町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「こどもと親、地域で創ろう

ふるさとサロマの未来」

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 「幼児期における教育・保育の推進」

- 1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- 2 保育所・小学校連携等の取組の推進

基本目標 2 「子ども・子育て支援の推進」

- 1 地域子ども・子育て支援事業

基本目標 3 「母と子の健康・育成支援」

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 こどもや母親の健康の確保

基本目標 4 「安心・安全にこどもを守る取組」

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

基本目標 5 「ワークライフバランスの実現に向けた推進」

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事・子育ての両立のための基盤整備

基本目標 6 「こども・若者のソーシャルインクルージョンの推進」

- 1 こども・若者を支える施策の推進
- 2 障がい児・発達障がいのあるこどもへの適切な支援体制
- 3 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進

第2章 基本目標への取組

基本目標1 「幼児期における教育・保育の推進」

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

少子化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、こどもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

佐呂間町では、平成17年度国の構造改革特別区域計画認定を受け、「佐呂間町いきいき子育て特区」により、幼保一体型の現在の佐呂間保育所を新設しました。現在、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する区分の認定を行い、標準時間保育又は短時間保育として実施をし、町内における待機児童は発生していません。

新規に施設確保等事業拡張を検討する必要性は高いものではありませんが、今後新たなニーズが発生した場合は、町全体の提供量を確保しつつ、認定こども園など幼稚園機能を有する施設の設置について具体的に検討することとします。

2. 保育所・小学校連携等の取組の推進

保育所と小学校との連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるよう努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
保育所、小学校の連携	交流会の開催などによる保育所や小学校との連携した取組を行うことにより、幼児期から小学校への教育活動の円滑な移行を進めるとともに、実態に応じたこどもの発達や学び、生活の連続性のある教育の充実を図ります。	保育所 ・教育委員会管理課

基本目標2 「子ども・子育て支援の推進」

1 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法第59条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定されており、第61条では市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容、実施時期が規定されています。各事業の実施状況及び事業内容、量の見込みについては第3章で示します。

地域子ども・子育て支援事業一覧	
①	時間外保育事業
②	放課後児童健全育成事業・・・児童クラブ【児童館併設】
③	子育て短期支援事業（ショートステイ）
④	地域子育て支援拠点事業
⑤	一時預かり事業（幼稚園以外）・・・一時保育事業
⑥	病児保育事業
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
⑧	妊婦健康診査事業
⑨	乳幼児家庭全戸訪問事業
⑩	養育支援訪問事業
⑪	利用者支援事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力開発活用事業
新規 ⑭	児童育成支援拠点事業
新規 ⑮	親子関係形成支援事業
新規 ⑯	子育て世帯訪問事業
新規 ⑰	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
新規 ⑱	産後ケア事業
新規 ⑲	妊婦等包括相談支援事業

※現在佐呂間町では行っていない事業も含まれています

基本目標3 「母と子の健康・育成支援」

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。また、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるような環境整備に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
利用者支援事業 (妊婦等包括相談 支援事業型)	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談の実施や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぎます。	保健福祉課・ 保育所

2 こどもや母親の健康の確保

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安がますます深刻化しています。このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じ、母子の健康を確保する事を目的に乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。また、保護者の育児不安の解消を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防も含め、妊娠期からの継続した支援に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
子育て講座 「お話あいあい」	乳幼児期のこどもを持つ親を対象に、子育てに関する情報を提供することで、子育てに対する不安の軽減を図るとともに、子育てについてともに考える仲間づくりを推進します。	子育て支援 センター
親子行事 「あいあいらんど」	乳幼児期のこどもと親を対象に、家庭ではなかなか出来ない四季折々の行事を体験することで生活や遊びを豊かにするとともに、こどもたちの集団生活への適応性・コミュニケーション能力の向上、こども同士・親同士の交流を推進します。	子育て支援 センター
乳幼児健康診査	母子保健法に基づいて、乳幼児の健康診査を行い、身体発育、精神・運動発達の状況を確認し、発育、発達に合わせて栄養指導、保健指導等を実施し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	保健福祉課
赤ちゃん相談	乳幼児の成長発達や育児に対する悩みや不安を軽減することを目的とし、相談を通して、食生活や体を使った遊び、睡眠リズムなど、健康的な生活習慣の意識付けを図ります。	保健福祉課

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
パパママたまご教室 (妊婦、0～1歳児 保護者対象)	妊娠中や子育て中に安心して生活を送ることができることを目的とし、妊娠中及び出産後の母親同士の交流の機会を提供します。特に生活リズムや体を使った遊び、こどもの情緒を育てる関わりなどに重点を置いた健康教育を行い、親自身がこどもの健康づくりのためにできることを学び、実践する事を目指します。	保健福祉課
乳幼児家庭全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切な助言及びサービス提供を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とします。	保健福祉課
インフルエンザ 予防接種費用助成	インフルエンザ予防接種を希望する1歳以上の幼児や小中高生に対して、予防接種費用の一部を助成し、インフルエンザによる死亡者や重症者及び集団の発生をできる限り防ぎ、健康の保持増進を図ります。	保健福祉課
任意予防接種費用助 成(おたふく、水痘、B 型肝炎、日本脳炎、子宮 頸がん、麻しん風しん)	定期予防接種以外の任意予防接種を希望する町民に対して予防接種費用の一部を助成し、町民の健康の保持増進を図ります。	保健福祉課
乳幼児フッ素 塗布事業	乳幼児のフッ素塗布事業に対し、その費用の一部を助成することにより、歯科保健に対する意識の向上を図り、乳幼児の健全な口腔衛生の保持を図ります。	保健福祉課
妊婦健康診査事業	母子保健法に基づいて妊婦の健康診査(以下「健康診査」という。)を実施することにより、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流産、早産、妊娠高血圧症候群及び子宮内胎児発育遅延の防止等、母子の障がい予防を図ります。	保健福祉課
多胎妊婦健康診査費 助成事業	多胎妊娠における妊婦と胎児の適正な保健管理を図るため、妊婦一般健康診査の回数に追加して健康診査を受診した際に、健康診査の費用の全額または一部を助成し、安心して出産できる環境を整えます。	保健福祉課
産婦健康診査費 助成事業	母子保健法に基づいて、産婦の身体的機能の回復、授乳及び精神状況の確認のため産婦健康診査を実施することにより、産後の支援が必要と認められる方を早期に把握し、産婦の健康保持及び増進を図ります。	保健福祉課

第2部 計画

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
新生児聴覚検査費 助成事業	新生児の聴覚検査を実施することにより、聴覚の異常を早期発見し、聴覚障害による音声言語発達への影響を最小限に抑えるよう努めます。	保健福祉課
妊産婦安心出産 支援事業	町内に産科医療機関がなく、分娩可能な医療機関が遠方であるため、町外の医療機関へ通院に要する交通費相当額の助成を行い、妊産婦が安心して出産や通院ができる環境を整えます。	保健福祉課
一時預かり事業 (一時保育事業)	就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育に対する需要の高まりにより、一時保育を実施します。保育所が地域の保育センター的な役割を担い、その活動を充実・強化することにより、乳幼児への福祉増進を図ります。	保育所
放課後児童健全 育成事業(児童館併 設・放課後児童クラブ)	小学校の児童が、保護者の就労等により下校後留守家庭等になる児童の健全育成と、福祉の充実を図ります。	保健福祉課
子育て支援センター (保育所併設)	少子化と核家族化が進行する中で、育児に対する不安や悩みを持つ子育て家庭に対し、必要な指導及び支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。	子育て支援 センター
さろま子育て応援 医療費助成事業	こどもの医療費をその保護者に助成することにより、子育てに係る家庭の経済的負担を軽減し、安心安全な子育ての環境を提供します。本町の子育て支援の更なる充実を図り、今までの乳幼児医療費助成を大きく拡大して、0歳から高校生までを対象に医療費の無料化を実施します。	町民課
すくすくnavi さろま (令和3年4月開始)	ICTを活用した新たな子育て支援策として、スマートフォンやタブレット端末で、母子健康手帳の記録、定期予防接種のオンライン予約、地域の情報などを簡単にサポートできるアプリを活用し、子育て家庭を支えます。	保健福祉課
佐呂間町子育て世代 包括支援センター (令和4年4月開設)	佐呂間町役場内に妊娠・出産・子育てに関する様々なことについて気軽に相談できる窓口を開設し、従来の母子保健事業にプラスして、相談しやすい環境づくりを整え、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。なお、令和8年度に『子ども家庭センター』を開設予定です。	保健福祉課
やすまある (マザーズルーム) (令和6年9月開設)	佐呂間中学校内に、マザーズルーム等設置支援事業(公立学校共済組合)を活用し北海道内で初めて設置。産休や育休明けの教職員等の子育てをサポートすることを目指します。	教育委員会 管理課

基本目標4 「安全・安心に子どもを守る取組」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待をはじめとした子どもに関わる様々な問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。このため、全ての子どもの健やかな成長や支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域の関係機関が連携・協力した総合的な支援に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
要保護児童対策協議会	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童の早期発見や適切な保護を図ります。	保健福祉課
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組み、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	保健福祉課
関係機関との連携	子どもを狙った犯罪などの被害を防ぐために、地域全体で子どもを見守っていく取組を推進します。	保健福祉課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
ひとり親家庭の支援体制の充実	母子寡婦家庭の相談、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金等の社会的自立に必要な情報の提供を行います。また、保育所入所など生活実態に応じた支援に努めます。	保健福祉課
ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ります。	町民課

基本目標5 「ワークライフバランスの実現に向けた推進」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育て期において、お父さんお母さんが充実した生活を送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直すことが必要です。このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
ゆとり時間推進 啓発事業	仕事と生活の調和に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に取り組みます。	保健福祉課・ 保育所

2 仕事・子育ての両立のための基盤整備

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援対策の充実が求められていることから、ニーズに応じた教育・保育サービス等の充実努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
仕事と子育ての 両立支援事業	教育・保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取り組みます。	保健福祉課・ 保育所
放課後児童健全 育成事業 (児童館併設・放 課後児童クラブ) ※再掲	小学校の児童が、保護者の就労等により下校後留守家庭等になる児童の健全育成と、福祉の充実を図るために行う放課後児童対策事業を実施し、事業内容の充実を図ります。	保健福祉課

基本目標6 「こども・若者のソーシャルインクルージョンの推進」

1 こども・若者を支える施策の推進

こどもや若者の現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、各関係機関が連携・協力し、相談支援体制の充実、こども・若者の居場所づくりの整備に努めます。

さらに、現在の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つとされているため、全てのこども・若者が教育を受ける機会を保障し、成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育の提供に努めます。また、各種助成制度の実施により、暮らしの安定を図るとともに、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのあるこども・若者やその過程の経済的支援に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
放課後児童健全育成事業 (児童館併設・放課後児童クラブ) ※再掲	こどもたちに健全な遊び場を与え、健康を増進し、様々な体験活動ができる居場所を提供します。小学校の児童が、保護者の就労等により下校後留守家庭等になる児童の健全育成と、福祉の充実を図ります。	保健福祉課
学習支援事業	生活保護受給者を含む生活困窮世帯のこどもの学習支援を個別で実施しています。	オホーツク 学習センター ふくろう
さろま子育て応援医療費助成事業 ※再掲	こどもの医療費をその保護者に助成することにより、子育てに係る家庭の経済的負担を軽減し、安心安全な子育ての環境を提供します。本町の子育て支援の更なる充実を図り、今までの乳幼児医療費助成を大きく拡大して、0歳から高校生までを対象に医療費の無料化を実施します。	町民課
ひとり親家庭の医療費の助成 ※再掲	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ります。	町民課
インフルエンザ予防接種費用助成 ※再掲	インフルエンザ予防接種を希望する1歳以上の幼児や小中高生に対して、予防接種費用の一部を助成し、インフルエンザによる死亡者や重症者及び集団の発生をできる限り防ぎ、健康の保持増進を図ります。	保健福祉課

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
任意予防接種費用助成（おたふく、水痘、B型肝炎、日本脳炎、子宮頸がん、麻しん風しん）※再掲	定期予防接種以外の任意予防接種を希望する町民に対して予防接種費用の一部を助成し、町民の健康の保持増進を図ります。	保健福祉課
佐呂間高等学校卒業生修学応援補助	若者の未来を応援する事業として、佐呂間高校卒業生が大学に進学した場合には年額 50 万円の補助、短大に進学した場合には年額 25 万円の就学に関する資金を補助します。	教育委員会 管理課
子育て支援事業廃棄物処理手数料助成（令和7年4月開始）	紙おむつ等を日常的に使用する乳幼児を養育している家庭の子育て支援及び経済的負担の軽減を図るため、出生から満2歳までの乳幼児を子育てしている家庭に、町指定 45ℓゴミ袋 160 枚分の手数料を免除します。	町民課・ 保健福祉課
不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進のため、医療保険が適用となる一般不妊治療および生殖補助医療に要した費用に対する助成を行います。	保健福祉課
先進不妊治療費等助成事業	厚生労働省により先進医療として認められた「先進不妊治療」を受ける夫婦の経済的負担の軽減を目的に、治療費と交通費の助成を行います。	保健福祉課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	経済的負担の軽減を図り、必要な支援につなげることを目的に、妊娠判定検査のため初めて産科医療機関を受診した際の費用に対する助成を行います。	保健福祉課
多胎妊婦健康診査費助成事業 ※再掲	多胎妊娠における妊婦と胎児の適正な保健管理を図るため、妊婦一般健康診査の回数に追加して健康診査を受診した際に、健康診査の費用の全額または一部を助成し、安心して出産できる環境を整えます。	保健福祉課

2 障がい児・発達障がいのあるこどもへの適切な支援体制

障がいの原因となる疾病や事故の防止及び早期発見を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。また、障がい等が確認されたこども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図り適切な支援を行い、不安の解消に努めます。さらに、発達障がいのあるこどもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行うことができる体制の充実に努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
障がい保育事業	障がい児が、保護者の就労等のため、保育に欠ける場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	保育所
新生児聴覚検査費助成事業 ※再掲	新生児の聴覚検査を実施することにより、聴覚の異常を早期発見し、聴覚障害による音声言語発達への影響を最小限に抑えるよう努めます。	保健福祉課
乳幼児健康診査 ※再掲	母子保健法に基づいて、乳幼児の健康診査を行い、身体発育、精神・運動発達の状況を確認し、発育、発達に合わせて栄養指導、保健指導を実施し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	保健福祉課
妊婦健康診査事業 ※再掲	母子保健法に基づいて妊婦の健康診査を実施することにより、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流産、早産、妊娠高血圧症候群及び子宮内胎児発育遅延の防止等の母子の障がい予防を図ります。	保健福祉課
多胎妊婦健康診査費助成事業 ※再掲	多胎妊娠における妊婦と胎児の適正な保健管理を図るため、妊婦一般健康診査の回数に追加して健康診査を受診した際に、健康診査の費用の全額または一部を助成し、安心して出産できる環境を整えるとともに、流産、早産、妊娠高血圧症候群及び子宮内胎児発育遅延の防止等の母子の障がい予防を図ります。	保健福祉課
身体障がい児補装具給付事業	障がい児を養育する家庭の経済的負担の軽減を図るため、身体障害者手帳の交付を受けているこどもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取り組みます。	保健福祉課

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
放課後等 デイサービス事業	・佐呂間子どもスペース「めるくる」 発達に課題があるなど療育的な支援が必要なこどもに対し行う事業です。具体的には、未就学児は「児童発達支援」、小学校から高校に在籍中の障がい児に対して、放課後や長期休業（夏休み・冬休み等）期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育に相乗して障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	北光福社会・ 保健福祉課
児童発達支援事業	・遠軽町母子通園センター 心身に障がいのある幼児が健やかに成長するよう、児童とその保護者に対して必要な訓練指導の支援を行うための事業です。幼児「児童発達支援事業」として実施します。	遠軽町
特別支援教育の 推進	障がいや発達の遅れのある子の持つ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を確立します。	教育委員会管 理課

3 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進

障がいの原因となる疾病を早期に発見し、事故に対しても適切な対応が取れる体制づくりや正しい知識等の普及啓発に努めます。また、地域における保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりに努めます。

事業・施策	事業内容・展開方向	所管
健康相談の充実	身近な場所で効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の提供と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康保持・増進に努めます。	保健福祉課
子ども発達支援事業	発達支援専門員が保育所に訪問して集団生活場面の様子を確認し、発達の遅れの「気づき」から、早期に相談に繋がるよう支援します。	保健福祉課

第3章 量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法」で定められています。

佐呂間町には現在、小学校区は3区、中学校区は1区あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定することで、きめ細やかな計画となりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。そのため、佐呂間町では町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとの各施設・事業の利用が制限されるものではありません。

■小学校区・中学校区と就学前の教育・保育施設

小学校	中学校	公立保育所
佐呂間小学校	佐呂間中学校	町立佐呂間保育所
若佐小学校		町立若佐保育所
浜佐呂間小学校		町立浜佐呂間保育所

2. 教育・保育に関する量の見込みと提供体制確保の内容

	令和7年度 (単位：人)				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量(利用希望総数)	23	57	2	10	10
①量の見込み 計	23	57	2	10	10
②定員	172		9	16	23
②-①	92		7	6	13

	令和8年度 (単位：人)				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量(利用希望総数)	22	54	2	9	15
①量の見込み 計	22	54	2	9	15
②定員	172		9	16	23
②-①	96		7	7	8

	令和9年度 (単位：人)				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量(利用希望総数)	23	55	2	9	13
①量の見込み 計	23	55	2	9	13
②定員	172		9	16	23
②-①	94		7	7	10

	令和10年度 (単位：人)				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量(利用希望総数)	21	48	2	9	13
①量の見込み 計	21	48	2	9	13
②定員	172		9	16	23
②-①	103		7	7	10

	令和11年度 (単位：人)				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量(利用希望総数)	22	52	2	9	13
①量の見込み 計	22	52	2	9	13
②定員	172		9	16	23
②-①	98		7	7	10

3. 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと提供体制確保の内容

① 時間外保育事業

事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う時間外保育需要に対応するための保育事業です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

② 放課後児童健全育成事業・・・児童クラブ【児童館併設】

事業内容

保護者が就労等により、昼間自宅にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	35人	42人	47人	52人	53人
1年生	9人	8人	9人	9人	9人
2年生	9人	9人	8人	9人	9人
3年生	8人	9人	9人	8人	9人
4年生	4人	8人	9人	9人	8人
5年生	4人	4人	8人	9人	9人
6年生	1人	4人	4人	8人	9人
②確保の内容	55人	55人	55人	55人	55人
②-①	20人	13人	8人	3人	2人

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

④ 地域子育て支援拠点事業

事業内容

親子の遊び場の提供、子育て相談、親子遊びの講座等を行う事業です。

佐呂間保育所内に「子育て支援センター」を設置し事業展開しています。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	204人	224人	218人	218人	218人
②確保の内容	204人	224人	218人	218人	218人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤ 一時預かり事業（幼稚園以外）・・・一時保育事業

事業内容

生後6ヶ月以上のこどもを対象に、パート就労や病気、出産、介護、冠婚葬祭のほか、「育児に疲れた」「地域活動に参加する」等といった場合に保育所を一時的に利用できる事業です。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
②確保の内容	100人	100人	100人	100人	100人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑥ 病児保育事業

事業内容

病気にかかっている、また病気が回復期にある生後6ヶ月から小学校3年生までの子どもを病院や保育施設等で看護師等が一時的に預かる事業です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

子育ての手助けがほしい「依頼会員」と、手助けしたい「援助会員」をつなぐ事業で、地域で子育てを助け合う住民同士の会員組織です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

⑧ 妊婦健康診査事業（妊婦一般健康診査費助成事業）

事業内容

健診費用を助成し、異常の早期発見、早期治療等を促し、母子の健康確保に取り組む事業です。国の制度を拡大し14回分の妊婦健診と11回分の超音波(エコー)検査の受診票を交付します。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	270回	270回	270回	270回	270回
②確保の内容	270回	270回	270回	270回	270回
②-①	0回	0回	0回	0回	0回

⑨ 乳幼児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児がいる町内全家庭を保健師が訪問し、子育て不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行う事業です。生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や養育環境の把握に努めます。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	24人	24人	24人	24人	24人
②確保の内容	24人	24人	24人	24人	24人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が必要と認められる家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の確保を実施する事業です。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	24件	24件	24件	24件	24件
②確保の内容	24件	24件	24件	24件	24件
②-①	0件	0件	0件	0件	0件

⑪ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

事業内容

子育てに関する諸問題に対し、相談や助言を行い関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努める事業です。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘察し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力開発活用事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

※佐呂間町では現在、実施していませんが、将来的な事業の実施に向けて検討します。

⑭ 児童育成支援拠点事業 【新規】

事業内容

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

※今後の実施に向けて調査や検討を行います。

⑮ 親子関係形成支援事業 【新規】

事業内容

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

※今後の実施に向けて調査や検討を行います。

⑯ 子育て世帯訪問事業 【新規】

事業内容

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

※今後の実施に向けて調査や検討を行います。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】

事業内容

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童との関わりや、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より本格実施となる予定です。

※佐呂間町では令和8年度の実施に向けて準備を進めます。

⑱ 産後ケア事業

事業内容

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	20回	20回	20回	20回	20回
②確保の内容	20回	20回	20回	20回	20回
②-①	0回	0回	0回	0回	0回

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う事業です。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
①量の見込み	72回	72回	72回	72回	72回
②確保の内容	72回	72回	72回	72回	72回
②-①	0回	0回	0回	0回	0回

4. 子ども・子育て支援関連施設の整備

佐呂間町公共施設等総合管理計画の個別計画である佐呂間町子育て支援施設長寿命化計画(令和3年11月策定)、佐呂間町保健・福祉施設長寿命化計画(令和5年3月策定)に基づき、子ども・子育て支援関連施設である次の対象施設について、計画的に施設整備・改修を実施します。

- ・佐呂間保育所
- ・若佐保育所
- ・浜佐呂間保育所
- ・児童館
- ・障がい児通所支援施設
- ・子ども子育て支援関連施設の整備(公園遊具等)

長寿命化改修により使用年数の長期化を図ります。大規模改修は20年、長寿命化改修は40年と設定し、施設の目標使用年数を70年から80年とします。

第3部 資料編

子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

佐呂間町子ども・子育て支援に関する
ニーズ調査報告書

令和6年10月

佐呂間町

－目 次－

I	調査の概要	1
1	調査の概要	1
	(1) 調査目的	1
	(2) 調査対象及び調査方法	1
	(3) 配布数及び回収結果	1
2	本調査の基本的な事項	1
	(1) 数値の基本的な取り扱いについて	1
II	調査結果	2
1	住まいの地域について	2
2	子どもと家族の状況について	3
3	子どもの育ちをめぐる環境について	9
4	保護者の就労状況について	17
4	平日の幼稚園・保育所などの利用について	27
5	地域子育て支援事業の利用状況について	35
7	土曜日・休日や長期休暇中の幼稚園・保育所などの利用について	40
8	病気の際の対応	44
9	宿泊を伴う一時預かり等の利用について	50
10	小学校での放課後の過ごし方について（5歳以上のみ）	55
11	育児休業等の職場の両立支援制度について	58

I 調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

佐呂間町では、令和6年度に「第3期佐呂間町子ども・子育て支援事業計画」策定するため、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見などをうかがい、計画策定の基礎資料とするため、本調査を実施する。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象	就学前児童保護者及び小学生3年生までの児童保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収、Web回答
調査期間	令和6年7月30日～9月4日
調査地域	佐呂間町全域

(3) 配布数及び回収結果

配布数	146件
有効回収数	69件
有効回収率	47.2%

2 本調査の基本的な事項

(1) 数値の基本的な取り扱いについて

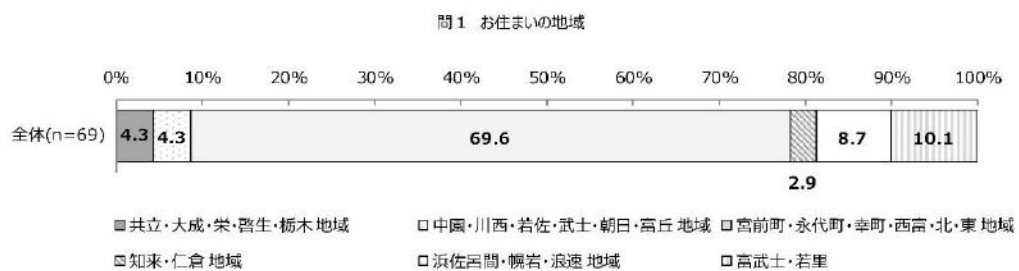
- ① 報告書内の図表においては、有効回答数を「n=〇〇〇」と表記している。
- ② 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。
そのため、合計が100%を上下する場合がある。
- ③ 各比率はnを100%として算出している。
そのため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合がある。
- ④ 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合がある。

II 調査結果

1 住まいの地域について

問1 お住まいの地域として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。

居住地区は、「宮前町・永代町・幸町・西富・北・東地域」が69.6%と最も多く、次いで「高武士・若里」(10.1%) などとなっている。



[参考：就学前児童・小学生別クロス集計表]

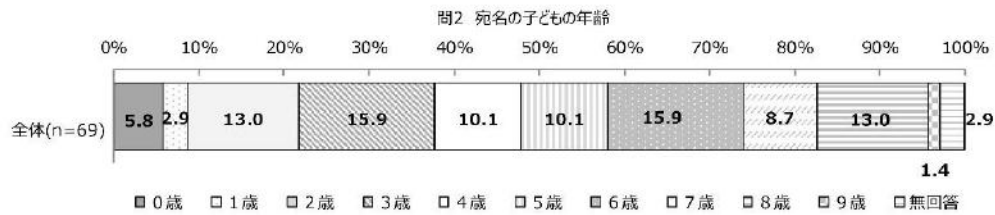
上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問1 お住まいの地域【就学前児童・小学生別クロス集計表】					
		共立・大成・栄・啓生・栃木地域	中国・川西・若佐・武士・朝日・高丘地域	宮前町・永代町・幸町・西富・北・東地域	知来・仁倉地域	浜佐呂間・幌岩・浪速地域	高武士・若里
全体	69	3	3	48	2	6	7
	100.0	4.3	4.3	69.6	2.9	8.7	10.1
就学前	46	3	1	29	2	6	5
	100.0	6.5	2.2	63.0	4.3	13.0	10.9
小学生	22	-	2	19	-	-	1
	100.0	-	9.1	86.4	-	-	4.5

2 子どもと家族の状況について

問2 宛名のお子さんの生年月と年齢をご記入ください。

宛名の子どもの年齢は、「3歳」「6歳」がともに15.9%と最も多く、次いで「2歳」「8歳」がともに13.0%、「4歳」「5歳」がともに10.1%などとなっている。



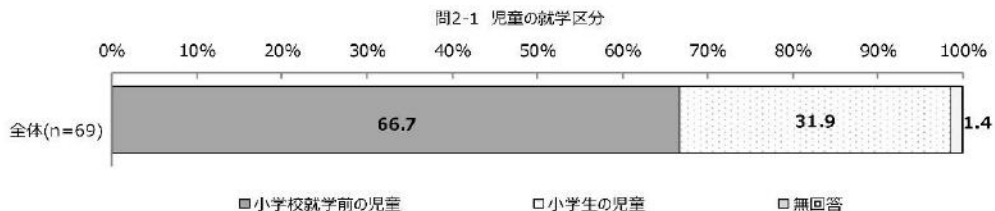
[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

調査数	問2 宛名のお子さんの年齢をご記入ください [居住地区別クロス集計表]											
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	無回答	
69	4	2	9	11	7	7	11	6	9	1	2	
100.0	5.8	2.9	13.0	15.9	10.1	10.1	15.9	8.7	13.0	1.4	2.9	
3	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	
100.0	-	-	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	
3	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
100.0	-	-	-	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	
48	3	1	7	5	4	4	8	5	9	1	1	
100.0	6.3	2.1	14.6	10.4	8.3	8.3	16.7	10.4	18.8	2.1	2.1	
2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
100.0	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	
6	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	
100.0	-	16.7	16.7	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-	
7	-	-	1	2	2	-	1	-	-	-	1	
100.0	-	-	14.3	28.6	28.6	-	14.3	-	-	-	14.3	

問2-1 宛名のお子さんについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。

児童の就学区分は、「小学校就学前の児童」(66.7%)、「小学生の児童」(31.9%)となっている。

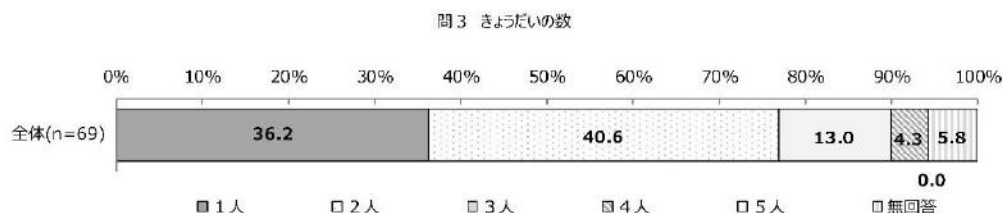


[参考：居住地区別クロス集計表]

	調査数	問2-1 児童の就学区分		
		上段：(人) 下段：(%)		
		就学前	小学生	無回答
全体	69 100.0	46 66.7	22 31.9	1 1.4
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	3 100.0	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	29 60.4	19 39.6	-
知来・仁倉 地域	2 100.0	2 100.0	-	-
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	6 100.0	-	-
富武士・若里	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3

**問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。
宛名のお子さんを含めた人数を[]内に数字でご記入ください。**

きょうだいの数は、「2人」が40.6%と最も多く、次いで「1人」(36.2%)、「3人」(13.0%)、「4人」(4.3%)となっている。



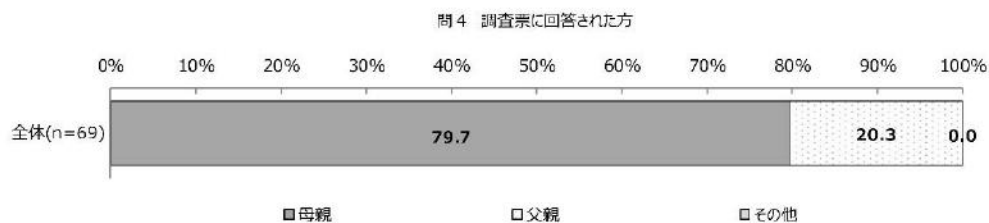
[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問3 きょうだいの数 [居住地区別クロス集計表]					
		1人	2人	3人	4人	5人	無回答
全体	69	25	28	9	3	-	4
	100.0	36.2	40.6	13.0	4.3	-	5.8
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3	-	3	-	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3	2	1	-	-	-	-
	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48	19	19	6	1	-	3
	100.0	39.6	39.6	12.5	2.1	-	6.3
知来・仁倉 地域	2	1	1	-	-	-	-
	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6	2	1	1	1	-	1
	100.0	33.3	16.7	16.7	16.7	-	16.7
富富士・若里	7	1	3	2	1	-	-
	100.0	14.3	42.9	28.6	14.3	-	-

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

調査票に回答された方は、「母親」(79.7%)、「父親」(20.3%)となっている。



[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問4 調査票に回答された方		
		母親	父親	その他
全体	69 100.0	55 79.7	14 20.3	- -
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	3 100.0	- -	- -
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3 100.0	3 100.0	- -	- -
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	37 77.1	11 22.9	- -
知来・仁倉 地域	2 100.0	2 100.0	- -	- -
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	4 66.7	2 33.3	- -
富武士・若里	7 100.0	6 85.7	1 14.3	- -

**問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。
当てはまる番号1つに○をつけてください。**

調査票に回答された方の配偶関係は、「配偶者がいる」が95.7%と大多数を占めている。



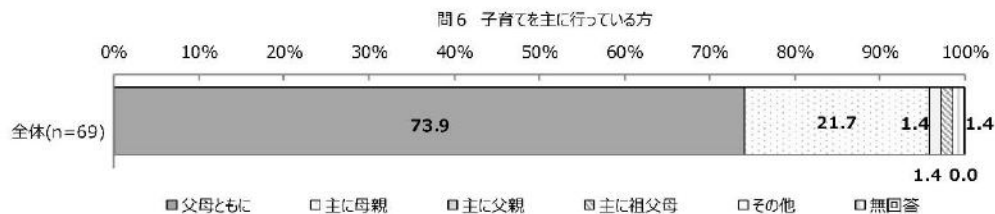
[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問5 この調査票に回答された方の配偶関係	
		配偶者がいる	配偶者がいない
全体	69 100.0	66 95.7	3 4.3
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	3 100.0	- -
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3 100.0	2 66.7	1 33.3
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	46 95.8	2 4.2
知来・仁倉 地域	2 100.0	2 100.0	- -
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	6 100.0	- -
富富士・若里	7 100.0	7 100.0	- -

**問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。
お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。**

子育てを主に行っている方は、「父母ともに」が73.9%と最も多く、次いで「主に母親」（21.7%）、「主に祖父母」「主に父親」がともに1.4%となっている。



[参考：居住地区別クロス集計表]

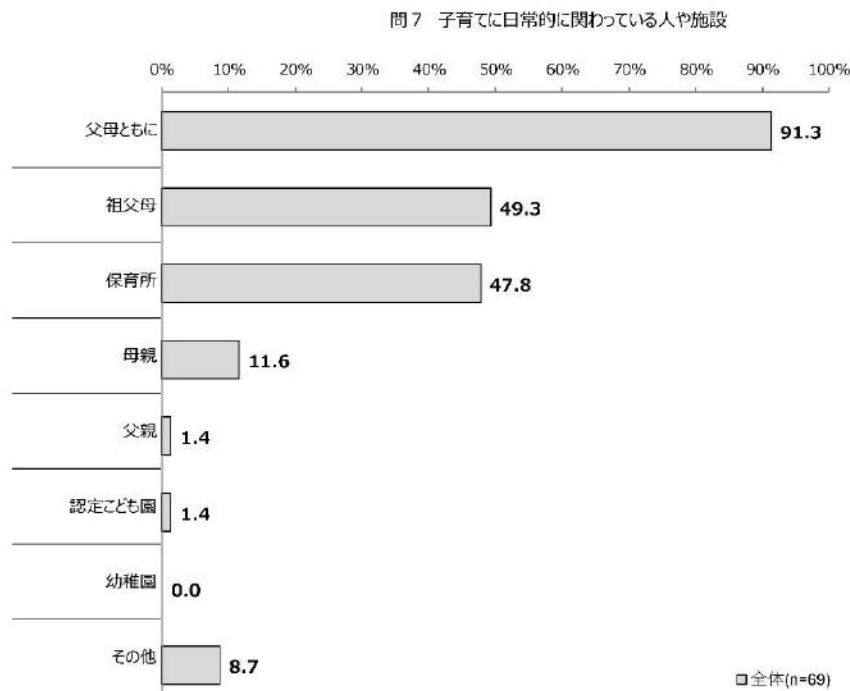
上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問6 子育てを主に行っている方					無回答
		父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	
全体	69	51	15	1	1	-	1
	100.0	73.9	21.7	1.4	1.4	-	1.4
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3	1	1	-	-	-	1
	100.0	33.3	33.3	-	-	-	33.3
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3	1	2	-	-	-	-
	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48	39	7	1	1	-	-
	100.0	81.3	14.6	2.1	2.1	-	-
知来・仁倉 地域	2	1	1	-	-	-	-
	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6	4	2	-	-	-	-
	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
富富士・石里	7	5	2	-	-	-	-
	100.0	71.4	28.6	-	-	-	-

3 子どもの育ちをめぐる環境について

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人や施設として、お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

子育てに日常的に関わっている人や施設は、「父母ともに」が91.3%と最も多く、次いで「祖父母」（49.3%）、「保育所」（47.8%）、「母親」（11.6%）などとなっている。



【その他】 児童館（2名）、幼児保育、兄姉、兄弟、学校

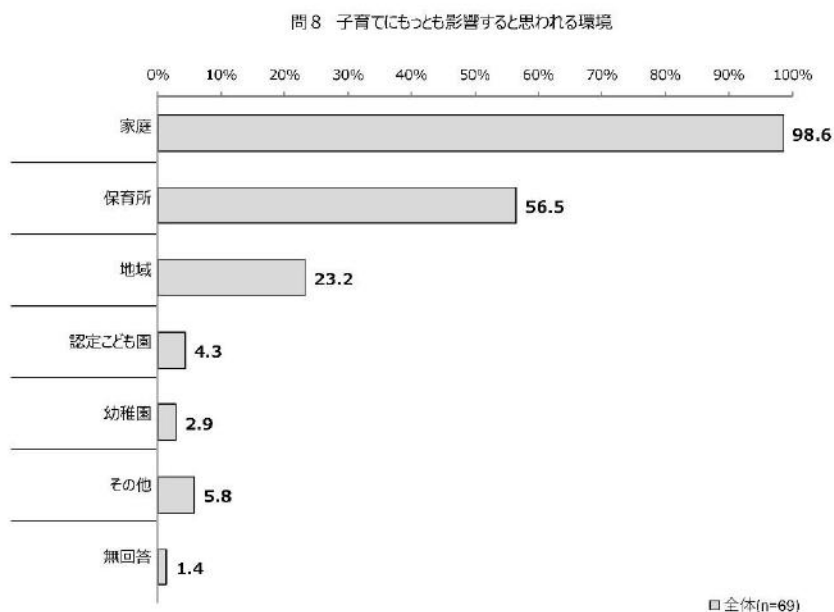
【参考：居住地区別クロス集計表】

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問7 子育てに日常的に関わっている人や施設							
		父母ともに	母親	父親	祖父母	幼稚園	保育所	認定こども園	その他
全体	69	63	8	1	34	-	33	1	6
	100.0	91.3	11.6	1.4	49.3	-	47.8	1.4	8.7
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3	3	1	-	2	-	2	-	-
	100.0	100.0	33.3	-	66.7	-	66.7	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3	1	2	-	-	-	-	1	2
	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-	33.3	66.7
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48	44	5	1	23	-	21	-	2
	100.0	91.7	10.4	2.1	47.9	-	43.8	-	4.2
知来・仁倉 地域	2	2	-	-	2	-	1	-	-
	100.0	100.0	-	-	100.0	-	50.0	-	-
浜佐呂間・梶岩・浪速 地域	6	6	-	-	3	-	3	-	-
	100.0	100.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-
高武士・若里	7	7	-	-	4	-	6	-	2
	100.0	100.0	-	-	57.1	-	85.7	-	28.6

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境はどれですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

子育てにもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が98.6%と最も多く、次いで「保育所」(56.5%)、「地域」(23.2%)、「認定こども園」(4.3%)、「幼稚園」(2.9%)となっている。



[その他] 小学校(2名)、学校(2名)、習い事

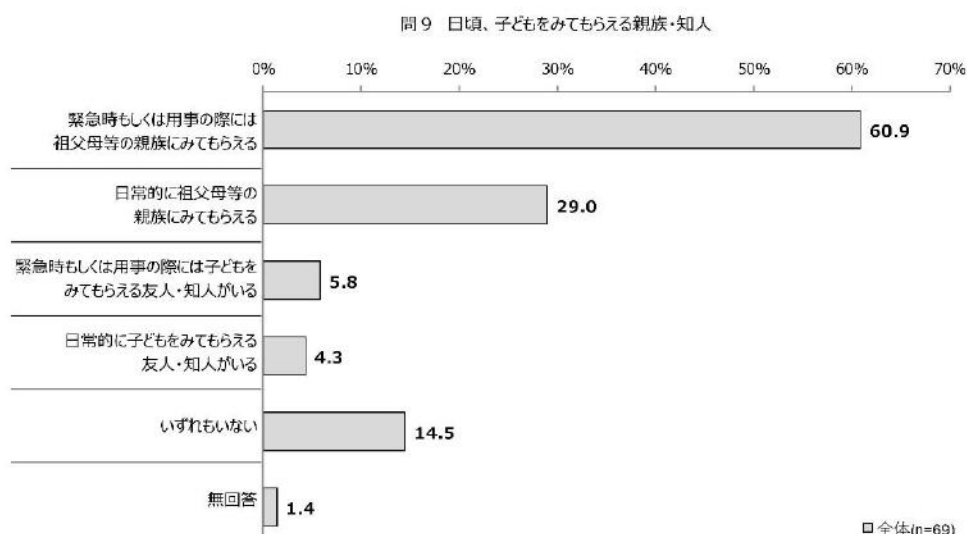
[参考: 居住地区別クロス集計表]

上段: (人) 下段: (%)

	調査数	問8 子育てにもっとも影響すると思われる環境						
		家庭	地域	幼稚園	保育所	認定こども園	その他	無回答
全体	69	68	16	2	39	3	4	1
	100.0	98.6	23.2	2.9	56.5	4.3	5.8	1.4
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3	3	-	-	3	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3	3	1	-	1	1	1	-
	100.0	100.0	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48	47	13	1	24	1	3	1
	100.0	97.9	27.1	2.1	50.0	2.1	6.3	2.1
知来・仁倉 地域	2	2	-	-	1	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	50.0	-	-	-
浜佐呂間・帆岩・浪速 地域	6	6	1	1	4	1	-	-
	100.0	100.0	16.7	16.7	66.7	16.7	-	-
富士・若里	7	7	1	-	6	-	-	-
	100.0	100.0	14.3	-	85.7	-	-	-

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(29.0%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(5.8%)、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(4.3%)となっている。
 一方、「いずれもない」は14.5%となっている。



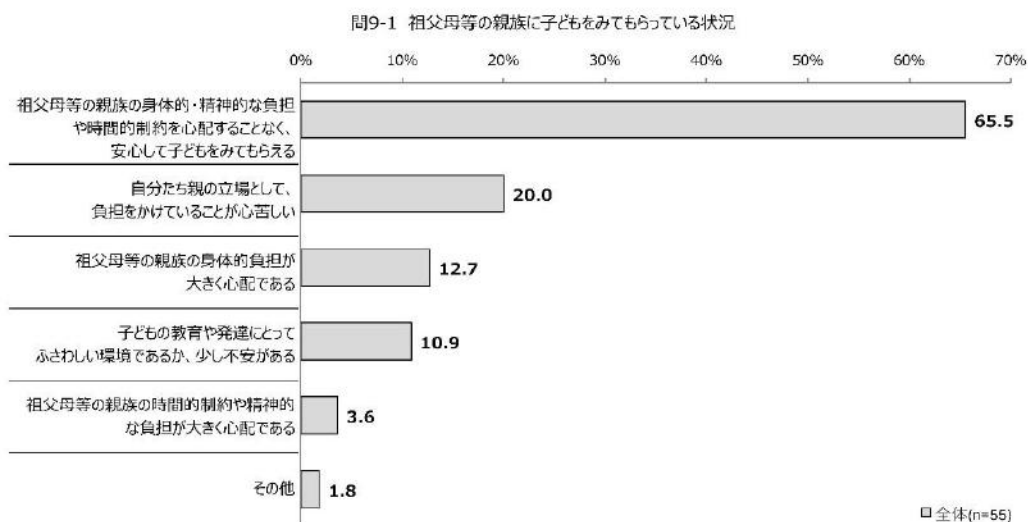
[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問9 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人					いずれもない	無回答
		日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる			
全体	69	20	42	3	4	10	1	
	100.0	29.0	60.9	4.3	5.8	14.5	1.4	
共立・大成・栄・西生・栃木 地域	3	1	1	-	-	1	-	
	100.0	33.3	33.3	-	-	33.3	-	
中園・川西・若佐・西土・朝日・高丘 地域	3	-	3	-	-	-	-	
	100.0	-	100.0	-	-	-	-	
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48	14	27	3	3	7	1	
	100.0	29.2	56.3	6.3	6.3	14.6	2.1	
知来・仁倉 地域	2	1	1	-	-	1	-	
	100.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	
浜佐島岡・梶岩・浪速 地域	6	2	5	-	-	1	-	
	100.0	33.3	83.3	-	-	16.7	-	
富武士・若里	7	2	5	-	1	-	-	
	100.0	28.6	71.4	-	14.3	-	-	

問9-1 問9で「1.」または「2.」（祖父母等にみてもらえる）に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が65.5%と最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」（20.0%）、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」（12.7%）などとなっている。



【その他】負担は当然心配だが、安心してみてもらえる

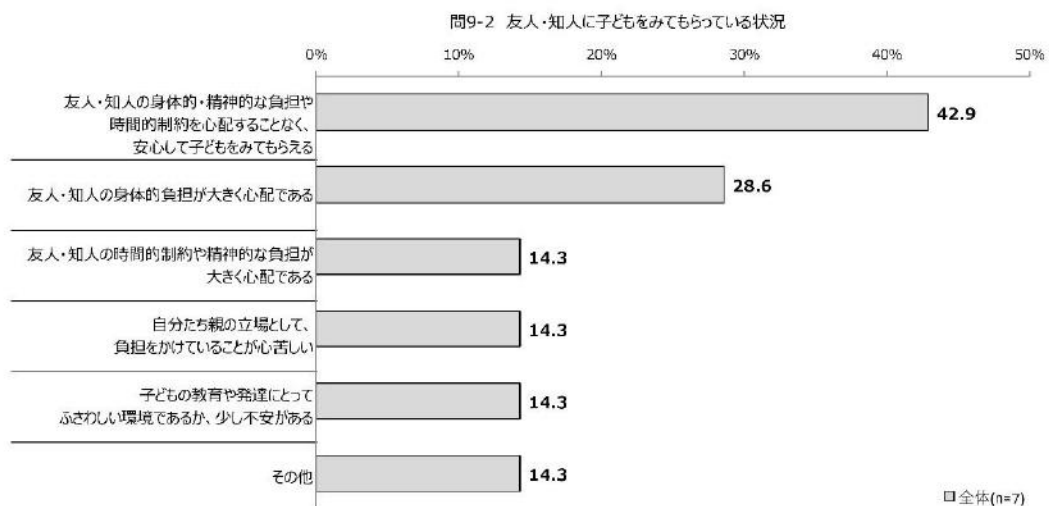
【参考：居住地区別クロス集計表】

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問9-1 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況					
		祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	その他
全体	55	36	7	2	11	6	1
	100.0	65.5	12.7	3.6	20.0	10.9	1.8
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	2	1	-	-	1	-	-
	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3	1	1	1	1	-	-
	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-
高前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	37	29	3	1	5	3	-
	100.0	78.4	8.1	2.7	13.5	8.1	-
知来・仁倉 地域	1	1	-	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-	-
浜佐田間・槻岩・浪速 地域	5	3	2	-	1	1	-
	100.0	60.0	40.0	-	20.0	20.0	-
高富士・若里	7	1	1	-	3	2	1
	100.0	14.3	14.3	-	42.9	28.6	14.3

問9-2 問9で「3.」または「4.」(友人・知人にみてもらえる)に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

友人・知人に子どもをみてもらっている状況については、「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が42.9%と最も多く、次いで「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」(28.6%)などとなっている。



[その他] 遠方のため、子どもを預けることはほぼない

[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	回答数	問9-2 友人・知人に子どもをみてもらっている状況					
		友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	友人・知人の身体的負担が大きく心配である	友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	その他
全体	7	3	2	1	1	1	1
	100.0	42.9	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3
宮前町・永代町・平町・西區・北・東 地域	6	3	1	-	-	1	1
	100.0	50.0	16.7	-	-	16.7	16.7
宮武士・若里	1	-	1	1	1	-	-
	100.0	-	100.0	100.0	100.0	-	-

問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

子育てに関して気軽に相談できる人は、「いる/ある」(91.3%)「いない/ない」(8.7%)となっている。



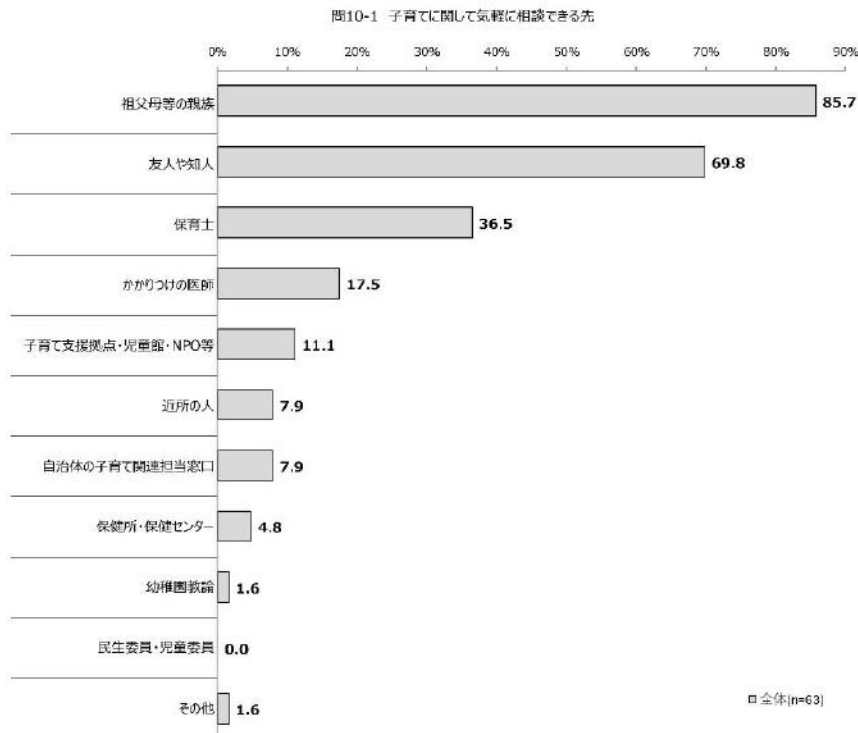
[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問10 子育てに関して気軽に相談できる人	
		いる/ある	いない/ない
全体	69 100.0	63 91.3	6 8.7
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	2 66.7	1 33.3
中園・川西・若佐・武士・朝日・高丘 地域	3 100.0	3 100.0	- -
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	44 91.7	4 8.3
知来・仁倉 地域	2 100.0	1 50.0	1 50.0
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	6 100.0	- -
富士・若里	7 100.0	7 100.0	- -

問10-1 問10で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が85.7%と最も多く、次いで「友人や知人」（69.8%）、「保育士」（36.5%）、「かかりつけの医師」（17.5%）などとなっている。



【その他】学校の先生、自身の親

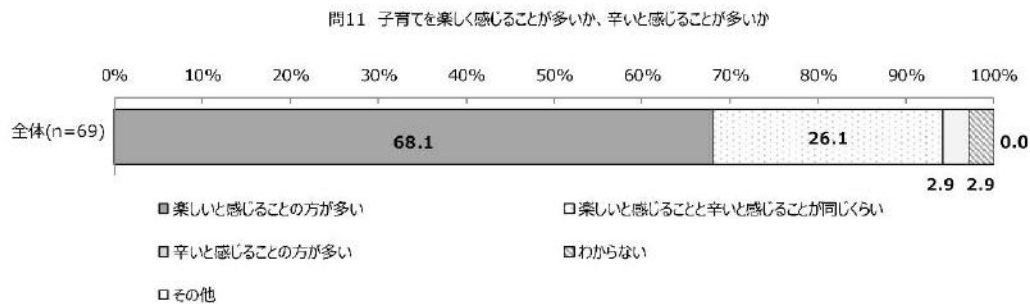
【参考：居住地区別クロス集計表】

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問10-1 子育てに関して気軽に相談できる先										
		祖父母等の親族	友人や知人	近所の人	子育て支援拠点・児童館・NPO等	保健所・保健センター	保育士	幼稚園教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	自治体の子育て関連担当窓口	その他
全体	63	54	44	5	7	3	23	1	-	11	5	1
	100.0	85.7	69.8	7.9	11.1	4.8	36.5	1.6	-	17.5	7.9	1.6
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	2	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-
	100.0	50.0	50.0	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富士 地域	3	2	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
	100.0	66.7	33.3	-	-	-	33.3	33.3	-	-	-	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	44	38	31	4	4	2	16	-	-	8	5	1
	100.0	86.4	70.5	9.1	9.1	4.5	36.4	-	-	18.2	11.4	2.3
知東・仁倉 地域	1	1	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-
	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-
浜佐呂間・橘岩・浪速 地域	6	6	4	1	1	-	2	-	-	-	-	-
	100.0	100.0	66.7	16.7	16.7	-	33.3	-	-	-	-	-
富武土・若里	7	6	6	-	1	1	2	-	-	1	-	-
	100.0	85.7	85.7	-	14.3	14.3	28.6	-	-	14.3	-	-

問 11 子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が68.1%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」(26.1%)、「辛いと感じることが多い」「わからない」がともに2.9%となっている。



[参考：居住地区別クロス集計表]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問11 子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いか				
		楽しいと感じることの方が多い	楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	辛いと感じることが多い	わからない	その他
全 体	69 100.0	47 68.1	18 26.1	2 2.9	2 2.9	-
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-
中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘 地域	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	-	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	36 75.0	11 22.9	1 2.1	-	-
知来・仁倉 地域	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	2 33.3	3 50.0	-	1 16.7	-
富士・若里	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	-

問 12 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

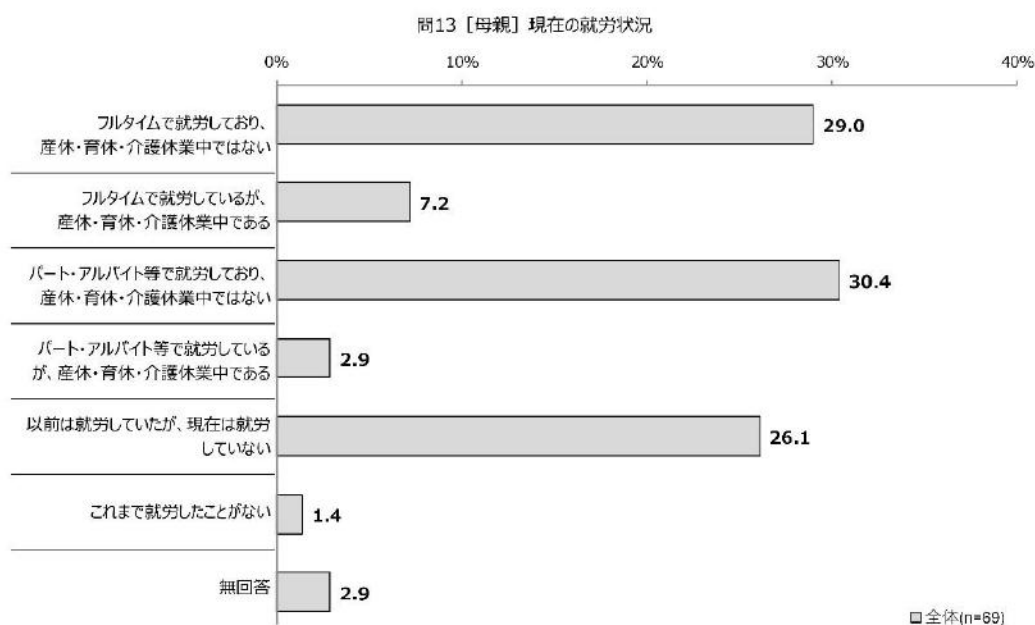
※自由意見等は 70 ページから掲載

4 保護者の就労状況について

問13 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。
 ※母親・父親それぞれについてお答えください（あてはまる番号それぞれ1つに○をつけてください）
 ※ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【母親】

母親の現在の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.4%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」(29.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(26.1%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(7.2%)、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」(2.9%)、「これまで就労したことがない」(1.4%)となっている。



[参考：居住地区別クロス集計表①]

	調査数	問13 [母親] 現在の就労状況						
		フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体	69 100.0	20 29.0	5 7.2	21 30.4	2 2.9	18 26.1	1 1.4	2 2.9
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	-	-
中園・川西・若佐・富士・朝日・富丘 地域	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-
宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	48 100.0	17 35.4	4 8.3	14 29.2	-	12 25.0	-	1 2.1
知来・仁倉 地域	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-
浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	6 100.0	-	-	3 50.0	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7
富富士・若里	7 100.0	1 14.3	-	2 28.6	1 14.3	3 42.9	-	-

[参考：居住地区別クロス集計表②]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問13 [母親] 現在の就労状況					
		共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	中園・川西・若佐・富士・朝日・富丘 地域	宮前町・永代町・幸町・西富・北・東 地域	知来・仁倉 地域	浜佐呂間・幌岩・浪速 地域	富富士・若里
全体	69 100.0	3 4.3	3 4.3	48 69.6	2 2.9	6 8.7	7 10.1
就労している	48 100.0	3 6.3	2 4.2	35 72.9	1 2.1	3 6.3	4 8.3
就労していない	19 100.0	-	1 5.3	12 63.2	1 5.3	2 10.5	3 15.8

[参考：就学前・小学生別クロス集計表①]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問13 [母親] 現在の就労状況		
		就学前	小学生	無回答
全体	69 100.0	46 66.7	22 31.9	1 1.4
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	20 100.0	15 75.0	5 25.0	-
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	5 100.0	5 100.0	-	-
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	21 100.0	11 52.4	9 42.9	1 4.8
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2 100.0	2 100.0	-	-
以前は就労していたが、現在は就労していない	18 100.0	11 61.1	7 38.9	-
これまで就労したことがない	1 100.0	1 100.0	-	-

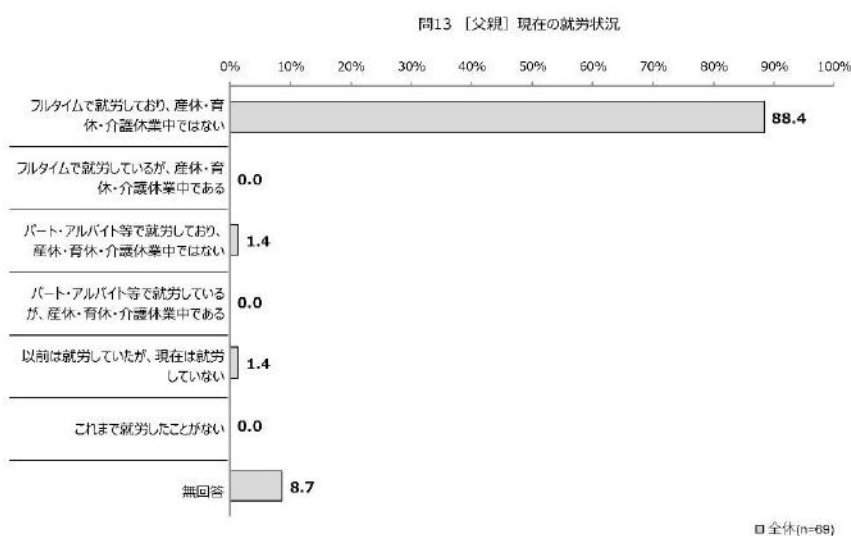
[参考：就学前・小学生別クロス集計表②]

上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問13 [母親] 現在の就労状況		
		就学前	小学生	無回答
全体	69 100.0	46 66.7	22 31.9	1 1.4
就労している	48 100.0	33 68.8	14 29.2	1 2.1
就労していない	19 100.0	12 63.2	7 36.8	- -

[父親]

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.4%と大多数を占めている。



[参考：居住地区別クロス集計表]

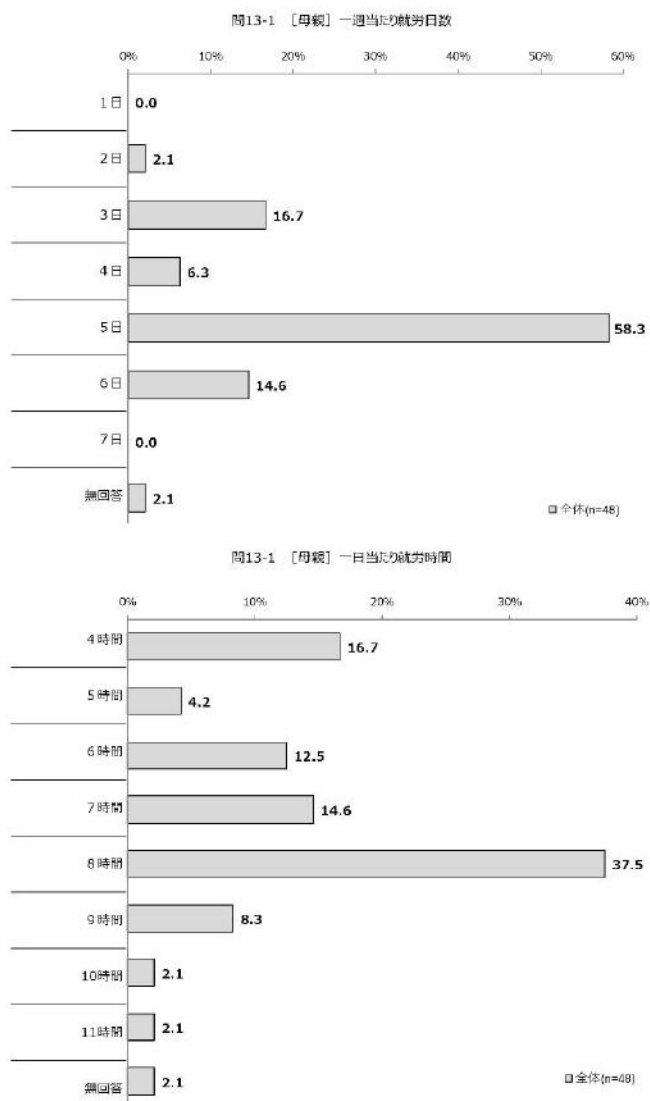
上段：(人) 下段：(%)

	調査数	問13 [父親] 現在の就労状況						無回答
		フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	
全体	69 100.0	61 88.4	-	1 1.4	-	1 1.4	-	6 8.7
共立・大成・栄・啓生・栃木 地域	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-
中国・川西・若狭・武士・朝日・富丘 地域	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3
富前町・永代町・幸町・西高・北・東 地域	48 100.0	42 87.5	-	1 2.1	-	1 2.1	-	4 8.3
知来・仁倉 地域	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-
須佐呂間・帆岩・浪速 地域	6 100.0	5 83.3	-	-	-	-	-	1 16.7
富武士・若里	7 100.0	7 100.0	-	-	-	-	-	-

問13-1 問13で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。
 週当たりの就労日数と1日当たりの就労時間（残業時間を含む）を[]内に数字でご記入ください。※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

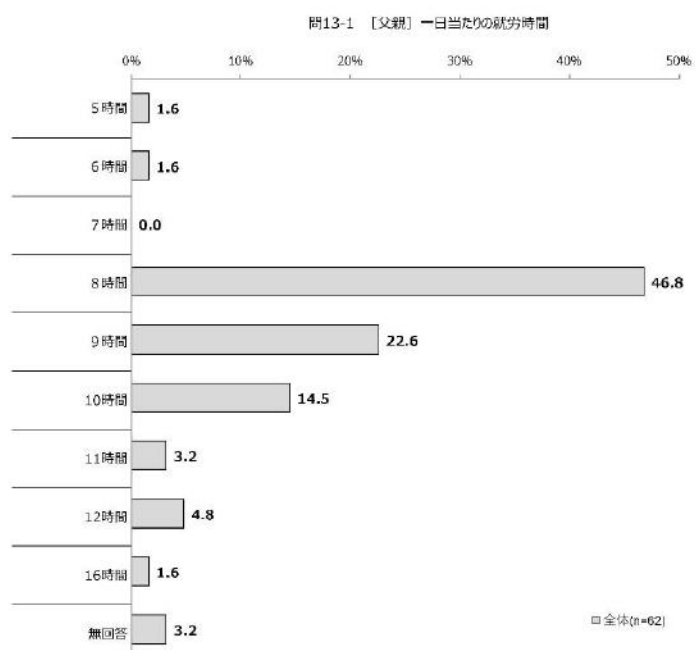
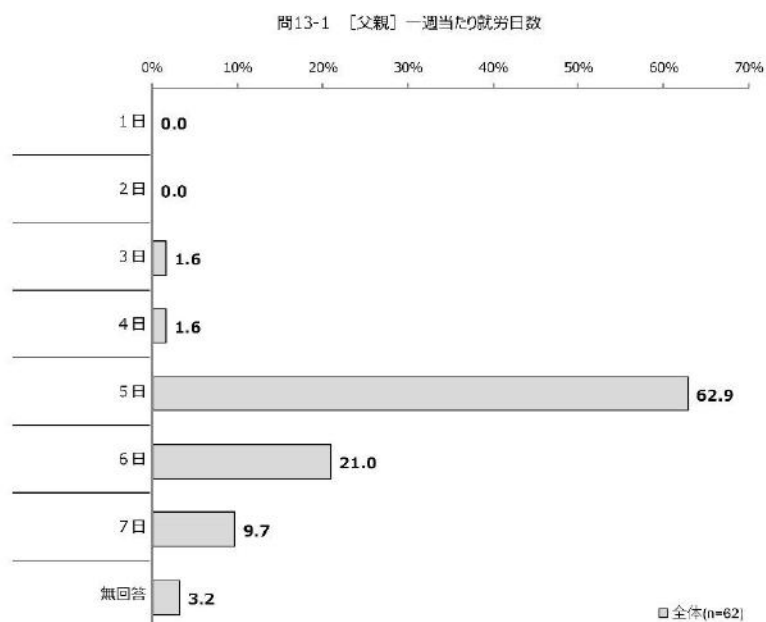
【母親】

母親の一週当たり就労日数は、「5日」が58.3%と最も多く、次いで「3日」(16.7%)、「6日」(14.6%)となどとなっている。一日当たり就労時間は、「8時間」が37.5%と最も多く、次いで「4時間」(16.7%)、「7時間」(14.6%)などとなっている。



【父親】

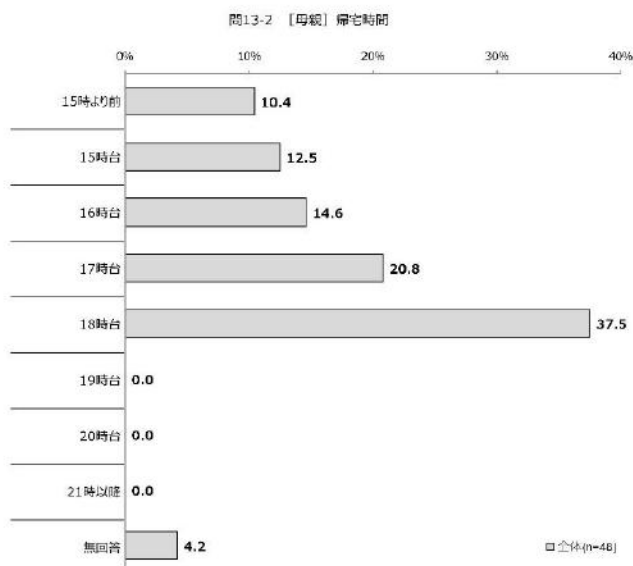
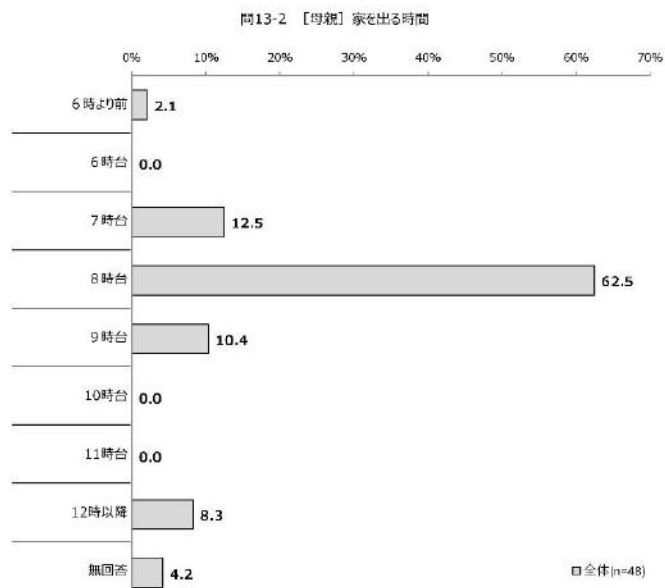
父親の一週当たり就労日数は、「5日」が62.9%と最も多く、次いで「6日」(21.0%)、「7日」(9.7%)などとなっている。一日当たり就労時間は「8時間」が46.8%と最も多く、次いで「9時間」(22.6%)、「10時間」(14.5%)、「12時間」(4.8%)などとなっている。



問13-2 問13で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。
 家を出る時刻と帰宅時刻を[]内に数字（24時間制）でご記入ください。
 ※時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。
 ※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【母親】

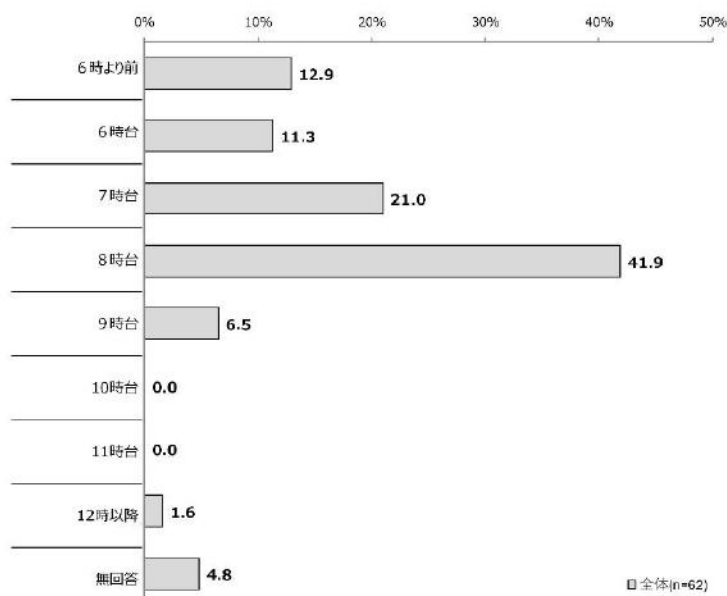
母親の家を出る時間は、「8時台」が62.5%と最も多く、次いで「7時台」(12.5%)、「9時台」(10.4%)などとなっている。帰宅時間は、「18時台」が37.5%と最も多く、次いで「17時台」(20.8%)、「16時台」(14.6%)などとなっている。



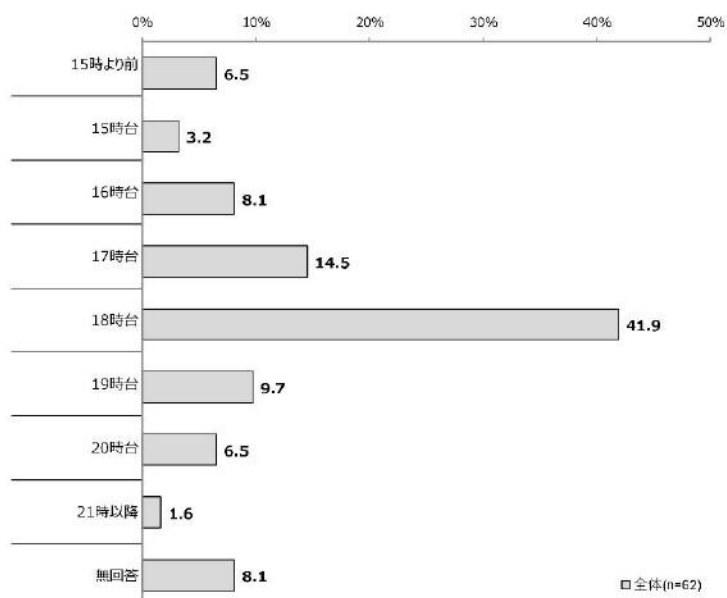
【父親】

父親の家を出る時間は、「8時台」が41.9%と最も多く、次いで「7時台」(21.0%)、「6時より前」(12.9%)などとなっている。帰宅時間は、「18時台」が41.9%と最も多く、次いで「17時台」(14.5%)、「19時台」(9.7%)などとなっている。

問13-2 【父親】 家を出る時間



問13-2 【父親】 帰宅時間



問14 問13で「3.4.」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

【母親】

母親のフルタイム就労への希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が52.2%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」（30.4%）、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」（8.7%）となっている。

問14 【母親】フルタイム就労への希望



【父親】

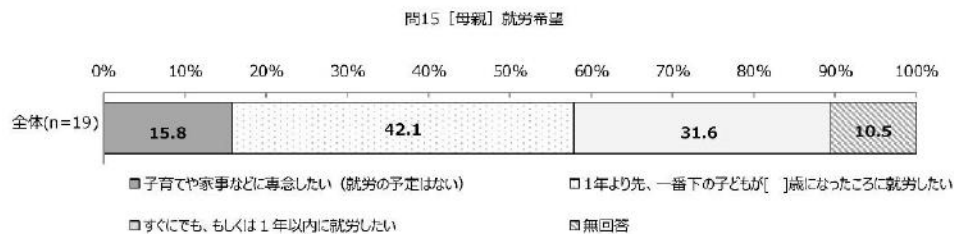
父親のフルタイム就労への希望は、該当者が1名で、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（1名）となっている。

問15 問13で「5.」または「6.」（就労していない、就労したことがない）に○をつけた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する[]内には数字をご記入ください。

〔母親〕

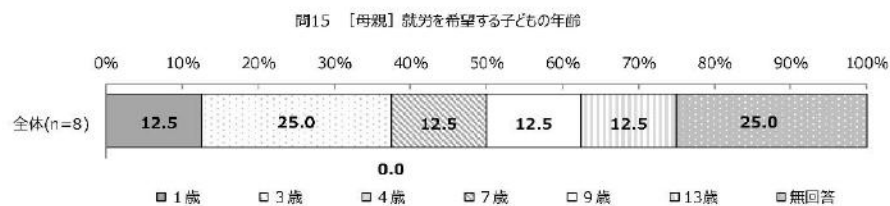
・就労希望

母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが[]歳頃になったら就労したい」が42.1%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(31.6%)、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(15.8%)となっている。



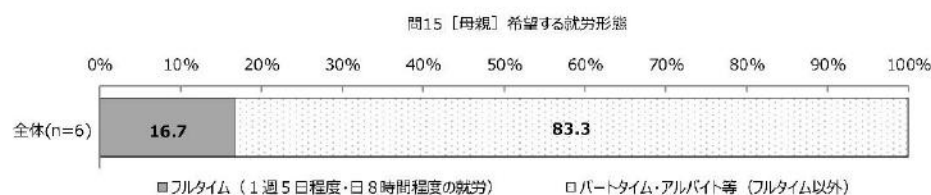
・就労を希望する子どもの年齢

母親の就労を希望する子どもの年齢は、「3歳」(25.0%)、「1歳」「7歳」「9歳」「13歳」がいずれも12.5%となっている。



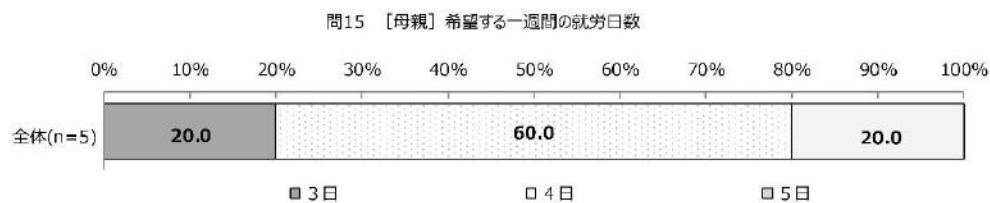
・就労を希望する就労形態

母親の就労を希望する就労形態は、「パートタイム・アルバイト等（フルタイム以外）」(83.3%)、「フルタイム（1週5日程度・日8時間程度の就労）」(16.7%)となっている。



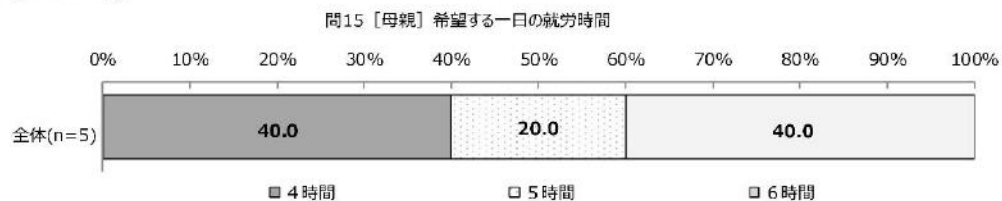
・希望する一週間の就労日数

母親の希望する一週間の就労日数は、「4日」(60.0%)、「3日」「5日」がともに20.0%となっている。



・希望する一週間の就労時間

母親の希望する一週間の就労時間は、「4時間」「6時間」がともに40.0%、「5時間」(20.0%)となっている。



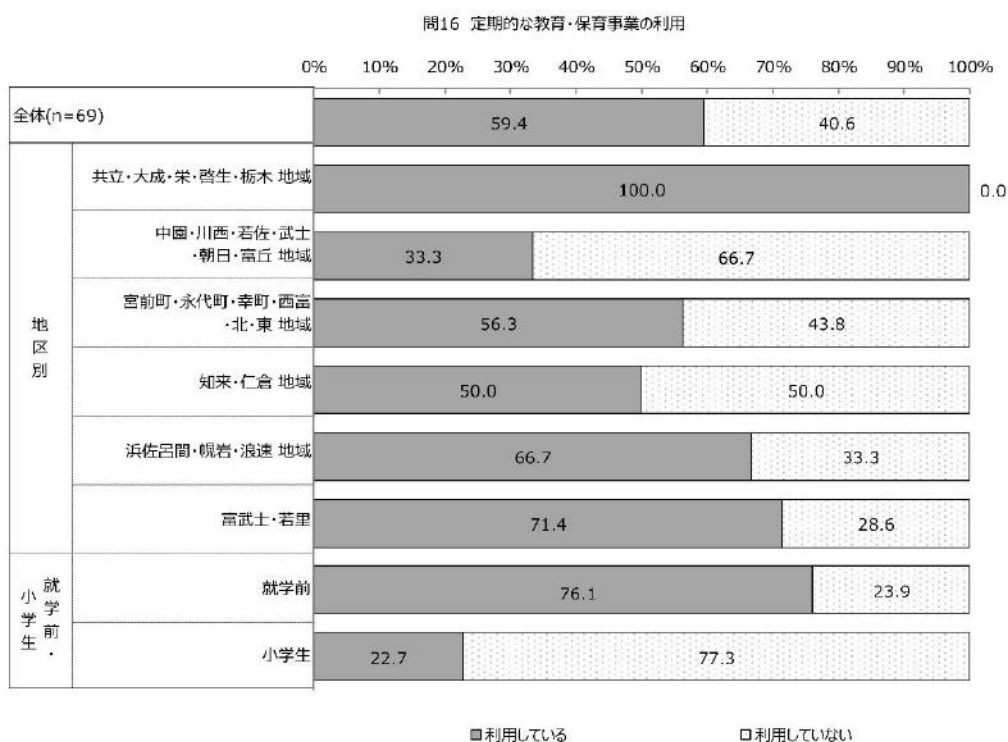
【父親】

父親の就労希望は、該当者が1名で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」、希望する就労形態は「パート・アルバイト等(フルタイム以外)」、希望する一週間の就労日数は「4日」、希望する一日の就労時間は「4時間」となっている。

4 平日の幼稚園・保育所などの利用について

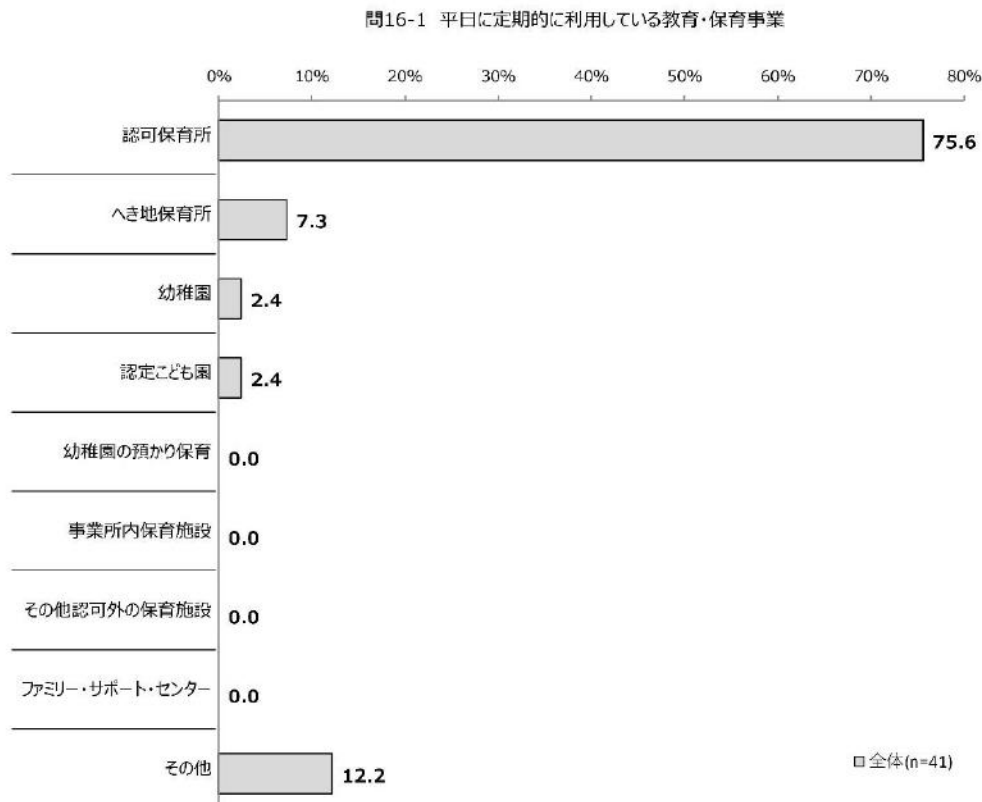
問 16 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」(59.4%)、「利用していない」(40.6%)となっている。年齢別にみると、「就学前」で「利用している」が76.1%と多くなっている。



問 16-1 問 16-1～問 16-4 は、問 16 で「1. 利用している」に○をつけた方にかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 75.6%と最も多く、次いで「へき地保育所」(7.3%)、「幼稚園」「認定こども園」がともに 2.4%となっている。

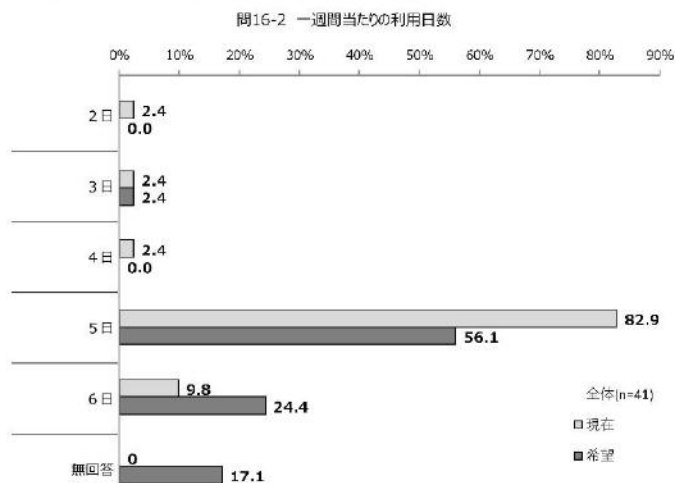


【その他】 児童館・児童クラブ (3名)、保育所、子育て支援センター

問 16-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、[]内に具体的な数字（24時間制）でご記入ください。

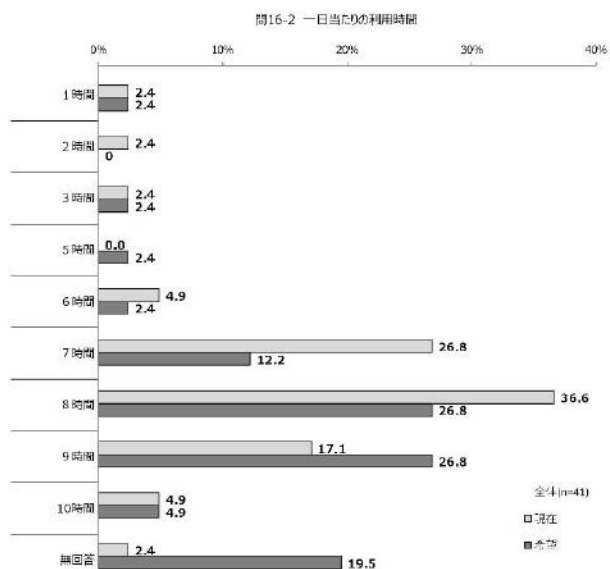
・一週当たりの利用日数

一週当たりの利用日数は、「5日」が現在（82.9%）、希望（56.1%）とともに最も多く、次いで「6日」が現在（9.8%）、希望（24.4%）などとなっている。



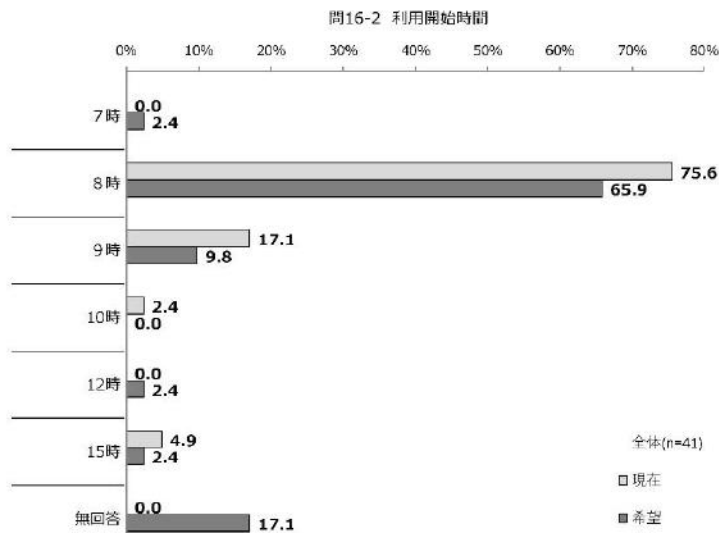
・一日当たりの利用時間

一日当たりの利用時間は、現在で「8時間」が36.6%と最も多く、次いで「7時間」（26.8%）などとなっている。希望では「8時間」「9時間」がともに26.8%と最も多く、次いで「7時間」（12.2%）などとなっている。



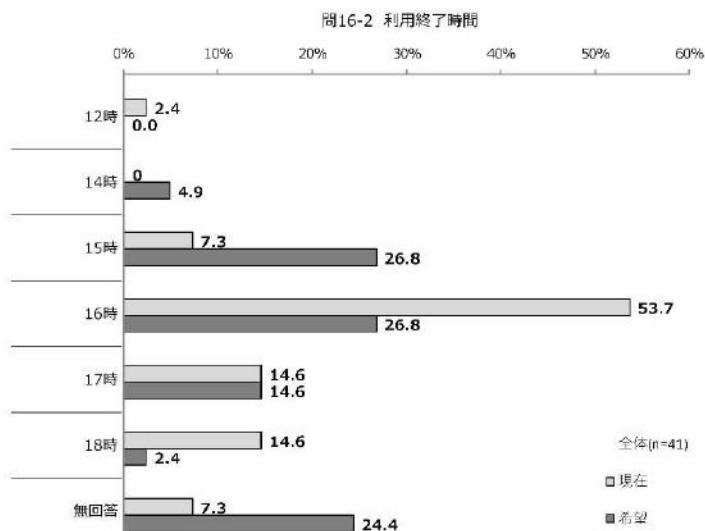
・利用開始時間

利用開始時間は、「8時」が現在（75.6%）、希望（65.9%）とともに最も多く、次いで「9時」が現在（17.1%）、希望（9.8%）などとなっている。



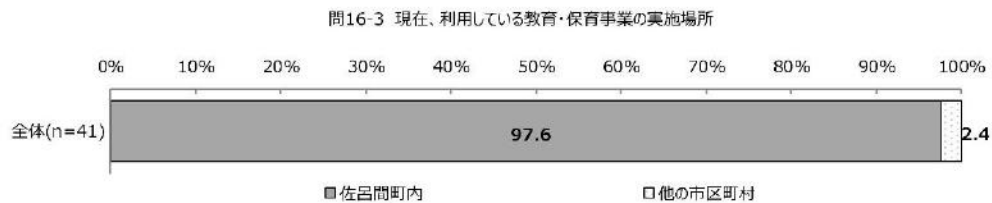
・利用終了時間

利用終了時間は、現在で「16時」が53.7%と最も多く、次いで「17時」「18時」がともに14.6%などとなっている。希望では「15時」「16時」がともに26.8%と最も多く、次いで「17時」(14.6%)などとなっている。



**問 16-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてお答えください。
当てはまる番号1つに○をつけてください。**

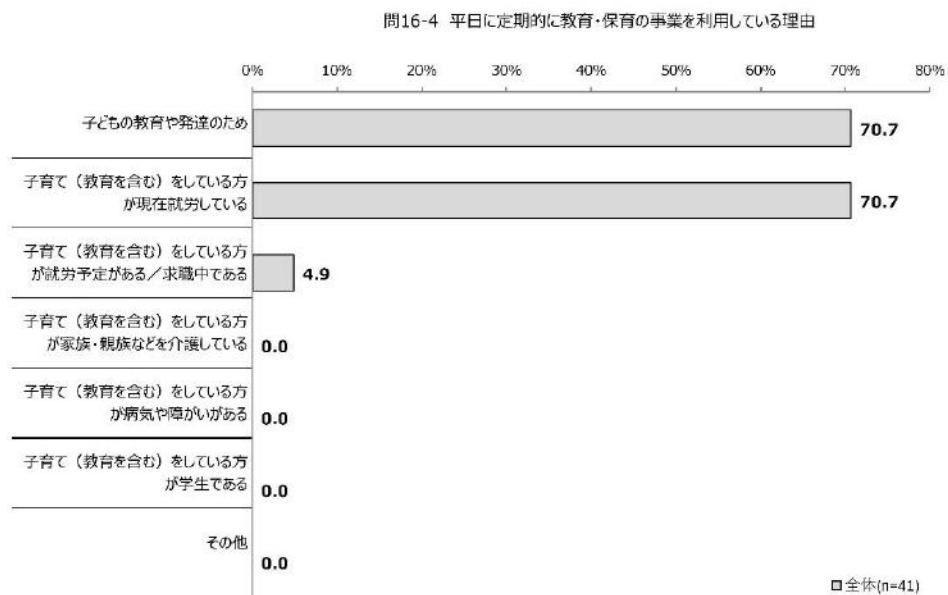
現在、利用している教育・保育の実施場所は、「佐呂間町内」が97.6%と大多数を占めている。



【他の市区町村】北見市

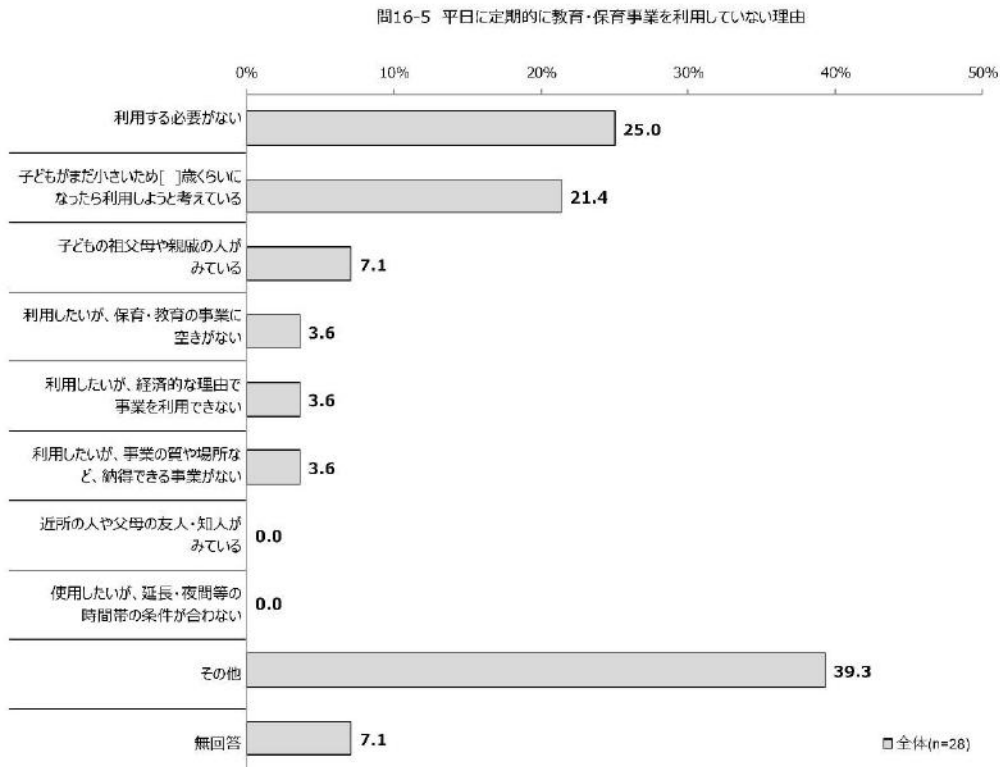
**問 16-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。
主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。**

平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由は、「子どもや教育の発達のため」「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」がともに70.7%と最も多く、次いで「子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である」（4.9%）となっている。



問16-5 問16で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

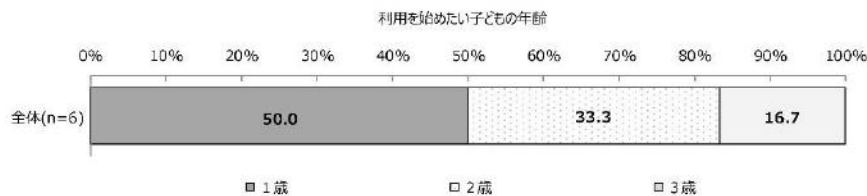
平日に定期的に教育・保育の事業を利用していない理由は、「利用する必要がない」が25.0%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため[]くらいになったら利用しようと考えている」(21.4%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(7.1%)などとなっている。



[その他] 小学生のため・小学校へ通っているため(8名)、児童館、利用できる施設がないため、3歳未満児であり、母親が育児休暇取得のため保育所の利用ができない

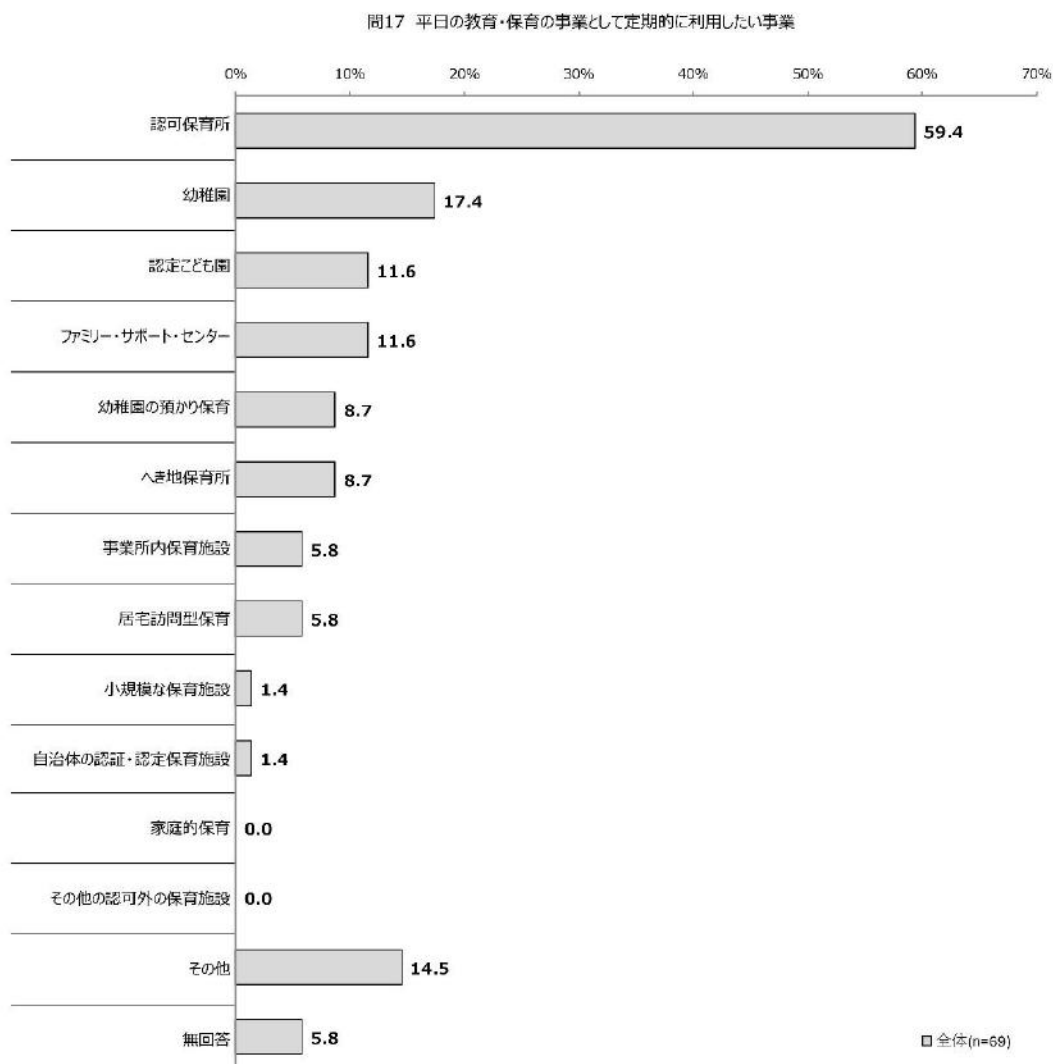
・利用を始めた子どもの年齢

子どもの年齢は、「1歳」(50.0%)、「2歳」(33.3%)、「3歳」(16.7%)となっている。



問17 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が59.4%と最も多く、次いで「幼稚園」(17.4%)、「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」がともに(11.6%)、「幼稚園の預かり保育」「へき地保育所」(8.7%)などとなっている。



【その他】 児童館・児童クラブ(3名)、児童館以外の学校後に寄れる施設、小学校、保育所、病児病後児の保育施設など

問 17-1 教育・保育事業を利用したい場所についてお答えください。
 当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

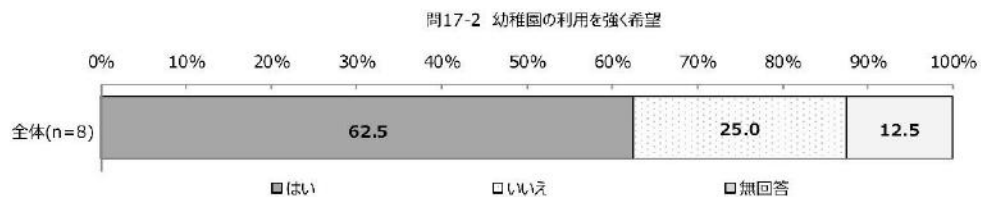
教育・保育事業を利用したい場所は、「佐呂間町内」が 89.9%と大多数を占めている。



【他の市区町村】北見市（2名）、遠軽町

問 17-2 問 17 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。
 特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

幼稚園の利用を強く希望するかについては、「はい」（62.5%）、「いいえ」（25.0%）となっている。



5 地域子育て支援事業の利用状況について

問18 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を[]内に数字でご記入ください。

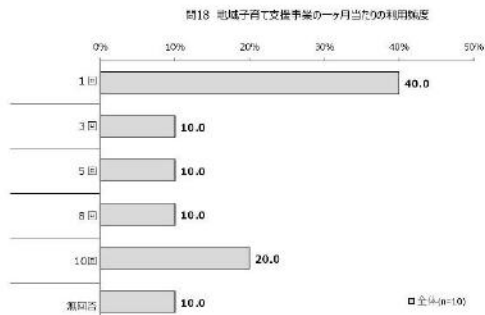
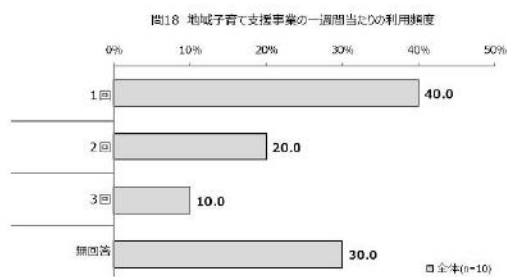
現在利用している地域子育て支援拠点事業は、「利用していない」が79.7%と最も多く、次いで「地域子育て拠点事業」(14.5%)、「その他当該自治体で実施している類似の事業」(1.4%)となっている。



【その他当該自治体で実施している類似の事業】 訪問看護

・地域子育て支援拠点事業の利用頻度

地域子育て支援拠点事業の一週間当たりの利用頻度は、「1回」(40.0%)、「2回」(20.0%)、「3回」(10.0%)となっている。一ヶ月当たりの利用頻度は、「1回」(40.0%)、「10回」(20.0%)、などとなっている。



その他当該自治体で実施している類似の事業の一ヶ月当たりの利用頻度は、該当者が1名で、「4回」(1名)となっている。

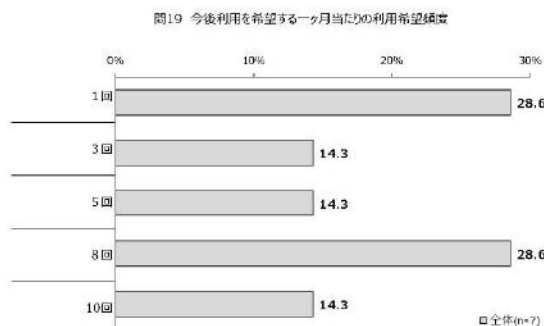
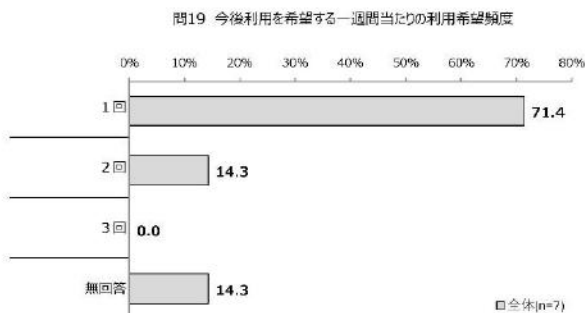
問19 問18のような地域子育て支援拠点事業について、今後の利用意向をお答えください。
当てはまる番号1つに○をつけ、おおよその希望利用回数（頻度）を[]内に数字でご記入ください。

地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が69.6%と最も多く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(13.0%)、「利用していないが、今後利用したい」(10.1%)となっている。



・利用していないが、今後利用したい

今後利用を希望する一週間当たりの利用希望頻度は、「1回」(71.4%)、「2回」(14.3%)、一ヶ月当たりの利用希望頻度は、「1回」「8回」がともに28.6%、「3回」「5回」「10回」がいずれも14.3%となっている。

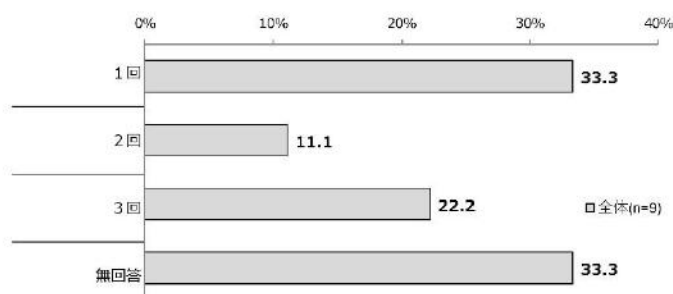


・すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

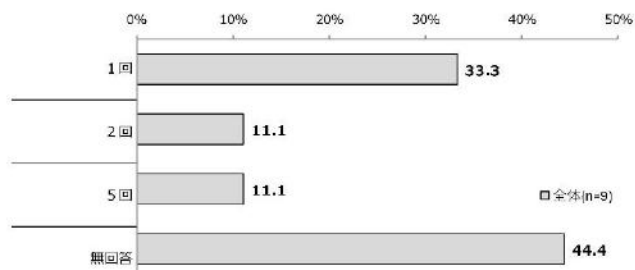
利用日数を増やしたい一週間当たりの利用希望頻度は、「1回」が33.3%と最も多く、次いで「3回」(22.2%)、「2回」(11.1%)となっている。

利用日数を「更に」増やしたい一週間当たりの利用希望頻度は、「1回」(33.3%)、「2回」「5回」がともに11.1%、一ヶ月当たりの利用希望頻度は、「2回」「4回」がともに22.2%、「10回」「20回」がともに11.1%となっている。

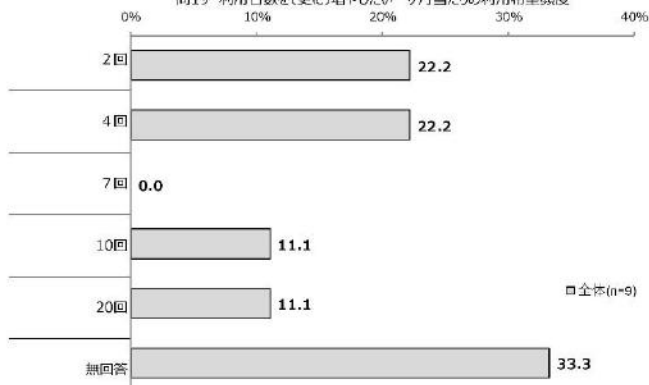
問19 利用日数を増やしたい一週間当たりの利用希望頻度



問19 利用日数を「更に」増やしたい一週間当たりの利用希望頻度

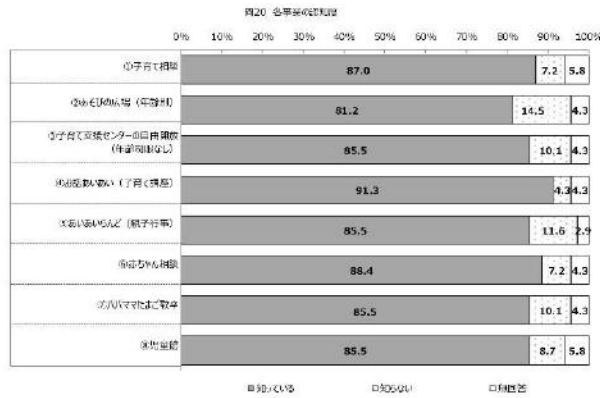


問19 利用日数を「更に」増やしたい一ヶ月当たりの利用希望頻度

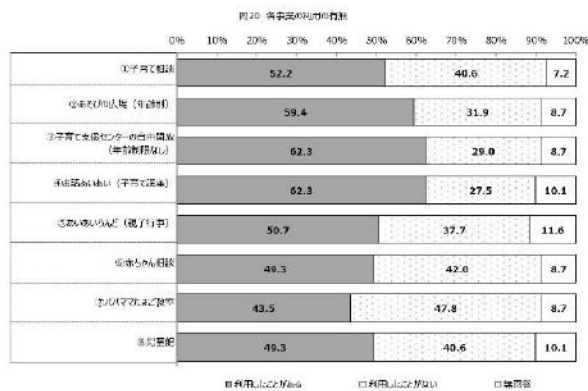


問 20 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて、①～⑧の事業ごとに、A～Cの「1」、「2」それぞれ1つに○をつけてください。

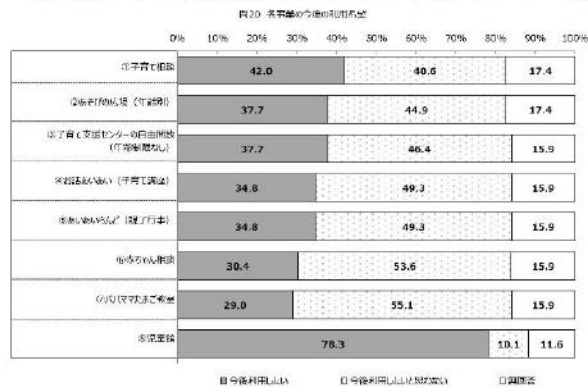
・事業の認知度 すべての事業で「知っている」が8割～9割となっている。



・事業の利用の有無 「赤ちゃん相談」「パパママたまたご教室」「児童館」を除く事業で「利用したことがある」が5割～6割となっている。



・今後の利用希望 「児童館」を「今後利用したい」が約8割となっている。



[参考：就学前・小学生別クロス集計表]

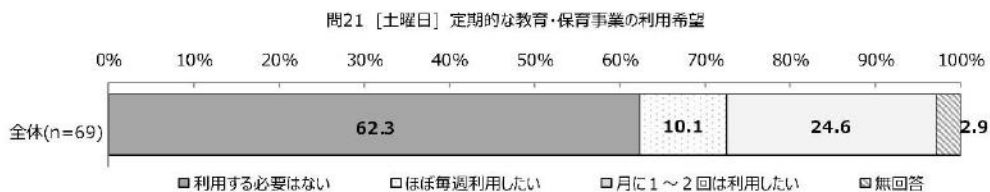
		調査数							上段：人 下段：%		
			知っている	知らない	無回答	利用したことがある	利用したことがない	無回答	今後利用したい	今後利用したくないと思わない	無回答
① 子育て相談	全体	69	60	5	4	36	28	5	29	28	12
		100.0	87.0	7.2	5.8	52.2	40.6	7.2	42.0	40.6	17.4
	就学前	46	40	3	3	26	17	3	22	15	9
		100.0	87.0	6.5	6.5	56.5	37.0	6.5	47.8	32.6	19.6
	小学生	22	19	2	1	9	11	2	6	13	3
		100.0	86.4	9.1	4.5	40.9	50.0	9.1	27.3	59.1	13.6
② あそびの広場	全体	69	56	10	3	41	22	6	26	31	12
		100.0	81.2	14.5	4.3	59.4	31.9	8.7	37.7	44.9	17.4
	就学前	46	39	5	2	27	15	4	21	16	9
		100.0	84.8	10.9	4.3	58.7	32.6	8.7	45.7	34.8	19.6
	小学生	22	16	5	1	13	7	2	4	15	3
		100.0	72.7	22.7	4.5	59.1	31.8	9.1	18.2	68.2	13.6
③ センター自由開放 子育て支援	全体	69	59	7	3	43	20	6	26	32	11
		100.0	85.5	10.1	4.3	62.3	29.0	8.7	37.7	46.4	15.9
	就学前	46	40	4	2	29	13	4	20	18	8
		100.0	87.0	8.7	4.3	63.0	28.3	8.7	43.5	39.1	17.4
	小学生	22	18	3	1	13	7	2	5	14	3
		100.0	81.8	13.6	4.5	59.1	31.8	9.1	22.7	63.6	13.6
④ お話あいやい 子育て講座	全体	69	63	3	3	43	19	7	24	34	11
		100.0	91.3	4.3	4.3	62.3	27.5	10.1	34.8	49.3	15.9
	就学前	46	43	1	2	28	14	4	20	18	8
		100.0	93.5	2.2	4.3	60.9	30.4	8.7	43.5	39.1	17.4
	小学生	22	19	2	1	15	5	2	3	16	3
		100.0	86.4	9.1	4.5	68.2	22.7	9.1	13.6	72.7	13.6
⑤ あいやいらんど 親子行事	全体	69	59	8	2	35	26	8	24	34	11
		100.0	85.5	11.6	2.9	50.7	37.7	11.6	34.8	49.3	15.9
	就学前	46	40	5	1	21	19	6	19	19	8
		100.0	87.0	10.9	2.2	45.7	41.3	13.0	41.3	41.3	17.4
	小学生	22	18	3	1	13	7	2	4	15	3
		100.0	81.8	13.6	4.5	59.1	31.8	9.1	18.2	68.2	13.6
⑥ 赤ちゃん相談	全体	69	61	5	3	34	29	6	21	37	11
		100.0	88.4	7.2	4.3	49.3	42.0	8.7	30.4	53.6	15.9
	就学前	46	42	2	2	25	17	4	17	21	8
		100.0	91.3	4.3	4.3	54.3	37.0	8.7	37.0	45.7	17.4
	小学生	22	18	3	1	8	12	2	3	16	3
		100.0	81.8	13.6	4.5	36.4	54.5	9.1	13.6	72.7	13.6
⑦ たまご教室 ママパパ	全体	69	59	7	3	30	33	6	20	38	11
		100.0	85.5	10.1	4.3	43.5	47.8	8.7	29.0	55.1	15.9
	就学前	46	40	4	2	22	20	4	16	22	8
		100.0	87.0	8.7	4.3	47.8	43.5	8.7	34.8	47.8	17.4
	小学生	22	18	3	1	8	12	2	3	16	3
		100.0	81.8	13.6	4.5	36.4	54.5	9.1	13.6	72.7	13.6
⑧ 児童館	全体	69	59	6	4	34	28	7	54	7	8
		100.0	85.5	8.7	5.8	49.3	40.6	10.1	78.3	10.1	11.6
	就学前	46	37	6	3	16	25	5	35	6	5
		100.0	80.4	13.0	6.5	34.8	54.3	10.9	76.1	13.0	10.9
	小学生	22	21	-	1	17	3	2	18	1	3
		100.0	95.5	-	4.5	77.3	13.6	9.1	81.8	4.5	13.6

7 土曜日・休日や長期休暇中の幼稚園・保育所などの利用について

問 21 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、[]内に数字（24 時間制）でご記入ください。

【土曜日】

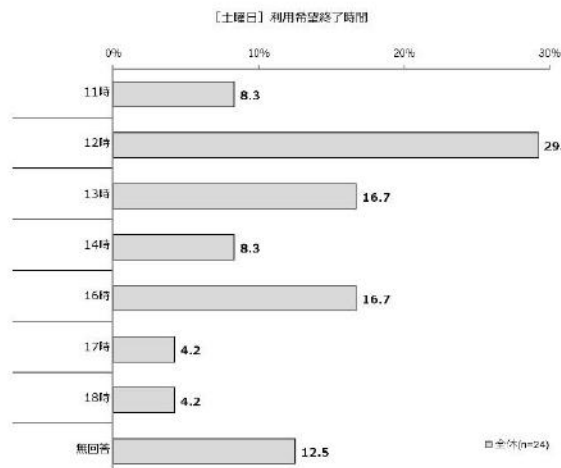
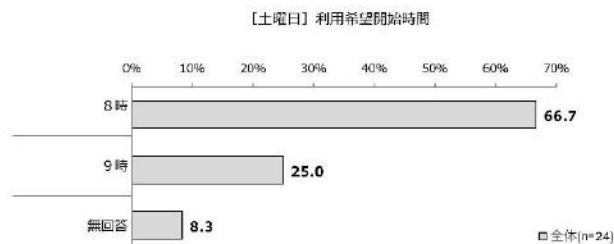
定期的な教育・保育の利用希望は、「利用する必要はない」が 62.3%と最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」（24.6%）、「ほぼ毎週利用したい」（10.1%）となっている。



・利用希望時間

利用希望開始時間は、「8時」（66.7%）、「9時」（25.0%）となっている。

利用希望終了時間は、「12時」が 29.2%と最も多く、次いで「13時」「16時」がともに 16.7%などとなっている。



〔日曜・祝日〕

定期的な教育・保育の利用希望は、「利用する必要はない」が 85.5%と最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」(7.2%)、「ほぼ毎週利用したい」(4.3%)となっている。

問21 〔日曜・祝日〕 定期的な教育・保育事業の利用希望

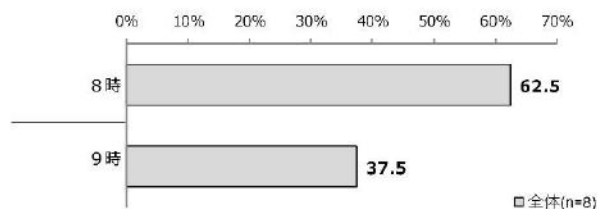


・利用希望時間

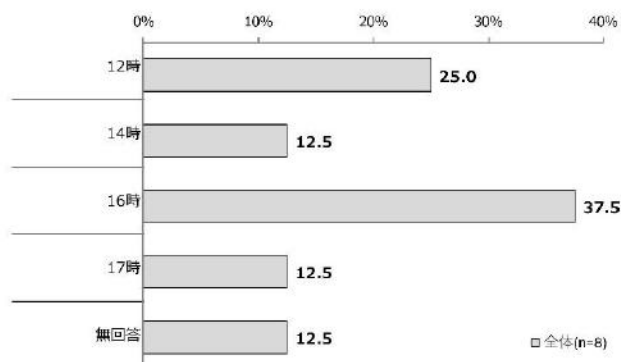
利用希望開始時間は、「8時」(62.5%)、「9時」(37.5%)となっている。

利用希望終了時間は、「16時」が37.5%と最も多く、次いで「12時」(25.0%)などとなっている。

〔日曜・祝日〕 利用希望開始時間



〔日曜・祝日〕 利用希望終了時間



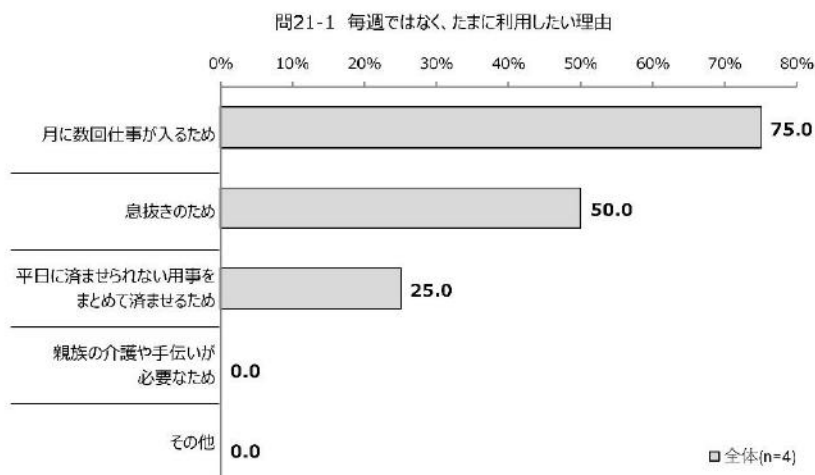
参考：[就学前・小学生別／母親の就労状況別クロス集計表]

問21 [土曜日] 定期的な教育・保育事業の利用希望						
区 分		n=	利用する 必要はない	ほぼ毎週 利用したい	月に1～2回 は利用したい	無回答
小 就 学 学 生 前 別 ・	就学前	46	58.7	13.0	28.3	-
	小学生	22	72.7	4.5	13.6	9.1
母 親 の 就 労 状 況 別	フルタイムで就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	20	65.0	10.0	25.0	-
	フルタイムで就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	5	20.0	40.0	40.0	-
	パート・アルバイト等で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	21	52.4	14.3	28.6	4.8
	パート・アルバイト等で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	2	100.0	-	-	-
	以前は就労していたが、 現在は就労していない	18	88.9	-	11.1	-
	これまで就労したことがない	1	-	-	100.0	-

問21 [日曜・祝日] 定期的な教育・保育事業の利用希望						
区 分		n=	利用する 必要はない	ほぼ毎週 利用したい	月に1～2回 は利用したい	無回答
小 就 学 学 生 前 別 ・	就学前	46	84.8	4.3	10.9	-
	小学生	22	86.4	4.5	-	9.1
母 親 の 就 労 状 況 別	フルタイムで就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	20	95.0	-	5.0	-
	フルタイムで就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	5	40.0	20.0	40.0	-
	パート・アルバイト等で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	21	81.0	9.5	4.8	4.8
	パート・アルバイト等で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	2	100.0	-	-	-
	以前は就労していたが、 現在は就労していない	18	100.0	-	-	-
	これまで就労したことがない	1	100.0	-	-	-

問 21-1 問 21 の（1）もしくは（2）で、「3.月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

毎週ではなく、たまに利用したい理由は、「月に数回仕事が入るため」が75.0%と最も多く、次いで「息抜きのため」(50.0%)、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(25.0%)となっている。



問 22 「幼稚園」を利用されている方（問 16-1 で「1」または「2」に○をつけた方）にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中に教育・保育事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を[]内に数字（24時間制）でご記入ください。

教育・保育事業の利用希望は、該当者が1名で「利用する必要はない」（1名）となっている。

問 22-1 問 22 で、「3.週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください

該当者はみられなかった。

8 病気の際の対応

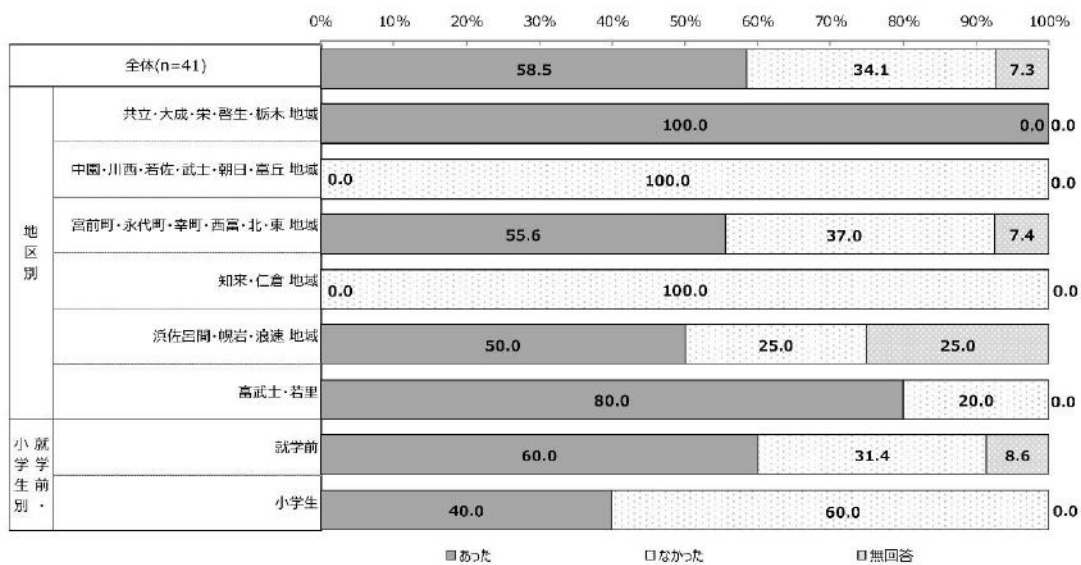
問 23 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問 16 で 1 に○をつけた方）にうかがいます。

この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の利用ができなかったことは、「あった」(58.5%)、「なかった」(34.1%)となっている。

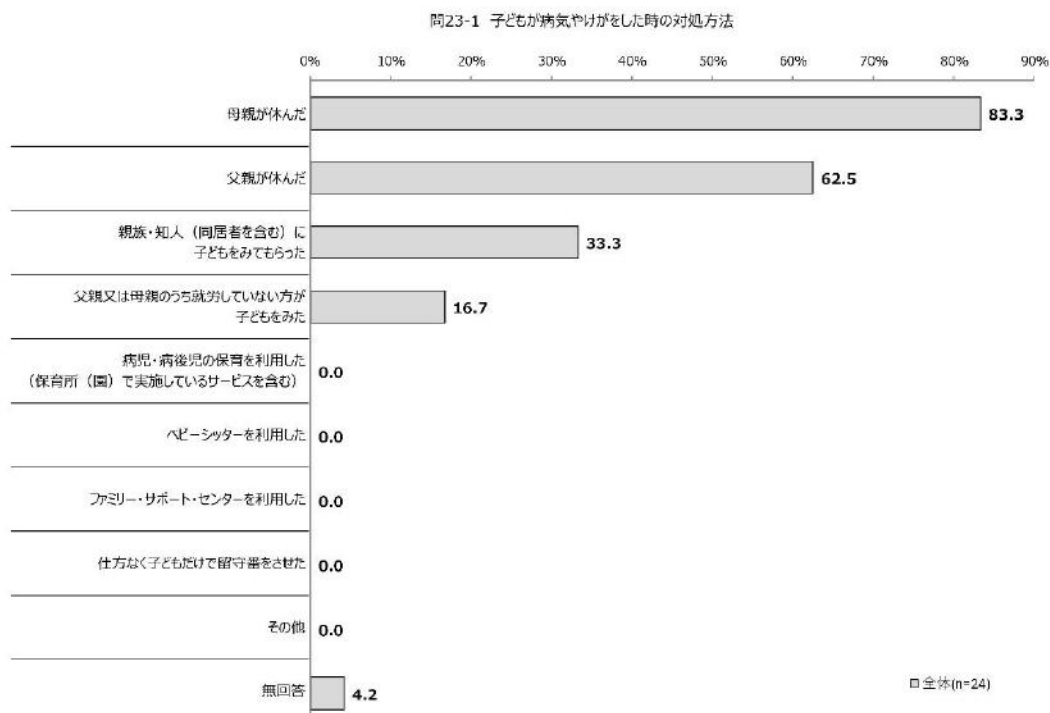
就学前・小学生別にみると、「小学生」で「なかった」が60.0%と多くなっている。

問23 この1年間に、子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったこと



問 23-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれ対処した日数についても[]内に数字でご記入ください。(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)

子どもが病気やけがをした時の対処方法は、「母親が休んだ」が83.3%と最も多く、次いで「父親が休んだ」(62.5%)、「親族・知人(同居人を含む)に子どもをみてもらった」(33.3%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(16.7%)となっている。



・日数については以下の通りとなっている。

問23-1 子どもや病気やけがをした時の対処日数/年間

上段：人 下段：%

	調査数	父親が休んだ日数								
		1日	2日	3日	4日	5日	10日	15日	23日	
全体	15 100.0	2 13.3	4 26.7	2 13.3	1 6.7	3 20.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7	
就学前	15 100.0	2 13.3	4 26.7	2 13.3	1 6.7	3 20.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7	
小学生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

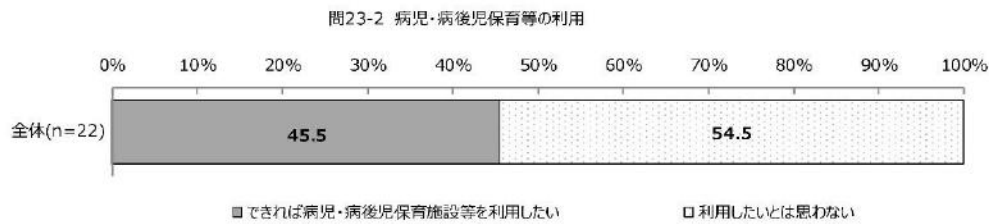
	調査数	母親が休んだ日数									
		1日	2日	3日	4日	5日	8日	10日	14日	30日	無回答
全体	20 100.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	4 20.0	1 5.0	6 30.0	1 5.0	1 5.0	2 10.0
就学前	18 100.0	2 11.1	1 5.6	1 5.6	-	4 22.2	1 5.6	5 27.8	1 5.6	1 5.6	2 11.1
小学生	2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-

	調査数	親族・知人に子どもをみてもらった日数			
		2日	5日	10日	15日
全体	8 100.0	1 12.5	2 25.0	4 50.0	1 12.5
就学前	8 100.0	1 12.5	2 25.0	4 50.0	1 12.5
小学生	-	-	-	-	-

	調査数	就労していない方が子どもをみた日数		
		5日	15日	20日
全体	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0
就学前	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0
小学生	-	-	-	-

問 23-2 問 23-1 で「ア」または「イ」（親が休んだ）に○をつけた方にうかがいます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
 当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても[]内に数字でご記入ください。

病児・病後児保育等の利用は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（45.5%）、「利用したいと思わない」（54.5%）となっている。



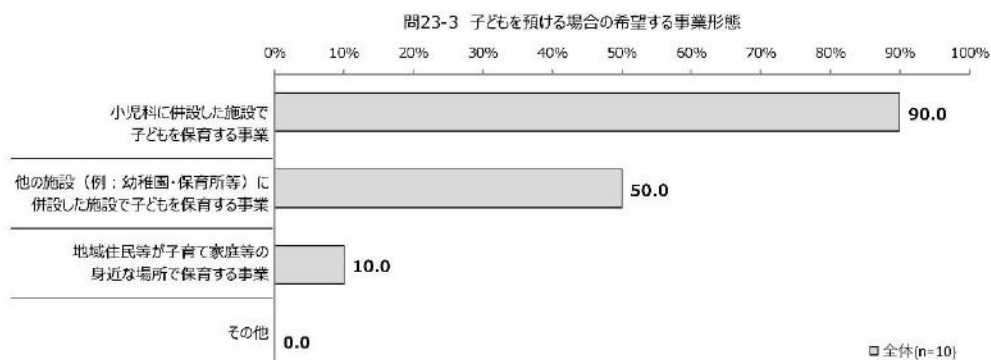
・日数については以下の通りとなっている。

上段：人 下段：%

	調査数	問23-2 病児・病後児保育施設等を利用したい年間日数					
		3日	5日	7日	10日	20日	30日
全体	10	2	1	2	2	1	2
	100.0	20.0	10.0	20.0	20.0	10.0	20.0
就学前	9	2	1	2	1	1	2
	100.0	22.2	11.1	22.2	11.1	11.1	22.2
小学生	1	-	-	-	1	-	-
	100.0	-	-	-	100.0	-	-

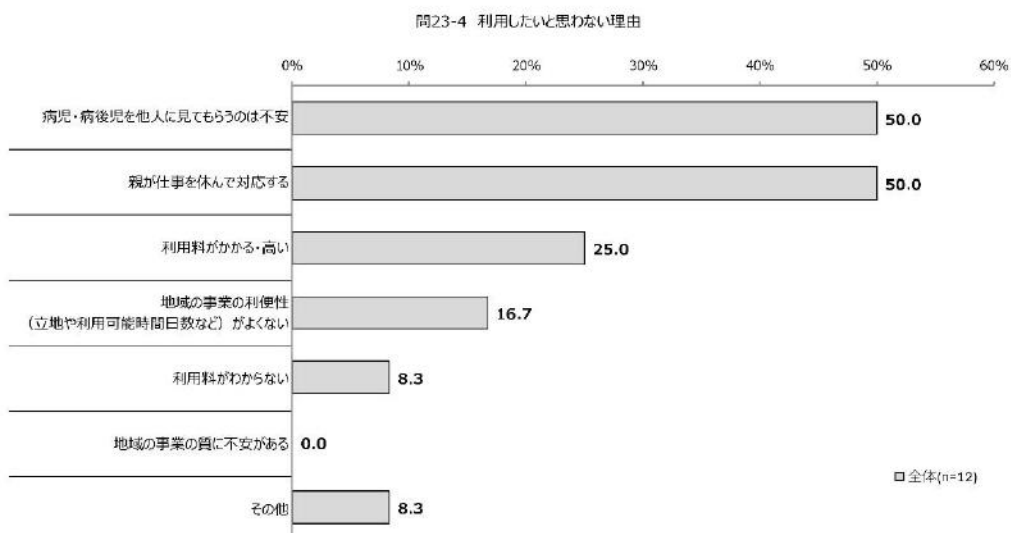
問 23-3 問 23-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われれますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

子どもを預ける場合の希望する事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が90.0%と最も多く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」（50.0%）、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」（10.0%）となっている。



問 23-4 問 23-2 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。
 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

利用したいと思わない理由は、「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」「親が仕事を休んで対応する」がともに 50.0%と最も多く、次いで「利用料がかかる・高い」(25.0%)、「地域の事業の利便性がよくない」(16.7%)、「利用料がわからない」(8.3%)となっている。

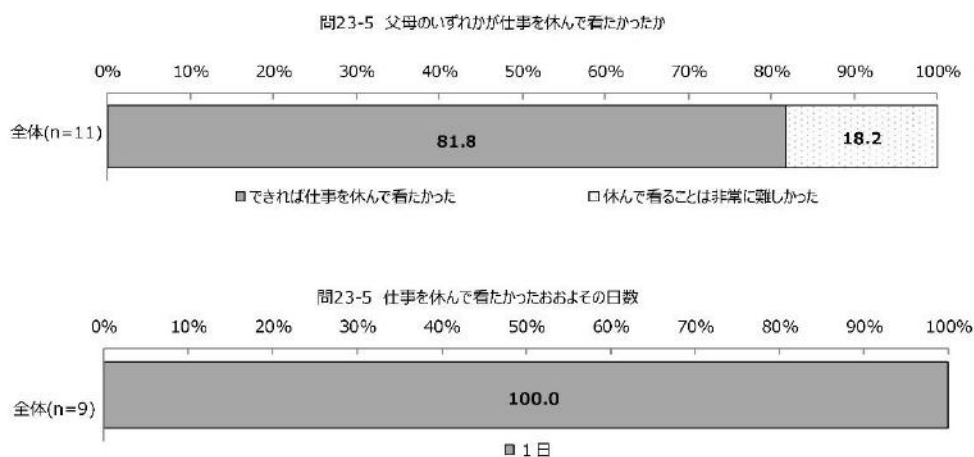


[その他] 母は就労していないので、病気の子どもをみてもらうのは申し訳ない気持ちがある

問 23-5 問 23-1 で「ウ」～「ケ」のいずれに○をつけた方にうかがいます。その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「ウ」から「ケ」の日数のうち、仕事を休んで看たかった日数についても[]内に数字でご記入ください。

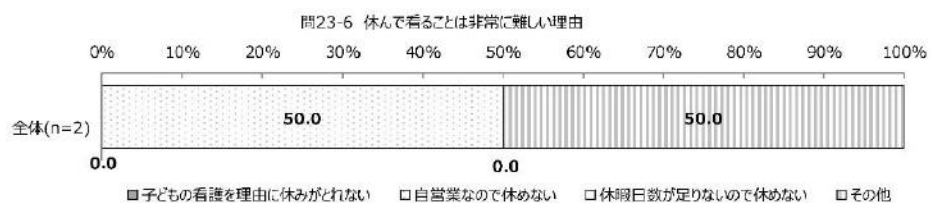
父母のいずれかが仕事を休んで看たかったかは、「できれば仕事を休んで看たかった」(81.8%)、「休んで看ることは非常に難しかった」(18.2%)となっている。

仕事を休んで看たかったおおよその日数は「1日」が100.0%となっている。



問 23-6 問 23-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

休んで看ることは非常に難しい理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」(50.0%)などとなっている。

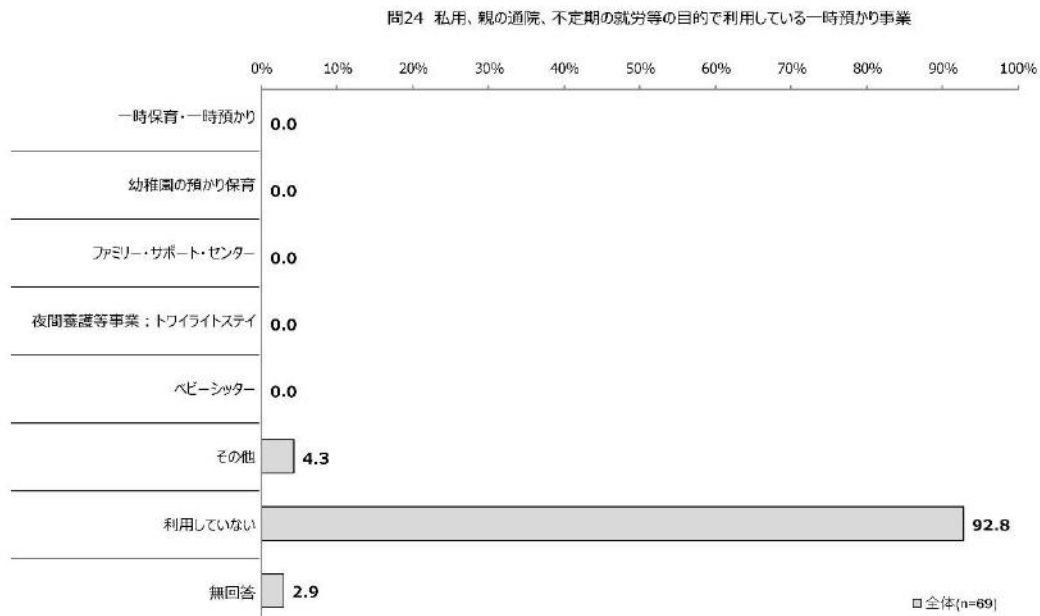


【その他】忙しい

9 宿泊を伴う一時預かり等の利用について

問 24 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、臨時的な就労等の目的で臨時的に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も[]内に数字でご記入ください。

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している一時預かり事業は、「利用していない」が92.8%と大多数を占めている。



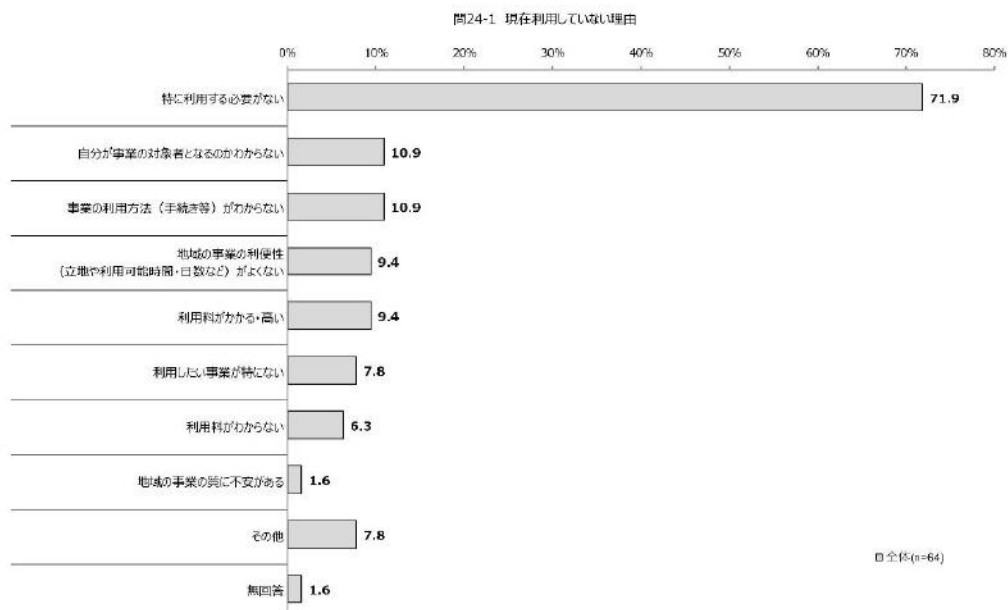
【その他】 児童館（2名）、認定こども園

・日数については以下の通りとなっている。

問24 利用日数	n =	1日	10日	35日
【その他】の理由	3	33.3	33.3	33.3

問 24-1 問 24 で「7. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。
現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

現在利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が 71.9%と最も多く、次いで「自分が事業の対象者となるのかわからない」「事業の利用方法がわからない」がともに 10.9%、「地域の事業の利便性がよくない」「利用料がかかる・高い」がともに 9.4%などとなっている。

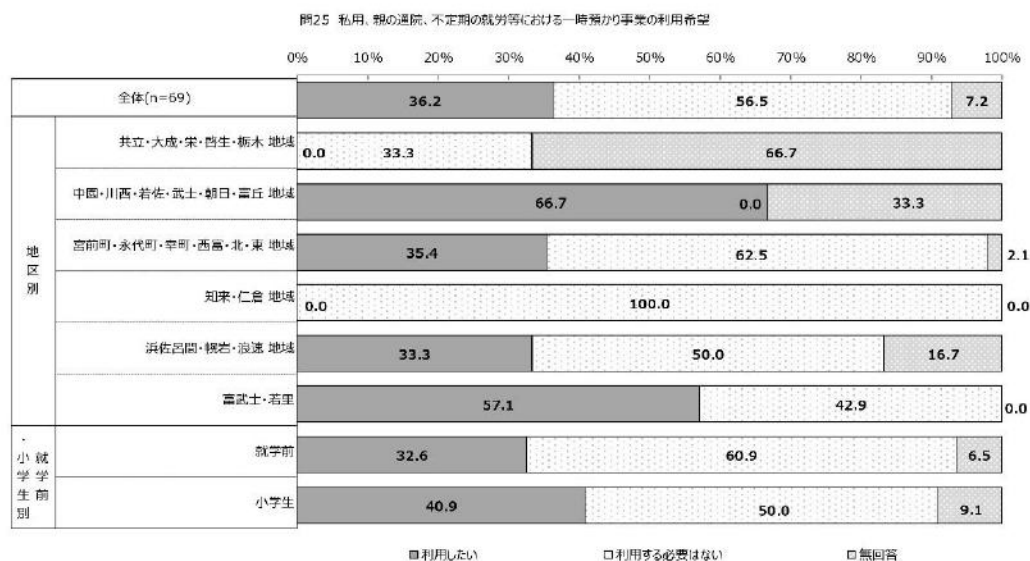


[その他] 利用したくてもやっているかどうかかわからない、町内で利用できるということがない
ほぼ使えるものがない、人手不足と聞くと気が進まなくなる、
へき地には一時保育がない為

問25 宛名のお子さんについて、**臨時的な私用、親の通院、就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要がある**と思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を[]内に数字でご記入ください。

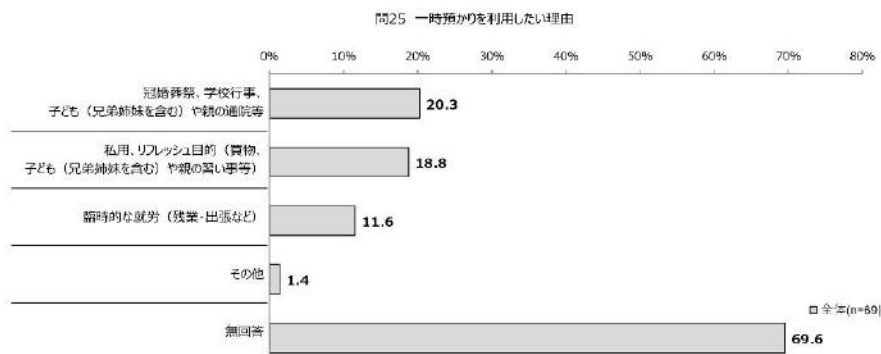
私用、親の通院、不特定の就労等における一時預かり事業の利用希望は、「利用したい」(36.2%)、「利用する必要はない」(56.5%)、となっている。

就学前・小学生別にみると、「小学生」で「利用したい」が40.9%と多くなっている。



・利用したい理由

一時預かりを利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が20.3%と最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）」(18.8%)、「臨時的な就労（残業・出張など）」(11.6%)となっている。



【その他】自分の通院

・日数については以下の通りとなっている。

問25 一時預かりを利用したい最小・最大日数

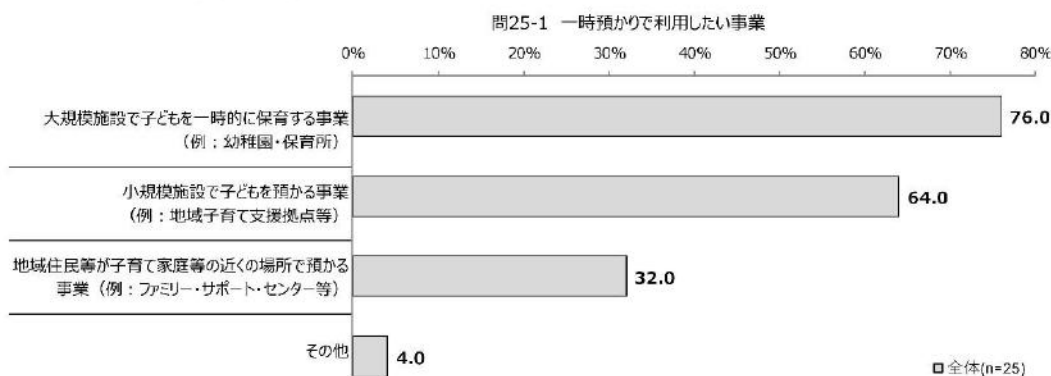
	n =	最小希望日数	最大希望日数
私用、リフレッシュ目的 (買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)	13	3日	30日
冠婚葬祭、学校行事、 子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	14	5日	200日
臨時的な就労(残業・出張など)	8	5日	60日
その他	1	20日	20日

問25 一時預かりを利用したい日数

	n =	3日	5日	6日	12日	20日	24日	30日	60日	100日	200日	無回答
私用、リフレッシュ目的 (買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)	13	7.7	30.8	7.7	7.7	-	7.7	7.7	-	-	-	30.8
冠婚葬祭、学校行事、 子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	14	-	21.4	-	-	-	-	7.1	-	7.1	7.1	57.1
臨時的な就労(残業・出張など)	8	-	12.5	-	-	-	-	12.5	12.5	-	-	62.5
その他	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-

問 25-1 問 25 で「1. 利用したい」に○をつけた方にかがいます。問 25 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

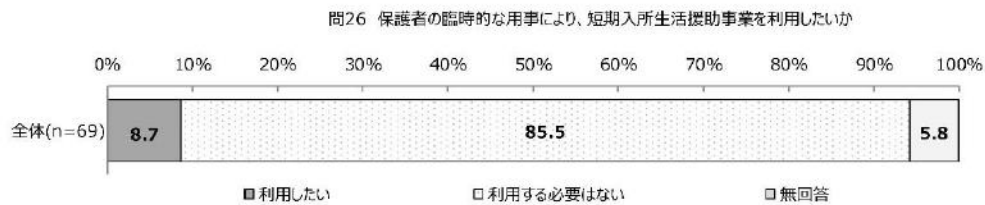
一時預かりで利用したい事業は、「大規模施設で子どもを一時的に保育する事業」が76.0%と最も多く、次いで「小規模施設で子どもを預かる事業」(64.0%)、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で預かる事業」(32.0%)となっている。



【その他】 児童館、預かってもらえるならそれだけでありがたい

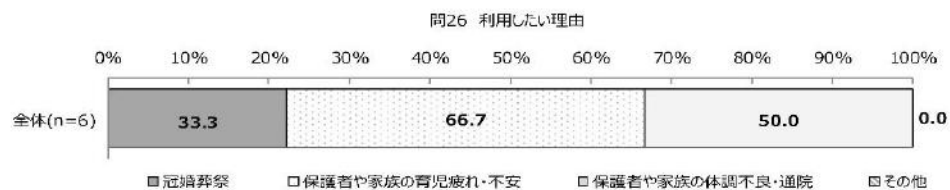
問 26 保護者の臨時的な用事により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外に預ける必要がある場合、短期入所生活援助事業（ショートステイ、児童養護施設等で一定期間子どもを保護する事業）を利用したいと思いますか。利用したい場合、どのような理由かをお答えください。また、宿泊に必要とされるおおよその日数を[]内に数字でご記入ください。

保護者の臨時的な用事により、短期入所生活援助事業を利用したいかは、「利用したい」（8.7%）、「利用する必要はない」（85.5%）となっている。



・利用したい理由

利用したい理由は「保護者や家族の育児疲れ・不安」が66.7%と最も多く、次いで「保護者や家族の体調不良・通院」（50.0%）、「冠婚葬祭」（33.3%）となっている。



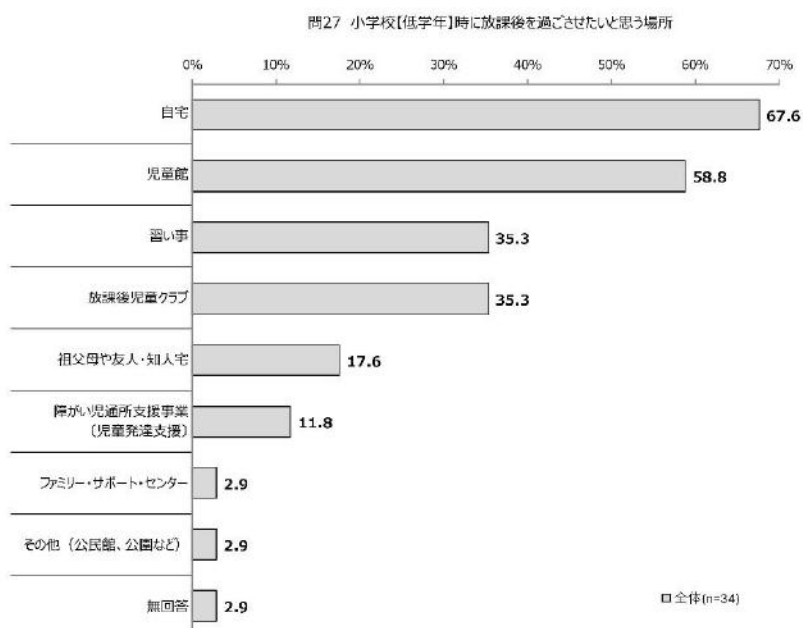
・日数については以下の通りとなっている。

問26 利用したい日数	n =	1日	7日	無回答
冠婚葬祭	2	50.0	50.0	-
保護者や家族の育児疲れ・不安	4	50.0	25.0	25.0
保護者や家族の体調不良・通院	4	66.7	33.3	-

10 小学校での放課後の過ごし方について（5歳以上のみ）

問27 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を[]内に数字でご記入ください。
また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も[]内に数字（24時間制）でご記入ください。

小学校【低学年】時に放課後を過ごさせたいと思う場所は、「自宅」が67.6%と最も多く、次いで「児童館」(58.8%)、「習い事」「放課後児童クラブ」がともに35.3%、「祖父母や友人・知人宅」(17.6%)などとなっている。



【その他】公園（3名）、図書

・日数と放課後児童クラブ利用終了希望時間については以下の通りとなっている。

問27 小学校【低学年】時に放課後を過ごさせたいと思う場所/日数

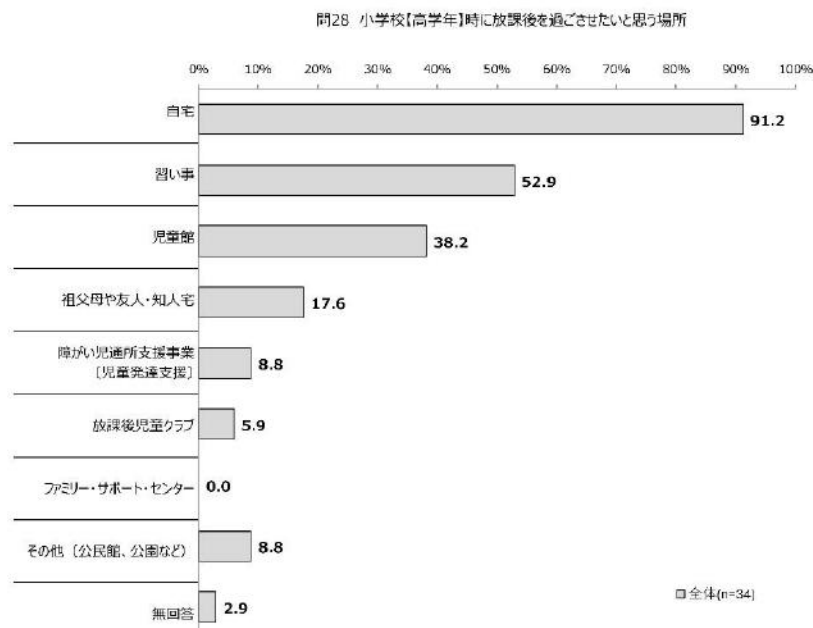
区分	n=	一週間あたり平均日数	最小値	最大値
自宅	23	3.4日	2.0日	7.0日
祖父母宅や友人・知人宅	6	1.3日	1.0日	2.0日
習い事	12	2.3日	1.0日	5.0日
児童館	20	3.0日	1.0日	5.0日
放課後児童クラブ	12	2.6日	1.0日	5.0日
ファミリー・サポート・センター	1	1.0日	1.0日	1.0日
障がい児通所支援事業	4	1.8日	1.0日	3.0日
その他	1	1.0日	1.0日	1.0日

放課後児童クラブ利用終了希望時間

時間	人数
下校時～16時	3
下校時～18時	1

問 28 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を[]内に数字でご記入ください。

小学校【高学年】時に放課後を過ごさせたいと思う場所は、「自宅」が91.2%と最も多く、次いで「習い事」(52.9%)、「児童館」(38.2%)、「祖父母や友人・知人宅」(17.6%)などとなっている。



【その他】公園（4名）、図書館、スターのプール、本人次第

・日数と放課後児童クラブ利用終了希望時間については以下の通りとなっている。

問27 小学校【高学年】時に放課後を過ごさせたいと思う場所/日数

区分	n=	一週間あたり 平均日数	最小値	最大値
自宅	31	3.7日	1.0日	7.0日
祖父母宅や友人・知人宅	6	2.2日	1.0日	5.0日
習い事	18	2.3日	1.0日	5.0日
児童館	13	2.3日	1.0日	5.0日
放課後児童クラブ	2	2.0日	1.0日	3.0日
障がい児通所支援事業	3	1.7日	1.0日	2.0日
その他	3	2.0日	1.0日	3.0日

放課後児童クラブ利用終了希望時間

時間	人数
下校時～16時	1

問 29 問 27 または問 28 で「5. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、日曜日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。また利用を希望する方は時間帯を、[]内に数字（24 時間制）でご記入ください。

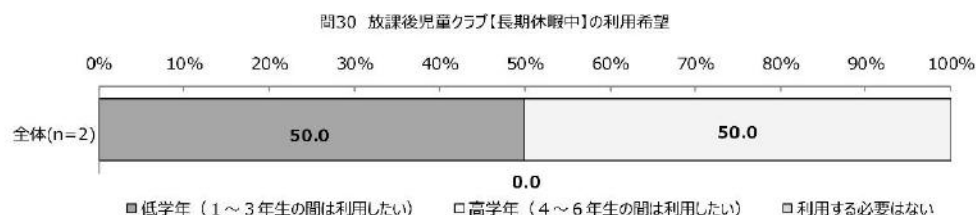
放課後児童クラブ【日曜日】の利用希望は、「利用する必要はない」が 100.0%となっている。



問 30 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。また利用を希望する方は時間帯を、[]内に数字（24 時間制）でご記入ください。

放課後児童クラブ【長期休暇中】の利用希望は、「低学年（1～3年生の間は利用したい）」(50.0%)、「利用する必要はない」(50.0%)となっている。

利用を希望する時間帯は「9時から12時」まで（1名）となっている。



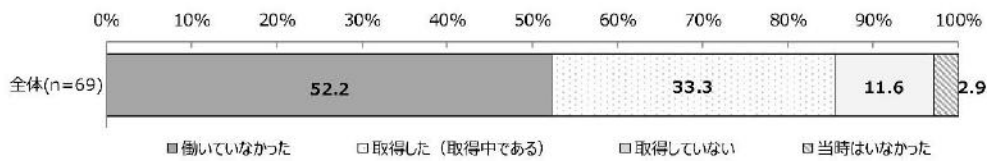
11 育児休業等の職場の両立支援制度について

問 31 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する[]内に数字をご記入ください。また、「3. 取得していない」に○をつけた方は、下記の当てはまる番号を枠内にご記入ください。

【母親】

母親の育児休業の取得は、「働いていなかった」が52.2%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」（33.3%）、「取得していない」（11.6%）、「当時はいなかった」（2.9%）となっている。

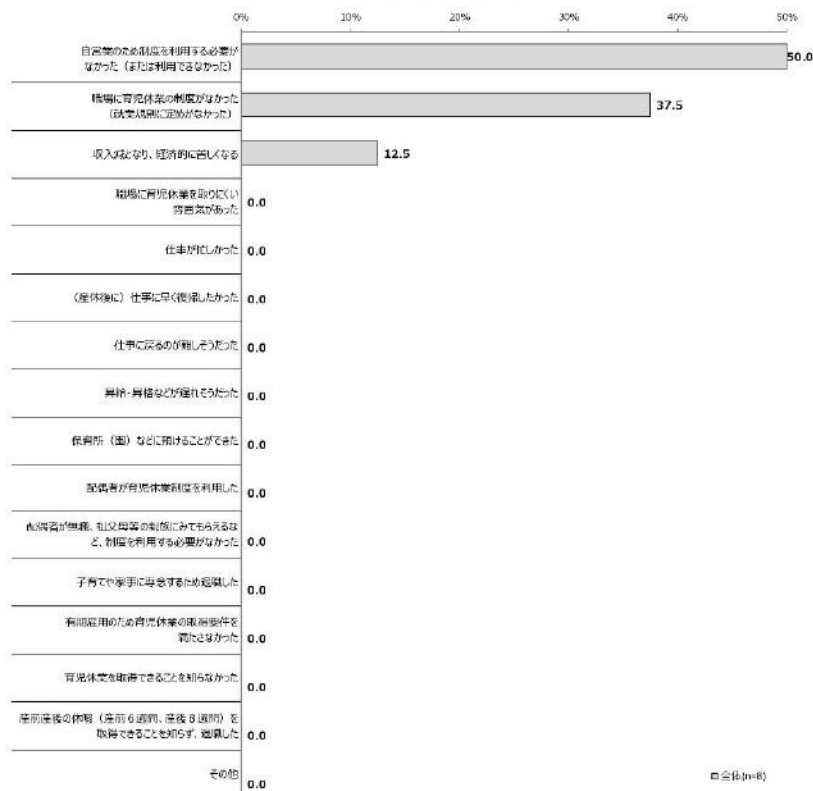
問31 【母親】育児休業の取得



【母親】 育児休業を取得していない理由

取得していない理由は、「自営業のため制度を利用する必要がなかった」が50.0%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（37.5%）、「収入源となり、経済的に苦しくなる」（12.5%）となっている。

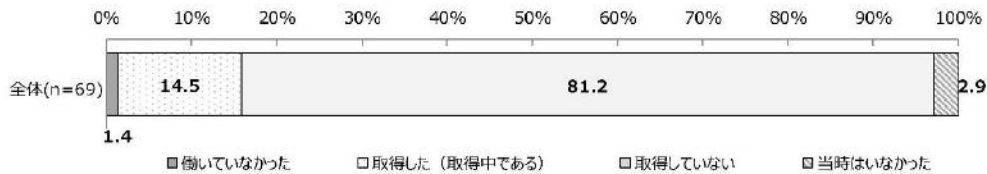
【母親】取得していない理由



【父親】

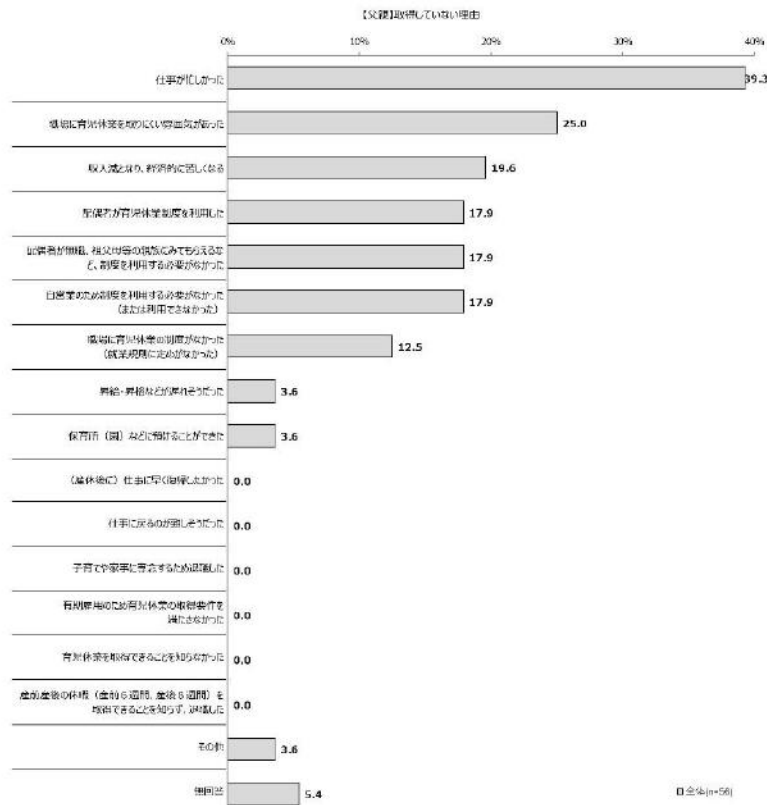
父親の育児休業の取得は、「取得していない」が 81.2%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」（14.5%）、「当時はいなかった」（2.9%）、「働いていなかった」（1.4%）となっている。

問31 【父親】育児休業の取得



【父親】 育児休業を取得していない理由

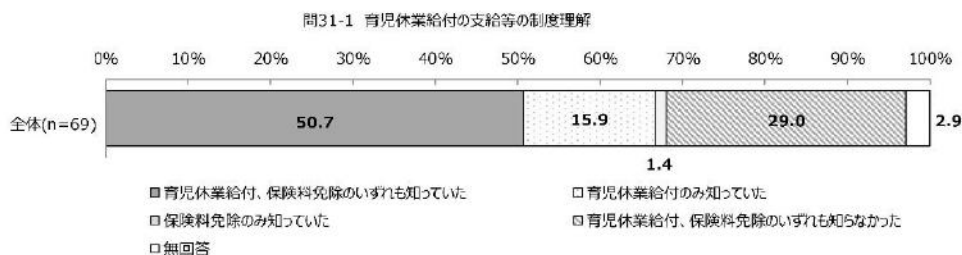
取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が 39.3%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（25.0%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（19.6%）などとなっている。



【その他】 取得する必要がなかった、代替の人がいなかったため

問31-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。
 当てはまる番号1つに○をつけてください。

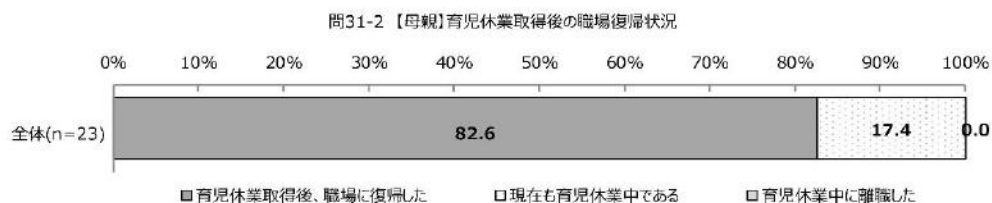
育児休業給付の支給等の制度理解は、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が50.7%と最も多く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（29.0%）、「育児休業給付のみ知っていた」（15.9%）、「保険料免除のみ知っていた」（1.4%）となっている。



問31-2 問31で「2. 取得した（取得中である）」に○をつけた方にうかがいます。
 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。
 ※ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【母親】

母親の育児休業取得後の職場復帰状況は、「育児休業取得後、職場に復帰した」（82.6%）、「現在の育児休業中である」（17.4%）となっている。



【父親】

父親の育児休業取得後の職場復帰状況は、「育児休業取得後、職場に復帰した」（90.0%）、「育児休業中に離職した」（10.0%）となっている。



問31-3 問31-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。
 ※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

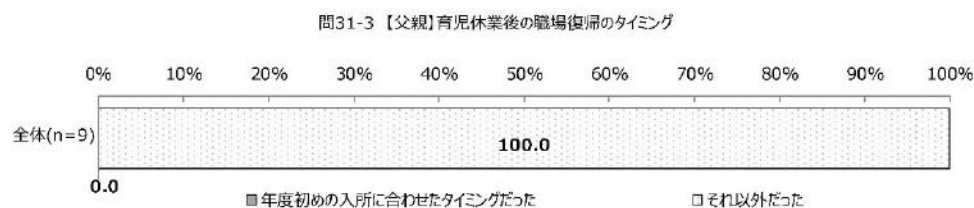
【母親】

母親の育児休業後の職場復帰のタイミングは、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」(26.3%)、「それ以外だった」(73.7%)となっている。



【父親】

父親の育児休業後の職場復帰のタイミングは、「それ以外だった」が100.0%となっている。

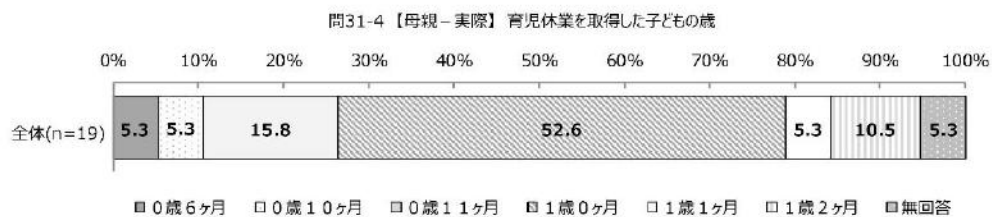


問31-4 問31-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業取得後、宛名のお子さんが何歳何ヶ月のときに職場に復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、希望としては何歳何ヶ月のときまで育児休暇を取得したかったですか。[]内に数字でご記入ください。

[母親]

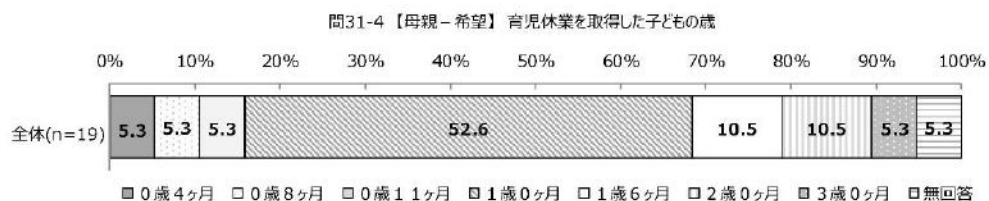
・実際に育児休業を取得した子どもの歳

育児休業を取得した子どもの歳は、「1歳0ヶ月」が52.6%と最も多く、次いで「0歳11ヶ月」(15.8%)、「1歳2ヶ月」(10.5%) などとなっている。



・育児休業を希望した子どもの歳

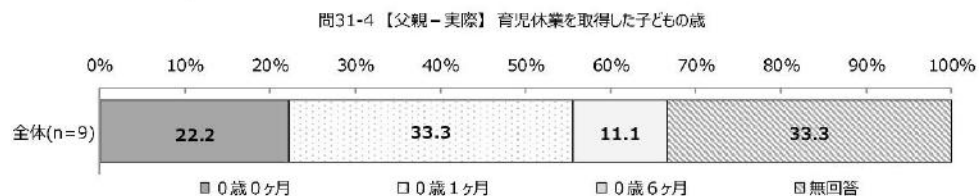
育児休業を希望した子どもの歳は、「1歳0ヶ月」が52.6%と最も多く、次いで「1歳6ヶ月」「2歳0ヶ月」がともに(10.5%) などとなっている。



[父親]

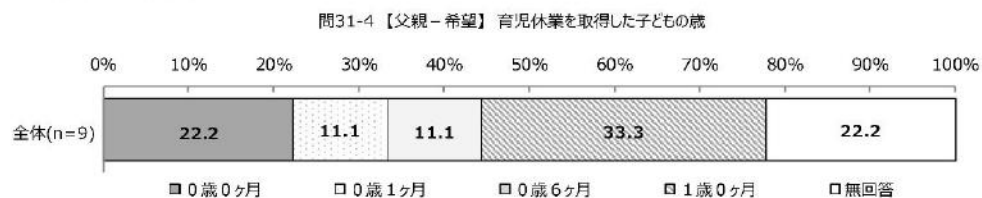
・実際に育児休業を取得した子どもの歳

育児休業を取得した子どもの歳は、「0歳1ヶ月」が33.3%と最も多く、次いで「0歳0ヶ月」(22.2%)などとなっている。



・育児休業を希望した子どもの歳

育児休業を希望した子どもの歳は、「1歳0ヶ月」が33.3%と最も多く、次いで「0歳0ヶ月」(22.2%)などとなっている。

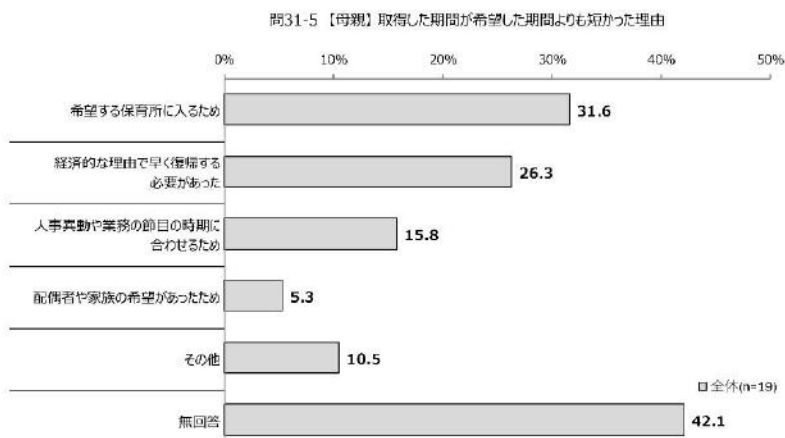


問31-5 問31-4で「取得した期間（１）」と「希望した（したかった）期間（２）」が異なる方がいます。希望した時期（したかった時期）に職場復帰できなかった理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

【母親】

・希望より短かった理由

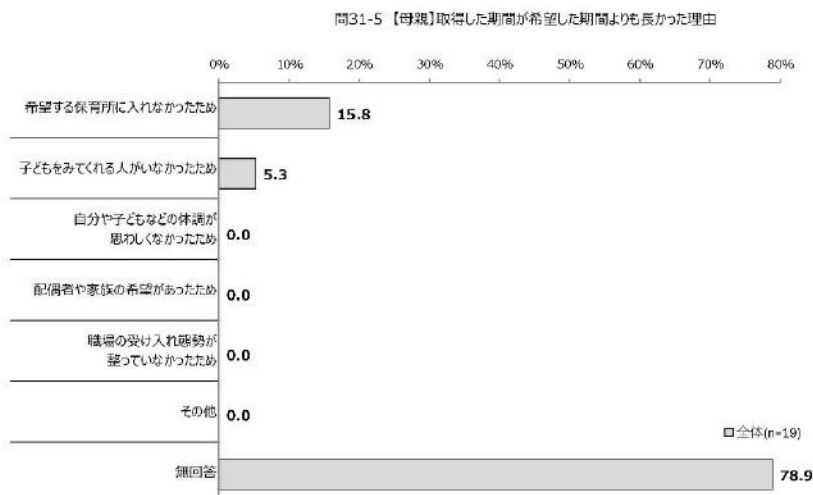
育児休業を取得した期間が希望した期間よりも短かった理由は、「希望する保育所に入るため」が31.6%と最も多く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要がある」（26.3%）、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」（15.8%）などとなっている。



【その他】 職場側の希望、周りに3歳まで取得している人がいなかったため

・希望より長かった理由

育児休業を取得した期間が希望した期間よりも長かった理由は、「希望する保育所に入れなかったため」が15.8%と最も多く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」（5.3%）となっている。

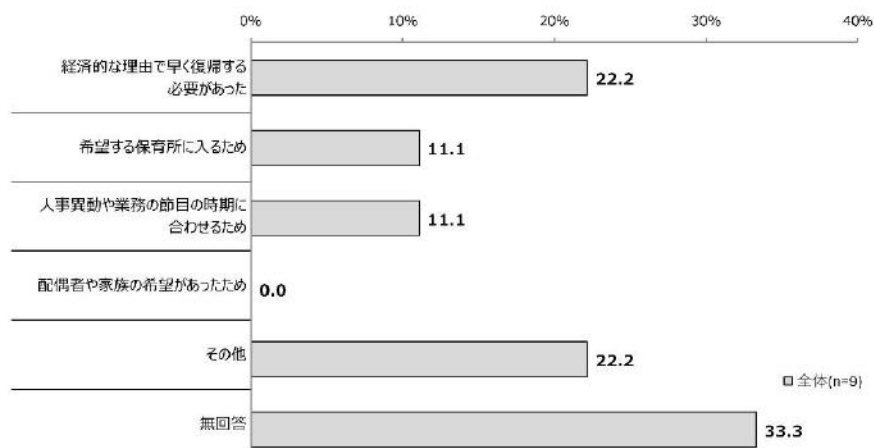


【父親】

・希望より短かった理由

育児休業を取得した期間が希望した期間よりも短かった理由は、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が22.2%と最も多く、次いで「希望する保育所に入るため」「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」がともに11.1%となっている。

問31-5 【父親】取得した期間が希望した期間よりも短かった理由

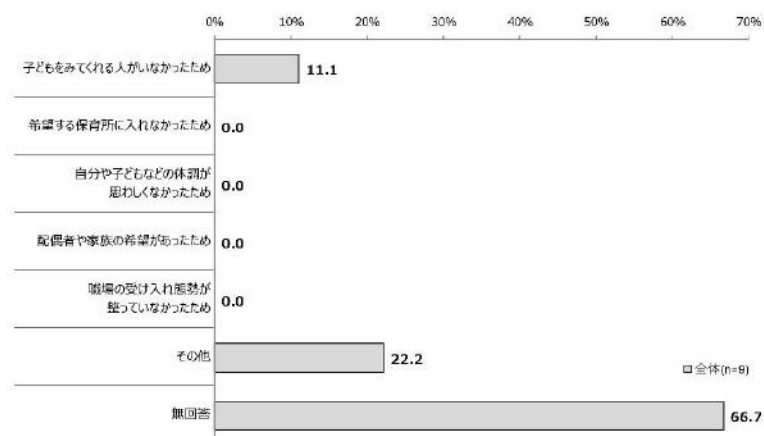


【その他】 7日間の休みしかない

・希望より長かった理由

育児休業を取得した期間が希望した期間よりも長かった理由は、「子どもをみてくれる人がいなかったため」が11.1%と最も多くなっている。

問31-5 【父親】取得した期間が希望した期間よりも長かった理由

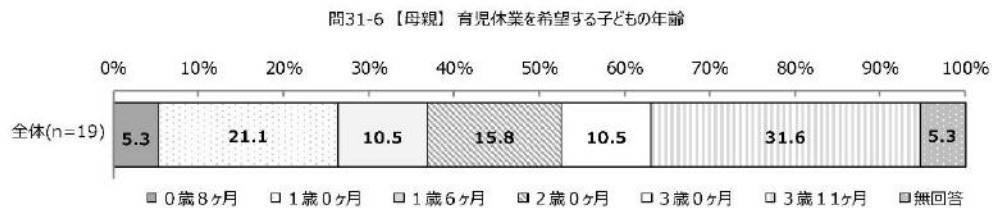


【その他】 代替がいなく、なくなく取れなかった

問31-6 問31-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、希望としてはお
子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。[]内に数字でご記入ください。

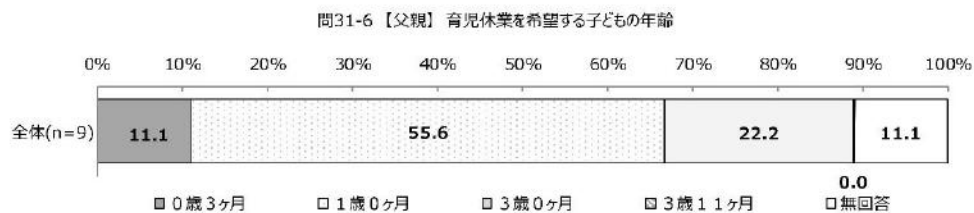
【母親】

育児休業を希望する子どもの年齢は、「3歳11ヶ月」が31.6%と最も多く、次いで「1歳0ヶ月」
(21.1%)、「2歳0ヶ月」(15.8%) などとなっている。



【父親】

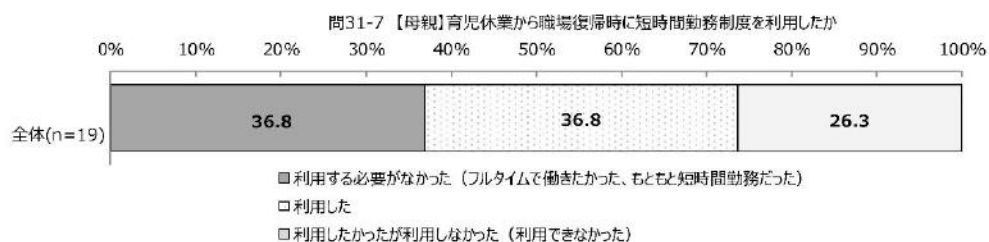
育児休業を希望する子どもの年齢は、「1歳0ヶ月」が55.6%と最も多く、次いで「3歳0ヶ月」
(22.2%)、「0歳3ヶ月」(11.1%) となっている。



問31-7 問31-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。
 当てはまる番号1つに○をつけてください。

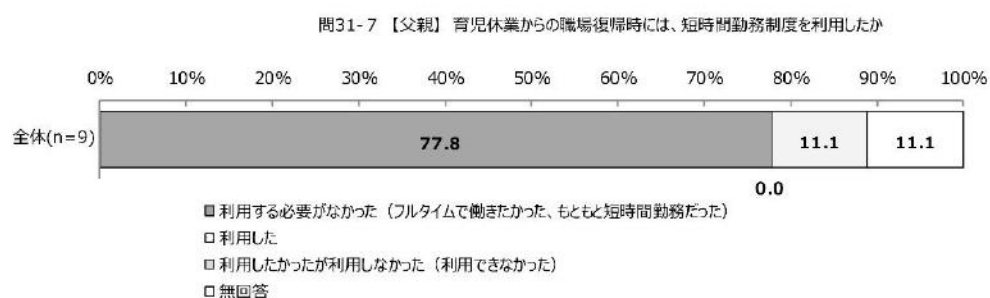
【母親】

育児休業から職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかは、「利用する必要がなかった」「利用した」がともに36.8%、「利用したかったが利用しなかった」(26.3%)となっている。



【父親】

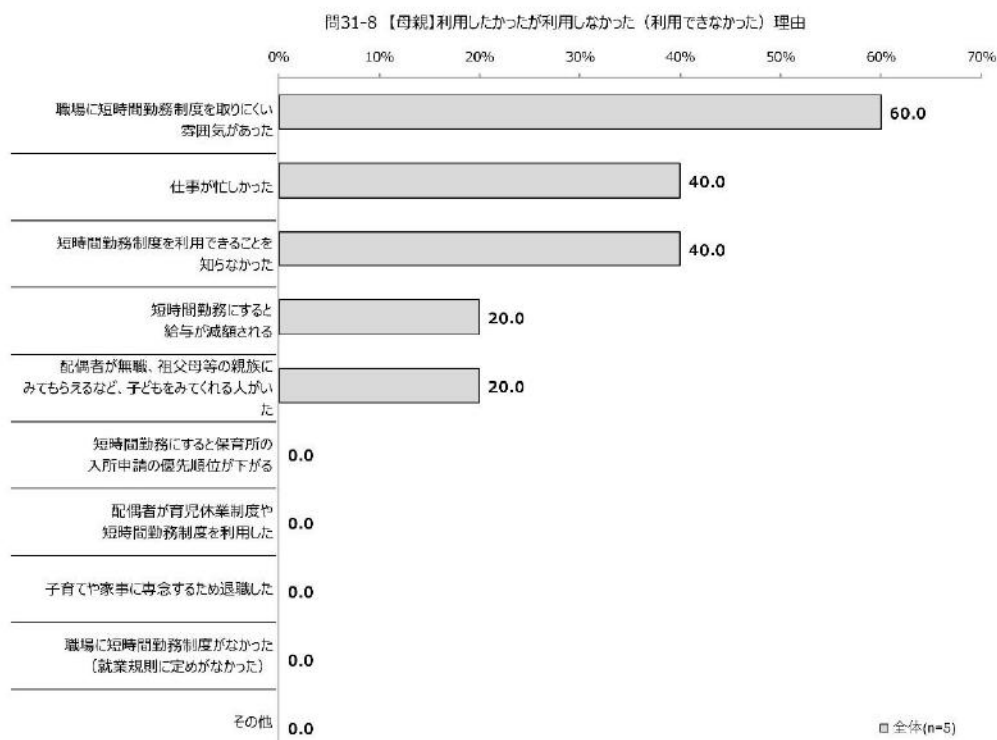
育児休業から職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかは、「利用する必要がなかった」(77.8%)
 「利用したかったが利用しなかった」(11.1%)となっている。



問31-8 問31-7で「3. 利用しなかったが利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。それに当てはまる理由の番号すべてに○をつけてください。

【母親】

利用しなかったが利用しなかった（利用できなかった）理由は、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が60.0%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」「短時間勤務制度を利用できることを知らなかった」がともに40.0%、「短時間勤務にすると給与が減額される」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてる人がいた」がともに20.0%となっている。



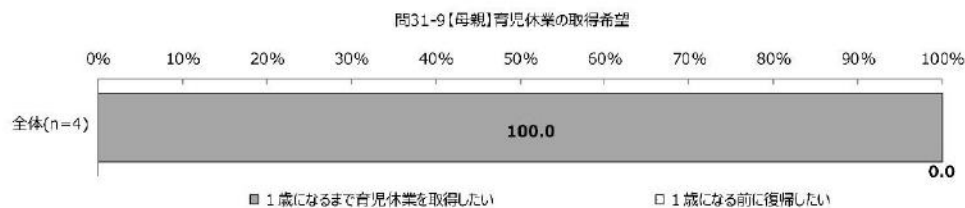
【父親】

利用しなかったが利用しなかった（利用できなかった）理由は、該当者が1名で「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」（複数回答）となっている。

問31-9 問31-2で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。
宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。
当てはまる番号1つに○をつけてください。

【母親】

育児休業の取得希望は、「1歳になるまで育児休業を取得したい」が100.0%となっている。



【父親】

育児休業の取得希望は、該当者がなかった。

問12 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

【地域区分】

- 1：共立・大成・栄・啓生・栃木
- 2：中園・川西・若佐・武士・朝日・富丘
- 3：宮前町・永代町・幸町・西富・北・東
- 4：知来・仁倉
- 5：浜佐呂間・幌岩・浪速
- 6：富富士・若里

地域区分	自由意見
3	住んでいる場所(僻地)や親の就労状況(共働き)関係なく、公平に運動や習い事に参加できる移動のサポート体制があれば良いと思います。
3	病児保育
3	勉強や習い事など、普通より上の部分を頑張るとどうしてもお金が掛かってくる。(例えば塾の費用など)頑張って成果を出している子には助成があると助かる
3	預かり施設や制度
3	短時間(1、2時間)家庭に育児のサポートに来てくれるサービスがあると良い(ファミサポ的なもの)
3	病児保育
3	3歳未満児でも育児休暇期間にかかわらず、子供を保育所に預かれる制度にしてほしい。 佐呂間町には屋外に公園が多少あるが、内容は充実しておらず、近隣他市町村のように屋内外で子供が気軽に利用できる施設が圧倒的に足りない。特に雨天や冬季において子供が走り回れるような屋内施設が不足していると考える。
3	自分の用事の際など、緊急ではときでも長く預かってくれる場所が欲しい。北見に用事があることがあり、困った。
6	町ぐるみで子育てできるとよい。英会話、そろばん、習字、スポーツなどリタイヤした人などが、ボランティアで習えてくれる場所があるといい。そこに行けば、いつでも好きな時に好きな事をやれるような…児童館がそういうスペースになるといい。
3	保育所の振替休日の時、職場で何人も休みをとることができない。そのため、誰か見てくれる人を探さないとならなくて大変な思いをしている。特に3/29～3/31(入所式前)
3	学習塾や習い事をする場が町内に少ないのでもう少し充実してほしい。
6	佐呂間町は、検診や予防接種など必要なことの連絡をしっかりとだけるのでありがたいと思います。子育てを親の判断のみで進めていくのではなく、行政が適切に介入して下さるのが安心・安全だと考えます。こちらが問い合わせなくてもご連絡いただくと非常に助かります。
3	突発的に預かってもらえる環境
1	緊急時の対応
5	時々自分の用事や体調の悪い時など気軽に行政機関(保育所など)にあずけられる様な取り組みもあればよい。(近くに)町内に一時保育もあるようですが、突発でも連れていくのに何十kmもあるし何日前までに予約で大変であるためです。そのために、近くの保育所でも月1回とかでよいので親子で参加できるゲームとか保育をして、日頃から保育士やお友達とふれあう機会を増やして急にあずける時にスムーズにできる環境があるといいと思う。
5	1ヶ月に1回くらい子供の生長について家に来てくれたり、1時間、2時間でも子供を見てもらえる、あずかってもらえる人が居たらいいと思う。
6	佐呂間町内で、おむつ替えができる場所がない(知らない)ので、1箇所でもいいのでありがたいです。子どもを室内で遊ばせられる所や、外で水あそびができる所があると北見や紋別まで行かずに遊べるのでありがたいです。
6	月に1度ほど無料で保育所などで半日ほど預ってくれる制度などを作ってほしい

問32 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見は「特になし」を除く 25 名よりいただいた。以下のように分類し、一部を抜粋した。(全文は※別紙参照)

[子どもの遊び場の充実]

- ・大きな公園や室内で遊べる施設がない。大きなすべり台など本町だけでなく色々な子ども達が集える場所が欲しい。
- ・スターの温水プールを通年運営してほしい。

[保育所や幼稚園などの保育サービスの充実]

- ・若佐・浜佐呂間保育所の児童の人数がかなり少ないので、合併することは考えているのでしょうか？
合併すれば保育士が増え、待機児童の解消にも繋がると思います。
- ・保育所専用のバスがあればいいなと思います。

[町の子育て支援策・経済的支援の充実]

- ・育児休業後の時短勤務の際の給与について減給せずに働いた時間分の給料がもらえるようになる支援があると助かったと思います。
- ・北見市がオムツのゴミ無料収集をしていたり、三笠市がオムツ購入費助成をしているように小さい子どもにかかる費用負担が軽減されたら嬉しいです。

[教育環境の充実]

- ・若佐、浜は、人数が少なすぎるので、早く佐呂間小学校と合併して欲しいです。
- ・保育所は3つの保育所を合併して小学校も1つに合併した方が子供達の社会性を見につけるのに良いのではないのでしょうか

[子育て環境の整備の充実]

- ・図書館のおむつ交換の場所が女性トイレにしかありません。父親だけで図書館に行ったとき、とても不慣です。
- ・佐呂間町内に、粉ミルク、赤ちゃん用の飲食物、などを買える場所が欲しい。おむつ替えスペースを作って欲しい。

佐呂間町

第3期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：佐呂間町

編集：保健福祉課

住所：〒093-0592

北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

電話：01587-2-1212